

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申(案)に対する意見及びこれに対する考え方(案)

■ 意見募集期間：令和6年12月5日(木)から令和7年1月8日(水)まで

■ 意見提出数：207件(法人・団体:192件、個人:15件)

※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者：以下のとおり

(敬称略)

受付	意見提出者	受付	意見提出者
1	JMITU(日本金属製造情報通信労働組合)通信産業本部	13	株式会社オプテージ
2	一般社団法人テレコムサービス協会	14	アルテリア・ネットワークス株式会社
3	JCOM株式会社	15	株式会社NTTドコモ
4	株式会社JPIX	16	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
5	株式会社STNet	17	西日本電信電話株式会社
6	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	18	KDDI株式会社
7	株式会社JTOWER	19	ソフトバンク株式会社
8	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟		
9	中部テレコミュニケーション株式会社		
10	日本電信電話株式会社		
11	楽天モバイル株式会社	-	連名(183者うち10者は上記意見提出者と同一の者)
12	東日本電信電話株式会社	-	個人(15件)

(183者連名の意見提出者) ※着色は上記意見提出者と同一の者

株式会社アイ・キャン	株式会社エコーシティー・駒ヶ岳	近鉄ケーブルネットワーク株式会社
株式会社あいコムこうか	株式会社STNet	株式会社Goolight
株式会社アイ・シー・シー	SBテクノロジー株式会社	株式会社倉敷ケーブルテレビ
株式会社IDCフロンティア	EditNet株式会社	グリーンシティケーブルテレビ株式会社
株式会社アイ・ピー・エス・プロ	株式会社エヌ・シィ・ティ	KDDI株式会社
株式会社秋田ケーブルテレビ	株式会社エネコム	KDDI Digital Life株式会社
株式会社あさがおテレビ	株式会社愛媛CATV	ケーブルテレビ株式会社
厚木伊勢原ケーブルネットワーク株式会社	auエネルギー＆ライフ株式会社	株式会社ケーブルテレビあなん
株式会社アットアイ	auエネルギーホールディングス株式会社	株式会社ケーブルテレビ可児
あづみ野テレビ株式会社	大分ケーブルテレコム株式会社	株式会社ケーブルテレビジョン島原
アルテリア・ネットワークス株式会社	オーシャンブロードバンド株式会社	ケーブルテレビ徳島株式会社
イーブロードコミュニケーションズ株式会社	OTNet株式会社	株式会社ケーブルテレビ富山
伊賀上野ケーブルテレビ株式会社	岡山ネットワーク株式会社	株式会社ケーブルネット下関
諫早ケーブルメディア株式会社	株式会社オキット	株式会社ケーブルネット鈴鹿
出雲ケーブルビジョン株式会社	沖縄セルラー電話株式会社	株式会社ケーブルネット西瀬戸
株式会社いちばらケーブルテレビ	株式会社オプテージ	株式会社ケーブルメディア四国
イツツ・コミュニケーションズ株式会社	株式会社御前崎ケーブルテレビ	気仙沼ケーブルネットワーク株式会社
有限会社伊東テレビクラブ	おりべネットワーク株式会社	株式会社広域高速ネット二九六
株式会社イプリオ	株式会社オリンポス	高知ケーブルテレビ株式会社
射水ケーブルネットワーク株式会社	金沢ケーブル株式会社	皇徳寺ケーブルテレビ株式会社
石見銀山テレビ放送株式会社	鹿沼ケーブルテレビ株式会社	古河ケーブルテレビ株式会社
株式会社インターリンク	関西ブロードバンド株式会社	国府町農事放送農業協同組合
株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ	株式会社吉備ケーブルテレビ	こしの都ネットワーク株式会社
株式会社上田ケーブルビジョン	株式会社キャッチネットワーク	株式会社コミュニティネットワークセンター
宇都宮ケーブルテレビ株式会社	株式会社QTnet	株式会社コムスクエア

Coltテクノロジーサービス株式会社	スター・キャット株式会社	株式会社TOKAIケーブルネットワーク
彩ネット株式会社	西南地域ネットワーク株式会社	株式会社TOKAIコミュニケーションズ
佐賀シティビジョン株式会社	西予CATV株式会社	株式会社トークネット
佐久ケーブルテレビ株式会社	株式会社ZTV	徳之島ビジョン株式会社
株式会社三通	仙台CATV株式会社	鳥取中央有線放送株式会社
株式会社CATV富士五湖	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	となみ衛星通信テレビ株式会社
シーシーエヌ株式会社	ソフトバンク株式会社	株式会社長崎ケーブルメディア
株式会社CCJ	株式会社ソラコム	ながとてれび株式会社
CCNet株式会社	高岡ケーブルネットワーク株式会社	株式会社新川インフォメーションセンター
株式会社シー・ティー・ワイ	多摩ケーブルネットワーク株式会社	新潟県三条市
株式会社JWAY	玉島テレビ放送株式会社	株式会社新潟通信サービス
JCOM株式会社	株式会社多摩テレビ	一般社団法人西会津ケーブルネット
株式会社ジェイコムウエスト	知多半島ケーブルネットワーク株式会社	西尾張シーエーティーヴィ株式会社
株式会社ジェイコム九州	知多メディアネットワーク株式会社	ニフティ株式会社
株式会社ジェイコム埼玉・東日本	株式会社中海テレビ放送	一般社団法人 日本外科学会
株式会社ジェイコム札幌	中部テレコミュニケーション株式会社	株式会社日本ネットワークサービス
株式会社ジェイコム湘南・神奈川	株式会社ちゅピCOM	株式会社ニューメディア
株式会社ジェイコム千葉	土浦ケーブルテレビ株式会社	株式会社にんじんネットソリューションズ
株式会社ジェイコム東京	株式会社TAM	株式会社ネットフォレスト
株式会社JPIX	テレビ阿波株式会社	能越ケーブルネット株式会社
ジェットインターネット株式会社	株式会社テレビ鳴門	株式会社ハートネットワーク
株式会社四国中央テレビ	テレビ北信ケーブルビジョン株式会社	株式会社ハイスタンダード
ZIP Telecom株式会社	株式会社ドヴァ	株式会社八戸テレビ放送
株式会社シティーケーブル周南	東京ケーブルネットワーク株式会社	浜松ケーブルテレビ株式会社
株式会社シナプラス	東京ベイネットワーク株式会社	飯能ケーブルテレビ株式会社

BAN-BANネットワークス株式会社	横浜ケーブルビジョン株式会社
BTV株式会社	よさこいケーブルネット株式会社
BBIX株式会社	LINEヤフー株式会社
ビー・ビー・バックボーン株式会社	楽天モバイル株式会社
東伊豆有線テレビ放送株式会社	株式会社嶺南ケーブルネットワーク
ピッグローブ株式会社	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス
ひまわりネットワーク株式会社	Wireless City Planning 株式会社
姫路ケーブルテレビ株式会社	わいわいネット株式会社
兵庫県豊岡市	
株式会社ファミリーネット・ジャパン	
福井ケーブルテレビ株式会社	
プラステル株式会社	
株式会社ベイ・コミュニケーションズ	
北陸通信ネットワーク株式会社	
北海道総合通信網株式会社	
本庄ケーブルテレビ株式会社	
有限会社マンダラネット	
ミクスネットワーク株式会社	
南九州ケーブルテレビネット株式会社	
宮古テレビ株式会社	
宮崎ケーブルテレビ株式会社	
株式会社メディアアドベンチャー	
山口ケーブルビジョン株式会社	
UQコミュニケーションズ株式会社	
ゆずの里ケーブルテレビ株式会社	

■ 総論

No.	意 見	考え方	案の修正
総論			
意見0-1 答申(案)に賛同。現行の枠組みを強化・維持していくことが重要であり、NTTの特別な資産を保全・保護し、電気通信事業法とNTT法を通信制度の両輪とする前提の下で、時代の変化に応じたNTT法の見直しや強化などが適切にされることを要望。	考え方0-1		
1 今般、総務省情報通信審議会において「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」に関する議論が進められ、3つのワーキンググループ(公正競争、ユニバーサルサービス、経済安全保障)の報告書を踏まえ最終答申(案)が取りまとめられました。 最終答申(案)では、日本電信電話株式会社(以下 NTT)が保有する、他事業者が構築し得ない、電柱・管路・どう道・局舎・土地などの線路敷設基盤とその上に設置された光ファイバなどの電気通信設備(以下「特別な資産」)の重要性や、NTTが果たすべき公共的役割の重要性が改めて確認されました。 最終答申(案)で示された、NTTに対するユニバーサルサービス責務の拡大(ブロードバンドへの対応など)、公正競争確保のための構造規制の維持・強化、経済安全保障の観点から外資規制の維持および「特別な資産」の保全・保護などの方向性に賛同します。また、最終答申(案)に記載の通り、「NTT法に規定される規律が、今後も必要であれば、引き続き同じNTT法で規定すべきとの考え方であり、現在のNTTに関する規律の法体系を維持する点で自然であり、継続性・安定性があること」に賛同するものであり、現行の枠組みを維持・強化していくことが重要と考えます。 さらなる国民生活の向上や経済の活性化、国際競争力の強化、経済安全保障の確保および災害時の安全確保などを図るため、情報通信が担うべき役割は非常に大きく、政府が目指すデジタル実装を通じた地域の社会課題の解決などの推進に向けて、情報通信インフラの健全な発展や事業者間の公正な競争環境がこれまで以上に必要な状況です。 以上の理由から、電気通信事業者や地方自治体など183者は、NTTとの公正な競争環境を整備し、多様なプレーヤーの競争を通じたイノベーションや地方創生を支えるため、地域	賛同の御意見として承ります。 また、総務省においては、本答申(案)に基づき必要な措置を速やかに講ずるとともに、今回、継続検討とした事項を含め、時代に即した対応が必要となる事項について、適時適切に検討することが適当と考えます。	無	

	<p>社会を切り捨てる事なく守るため、また、安全保障に直結する通信主権を守るため、国民の負担により電電公社時代から構築されたNTTの特別な資産を保全・保護し、電気通信事業法とNTT法を通信制度の両輪とする前提の下で、時代の変化に応じたNTT法の見直しや強化などが適切になされることを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社等(183者連名)】</p>	
	<p>意見0－2 NTT持株及びNTT東西は引き続き特殊会社とすべき。答申(案)のうち、NTT東西の本来業務に対する方向性に賛同。公正競争に影響を与えるNTTグループ内の組織再編に対しては審査可能となるよう法的措置を講ずる必要がある。</p>	<p>考え方0－2</p>
2	<p>NTTが果たすべき役割(目的)について、以下の通りであると認識しております。</p> <p>NTT法におけるNTT持株及びNTT東西の目的である「適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること」には、NTT東西の線路敷設基盤及び電気通信設備の適切な維持を通じて、NTT東西自身のサービスのみならず、他社サービスも含めた日本の通信サービス全体の安定的な提供確保も含まれるものと理解しています。</p> <p>NTT持株及びNTT東西の公共的役割は、線路敷設基盤等を承継したことに由来しますが、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申(案)」(以下、「答申(案)」といふ。)のとおり、NTT東西の線路敷設基盤とその上に設置された電気通信設備(光ファイバ等)は、日本の固定通信と移動通信のサービスを支える重要な基盤となっており、市場環境の変化によってもその重要性は変わらずむしろ高まっています。</p> <p>NTT東西の線路敷設基盤及び電気通信設備の適切な維持を通じて、ユニバーサルサービスを含め、我が国の通信サービスの安定的な提供を確保するためには、政府が安定株主となることにより、会社の経営の安定、適正な事業運営を確保する必要があることから、NTT持株及びNTT東西は、引き続き特殊会社である必要があると考えています。</p> <p>以上のNTTの役割(目的)を踏まえ、答申(案)について以下のとおり考えます。</p> <p>(1) NTT東西の本来業務に対する規律</p> <p>NTT東西の本来業務においては、昨今のIP化を踏まえ、県内通信に限定していた「県域業務規制」を撤廃する一方、公正競争確保の観点からは、NTT東西の分離を維持し、禁止する業務として移動通信・ISP業務等を明確化すること、さらに、ユニバーサルサービスや通信サービスの安定的な提供等を確保する観点からは、県内業務部分の自己設置要件を引き</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、NTTグループの組織再編に関する御意見については、考え方3－4－12のとおりです。</p> <p>無</p>

	<p>続き維持することに賛同いたします。</p> <p>(2) NTTの最終保障提供責務に対する規律</p> <p>特殊会社のNTTに課される最終保障提供責務は、適格電気通信事業者になるか否かにかかわらず、不採算地域における参入及び撤退禁止を義務付けるものであると認識しています。これらを通じて、日本全国における電話及びブロードバンドのユニバーサルサービスの安定的な提供を確保するものであり、NTTに対して引き続き公共的な役割を求めるものであると理解しています。</p> <p>(3) NTTグループの組織再編に対する措置</p> <p>NTT法では、NTTの公益性や、巨大性・独占性に着目して、NTT持株やNTT東西の業務範囲等を制限する「構造規制」を定めています。1985年の通信自由化以降、電気通信市場では固定電話がサービスの中心である中、構造上の問題(独占的分野と競争的分野の一体経営)を解消するため、構造分離により長距離通信市場の公正競争を図ることがその趣旨であったと理解しています。</p> <p>社会・経済のデジタル化・DXが進展する市場環境変化がある中で、NTTデータを持つNTTが、グループ内で法人向け事業を統合するような組織再編等を行った場合、公正競争への影響は甚大となることが想定されます。そのような公正競争に影響を与えるNTTグループ内の組織再編に対しては、審査可能となるよう法的措置を講ずる必要があると考えます。</p>	
	【KDDI株式会社】	
3	<p>意見0-3 ユニバーサルサービスにおいて、低廉性の観点で都市部との地域格差が生じないようにすべき。また、NTT東西の分離の維持には賛同であり、NTTドコモとの合併やISP事業への参入等は禁止されるべき。NTT法は維持すべき。</p> <p>ユニバーサルサービスに関しては、全国地域でのユニバーサルサービスにおいて基本3原則である不可欠性、利用可能性、低廉性が保持される事はわが国において極めて重要であり、低廉性の観点においても都市部との地域格差を生じないよう取り組みが進められる事を要望します。</p> <p>NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方としましては、NTT東西殿の分離を維持する事に賛同します。</p> <p>電気通信事業者のグループに対する公正競争条件の在り方としましては、NTT東西殿とド</p>	<p>考え方0-3</p> <p>本答申(案)では、ユニバーサルサービスについては、都市部以外では都市部を上回る料金の設定を原則として認めない規律を課すとともに、NTT東西の分離は維持すること等を適当としており、賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、法形式に関する御意見については、考え方6-7のとおりです。</p>

	<p>コモ殿の合併、およびNTT東西殿が実質的にISP事業に参入できるような合併等は禁止されるべきと考えます。</p> <p>法形式につきましては181者からも意見表明がなされている通り、NTT法は今後とも維持が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	
	<p>意見0-4 政府としても、様々な支援や産官学の連携促進、事業者の創意工夫を後押しするような規制緩和等について、引き続き、検討・推進していただくことが重要。今後見込まれる技術革新や市場変化等も踏まえ、バックキャストで継続的に議論・検討していくことが必要。</p>	<p>考え方0-4</p>
4	<p>【市場環境の変化等を踏まえた継続的な検討の必要性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信市場における技術革新や利用者の利用実態の変化は、NTT法の制定時(40年前)から加速度的に進展しており、音声からデータへの移行、ブロードバンドサービスの拡大、固定通信から移動通信へのシフト等、市場構造は大きく変化し、いまや携帯電話は2.1億契約、固定ブロードバンドは5,000万契約を超えていました。また、スマートフォンの登場により、音声通話サービスはアプリでも提供可能になり、コミュニケーションの中心はSNSやメッセージアプリ等に変わってきています。さらに、音声通話だけでなく、動画視聴や決済、行政手続き等、日常生活の様々なサービスがスマートフォン上のアプリで提供され、国民生活を支えています。 また、従来の固定通信・移動通信というネットワーク市場に閉じた国内事業者間の競争から、現在ではコンテンツやデバイス、プラットフォームといったレイヤー横断的な産業構造に変容し、海外のプラットフォーマーが巨大なプラットフォーム等をバックグラウンドに、自社クラウド基盤上で拠点間の通信サービスを代替することでネットワークレイヤーにも進出する等、競争構造は大きく変化し、国内だけなくグローバルかつレイヤー横断的な競争が展開されています。 加えて、2030年頃には、6GやNTN等の新たな通信技術の登場・普及が見込まれ、自動運転の実現や農業・林業等一次産業のさらなるICT化、スマートシティの拡大等が進展していくとともに、AIの普及・拡大によりサービスの自動化・高度化・多様化が一層加速していくと考えられます。 グローバル競争を勝ち抜いていくためには、今後、ICTインフラを世界に先駆けて高度化 	<p>本答申(案)は、国際競争力の強化や経済安全保障の確保にも配慮しつつ、多様な事業者間の競争を促進し、誰もが取り残されないユニバーサルサービスの提供を確保するための制度整備等について、規制緩和も含めた提言を行ったのですが、総務省においては、今回、継続検討とした事項を含め、技術革新や市場環境の変化などの時代に即した対応が必要となる事項について、適時適切に検討することが適当と考えます。</p>

	<p>すること等を通じて、様々な産業の競争力強化を実現していくことが重要であり、あわせて国民生活の利便性も向上させていくことが必要と考えます。政府としても、そのために必要な様々な支援や産官学の連携促進、事業者の創意工夫を後押しするような規制緩和等について、引き続き、検討・推進していただくことが重要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その際、過去から現在までの変化のみに着目するのではなく、今後見込まれる技術革新や市場変化等も踏まえ、バックキャストで継続的に議論・検討していくことが必要と考えます。 <p>【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	
5	<p>・情報通信分野における市場環境の変化等を踏まえ、広範な論点について必要な見直しの検討が行われ、一定の方向性が示されたことに賛同します。継続検討とされた事項については、技術の進展や市場構造・競争環境の変化を踏まえつつ、今後も継続的に検討を行っていくが必要と考えます。</p> <p>【株式会社NTTドコモ】</p>	
	<p>意見0－5 最終保障提供責務への移行、モバイル網の活用等の方向性に賛同。NTT東西が電話・ブロードバンドの最終保障提供責務を担うためには、整備費・維持費について、必要十分かつ過大でない補填が不可欠。また、モバイルによる屋外の移動利用について、ユニバーサルサービスとして保障することが必要であり、継続的に議論・検討していくべき。</p>	<p>考え方0－5</p>
6	<p>【ユニバーサルサービスのあり方について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話のユニバーサルサービスについて、NTT東西のメタル設備は、今後老朽化しコスト効率が悪化することから、2035年を目途に縮退せざるを得ず、現行のメタル設備を用いた固定電話をユニバーサルサービスとして継続していくことは困難となる中、本答申(案)において、電話のあまねく提供責務の最終保障提供責務への移行、モバイル網の活用(モバイル網固定電話の対象役務化等)が示されたことで、MNOを含む業界全体でユニバーサルサービスを支える仕組みを実現し、効率的かつサステナブルに固定電話のユニバーサルサービスを維持していくことが可能になると考えます。 ・また、ブロードバンドについて、利用者利便向上のため、デジタル田園都市国家構想におけるブロードバンドの世帯カバー率99.9%を着実に実現するとともに、残り0.1%の未整備世帯についてもユニバーサルサービスとして整備し、その際にモバイル網を活用(ワイアレス 	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、NTTが最終保障提供責務を担うに当たっての整備費・維持に関する御意見については、考え方2－4－6、モバイルによる屋外の移動利用のユニバーサルサービスとしての保障に関する御意見については、考え方2－1－5のとおりです。</p> <p>無</p>

	<p>固定ブロードバンド(共用型)の対象役務化)する方向性についても賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回、電話・ブロードバンドとともに、NTT東西が最終保障提供責務を担う方向性が示されていますが、NTT東西が最終保障提供責務を担うためには、整備費・維持費の双方について、必要十分かつ過大でない補填が不可欠であり、今後の検討において、それらの補填を制度的に担保いただけれるよう検討・設計いただきたいと考えます。 本答申(案)では、「ユニバーサルサービスの保障対象は、現時点では、引き続き固定利用とする」としたうえで、「今後の技術の進展や利用の実態等を踏まえ、引き続き検討を行うことが適当」との方向性が示されていますが、モバイルが国民の重要なコミュニケーションツールとなっている利用実態を踏まえれば、モバイルによる屋外(居住エリア)の移動利用について、屋外での緊急通報を含めてユニバーサルサービスとして保障することが必要であり、NTN等の技術の進展も踏まえながら、継続的に議論・検討していくべきと考えます。 <p>【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	
7	<p>ユニバーサルサービスの在り方に関し、電話・ブロードバンドとともにモバイル網を更に活用する方向が示されており、当社は本答申(案)の方向性やお客様の利用実態やニーズを踏まえ、引き続き、適切に対応していく所存です。</p> <p>【株式会社NTTドコモ】</p>	
	<p>意見0-6 NTT東西の業務範囲に関する規制等の緩和に賛同。一方、線路敷設基盤の譲渡等に関する認可制の導入、累次の公正競争条件の一部法定化等、規制強化の方向性が示されている項目は、規制強化を行う必要性はなく、仮に見直しを行う場合でも、必要最低限の規制すべき。また、NTT東西の統合、NTT持株の業務範囲規制については、見直しに向けて継続的に検討いただきたい。</p>	<p>考え方0-6</p>
8	<p>【公正競争確保のあり方について】</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT東西が、将来にわたってネットワーク基盤を維持・運用し、他事業者に公平な提供を行ふとともに、データ通信量の増大に対応したネットワークの強化やIOWNの実装による高度化等を通じて、引き続き日本の情報通信インフラを支えていくためには、NTT東西がさらなる効率化や事業成長を実現し、サステナブルに成長していくことが必要です。 本答申(案)において、NTT東西の業務範囲に関する規制等が緩和(活用業務(電気通信業務以外も含む)の事後検証スキームの導入やNTT東西の合併認可制の一部緩和等)さ 	<p>NTT東西の業務範囲規制に関する御意見は、賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、線路敷設基盤の譲渡等に関する御意見については、考え方2-6-13、累次の公正競争条件に関する御意見については、考え方3-4-7及び考え方3-4-13、NTT東西の統合に関する御意見については、考え方3-2-14、NTT持株の業務範囲規制に関する御意見については、考え方3-3-17のとおり</p>

	<p>れたことにより、これまで子会社を通じてのみ実施可能であった、一次産業等の非電気通信分野を含む地域の様々な課題に対し、NTT東西本体によるワンストップで迅速な提案・提供等が可能となり、NTT東西の事業拡大・成長とともに地域の活性化・地方創生に一層貢献できるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方、線路敷設基盤の譲渡等に関する認可制の導入、累次の公正競争条件の一部法定化等、規制強化の方向性が示されている項目については、現行のルール等で担保可能であり、規制強化を行う必要性はないと考えます。仮に、見直しを行う場合であっても、規制対応に要する行政・事業者双方の運用コストにも配慮しつつ、当社および当社グループの機動的・効率的な経営を阻害しないよう、必要最低限の規制としていただきたいと考えます。 また、NTT東西の経営状況が悪化する中、NTT東西が、引き続き安定的にネットワーク基盤を維持・提供するとともに、高度化や新技術の社会実装を推進していくためには、さらなる抜本的なコスト改革や設備投資に向けたキャッシュの創出が必要であり、その実現に向けた選択肢としてNTT東西の統合が可能となるよう、早期に見直しをいただきたいと考えます。 <p>【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	です。
9	<ul style="list-style-type: none"> NTT持株の業務範囲規制についても、研究所が持株会社に属しているにも関わらず、NTT法により、NTT持株は事業を行うことができないため、研究成果を事業化する際に、立ち上げ時のリスクを自らとて推進できず、いわゆる「死の谷」を越えられないケースもあることから、引き続き、見直しに向けて継続的に検討いただきたいと考えます。 <p>【日本電信電話株式会社】</p>	
10	<ul style="list-style-type: none"> 一方、NTTグループに対する累次の公正競争条件の一部法定化等、規制強化の方向性が示されている項目については、現行のルール等で担保可能であり、規制強化を行う必要性はないと考えます。仮に見直しを行う場合であっても、機動的・効率的な経営を阻害しないよう、必要最低限の規制としていただきたいと考えます。 <p>【株式会社NTTドコモ】</p>	
意見0-7 外資総量規制や個別投資審査等の在り方については、外為法等における対応状況 や今後の国際的な規制動向等も踏まえつつ、継続議論いただきたい。		考え方0-7

11	<p>【経済安全保障の確保のあり方について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総量規制や個別投資審査等のあり方については、携帯事業者(MNO)が、約2.1億のモバイルユーザを抱え、ネットワークの中を流れる通信の内容・履歴、位置情報等、極めて重要なデータを扱っていることを踏まえれば、当該事業者についても外資からの安全性確保が必要と考えます。そのためには個別投資審査を行っていくことが合理的であり、外為法等における対応状況や今後の国際的な規制動向等も踏まえつつ、継続議論いただきたいと考えます。 ・ さらには、「対日投資促進」と「懸念される対日投資の抑制」の2つの政府方針を両立させる観点でも、個別投資審査の強化は合理的であり、主要諸外国における個別審査強化の流れがさらに強まっていることも踏まえつつ、我が国的重要インフラ全体の安全保障をどのように確保していくかという観点とあわせて、引き続き検討を進めていくことが重要と考えます。 <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>本答申(案)では、外資総量規制や個別投資審査等の在り方は、御指摘の点等を踏まえて今後継続検討することが適当としており、賛同の御意見として承ります。</p>	無
意見0-8 「引き続き検討することが適当」と示された事項について、積極的に議論への参画・協力していく。また、法令を遵守し、ユニバーサルサービスの提供や積極的な研究開発等を通じて、地域産業の活性化や地方創生、国際競争力の強化等に貢献していく考え。	考え方0-8		
12	<p>【継続検討事項について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モバイルによる屋外(居住エリア)のユニバーサルサービス化、NTT東西の統合、各種担保措置等を含め、本答申(案)で「引き続き検討することが適当」と示された事項については、いずれも答申後に継続して議論・検討をしていくことが必要と考えており、当社としても、その議論に積極的に参画・協力していく考えです。 <p>【今後に向けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、NTT東西は、引き続き、電気通信事業法等の法令・ルールに則り、電気通信市場における公正競争を遵守し、電気通信設備や線路敷設基盤を他事業者に対して公平に提供していくとともに、ユニバーサルサービスの提供や、ネットワーク基盤の高度化・強靭化の推進、様々なサービスの提供を通じた地域産業の活性化や地方創生に貢献していく考えです。 <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	<p>本答申(案)において、継続検討とした事項の検討は、今回と同様に、NTTを含む関係事業者等の意見等を踏まえながら行うことが必要と考えます。</p> <p>また、NTTにおいては、本答申(案)に沿った取組を行い、引き続き、地域産業の活性化や地方創生、国際競争力の強化等に貢献することが期待されます。</p>	無

13	<p>【今後に向けて】</p> <ul style="list-style-type: none">当社は、引き続き研究開発に積極的に取り組むとともに、今後、国内外の様々なパートナーの皆さまと機動的な連携も図りつつ、研究開発のさらなる推進と、IOWNやNTT版LLM「tsuzumi」等の社会実装を進め、国内の産業基盤の強化、国際競争力の強化等に貢献していきます。 <p>【日本電信電話株式会社】</p>	
----	--	--

■ I. 基本的考え方

□ 第2章 情報通信産業を取り巻く諸課題

No.	意 見	考え方	案の修正
	<p>意見1－2－1 通信政策の目的は、電気通信事業法の目的である「電気通信役務の円滑な提供を確保すること等であり、国際競争力の強化はその手段にすぎない。電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるような場合には、国際競争力強化のための施策を進めるべきではない。</p>	考え方1－2－1	
14	<p>－「第2節 電気通信市場の環境変化」第4パラグラフ(p.6)において、わが国の電気通信産業の国際競争力を強化するための取組みの重要性が記述されていますが、国際競争力強化があたかも通信政策の目的の一つであり、「時代に即した通信サービスの適切な提供」(同第3パラグラフ)といった他の政策目的との比較およびトレードオフが可能であるように読めます。</p> <p>－通信政策の目的は、あくまでも「電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者等の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進する」(電気通信事業法第一条)ことであり、電気通信産業の国際競争力強化はその政策目的を達成するための手段にすぎません。産業の国際競争力の強化を追求すること(あるいは、NTTという個別企業の国際競争力強化)は、電気通信役務の円滑な提供の確保に資するものであるべきであり、さらにいえば、国際競争力増大は電気通信役務の円滑な提供に支障が生じない範囲でのみ追求されるべきものです。</p> <p>－そのため、産業の国際競争力の強化を追求すること(あるいは、NTTという個別企業の国際競争力強化)の副作用として国内の競争環境が変化し、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるような状況が予想される場合、国際競争力強化のための施策を進めるべきではないこと、あるいは、国際競争力強化は通信政策においては二次的な目標であるべきことを最終答申において明記すべきだと考えます。</p>	<p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>通信政策の検討においては、我が国では、人口減少が進み、国内市場の大幅な拡大が期待しにくい中で国際競争力の強化が喫緊の課題となっていること、近年、国際情勢が緊迫化する中で我が国の神経網である通信分野の経済安全保障の確保が重要なことを踏まえることが必要となっています。</p> <p>このため、今回の検討は、ユニバーサルサービスや公正競争の確保だけでなく、国際競争力強化や経済安全保障の確保も、通信政策として確保すべき事項に位置付けて行ったものです。</p> <p>御指摘のとおり、電気通信事業法の目的である「電気通信役務の円滑な提供」に支障が生じるような国際競争力強化のための施策は進めるべきでないと考えますが、通信政策では、これらの事項に優劣を付けることなくバランスよく確保することが重要であり、本答申(案)は、その観点から必要な施策を取りまとめたものです。</p>	無

■ I. 基本的考え方

□ 第3章 検討の基本的考え方

No.	意 見	考え方	案の修正
	意見1－3－1 通信の自由化から相当の年数が経過しているので、NTT以外の国内の電気通信事業者に求める事項も記載すべき。	考え方1－3－1	
15	2. NTTの経営面で確保すべき事項 ⇒以下のような内容を加えたらどうか 2－1. NTT以外の国内の電気通信事業者が求められる事項 KDDI,ソフトバンク、楽天各社も同様に公共性を持つことから単にNTTに対し競争心だけを持ち批判をするだけではなく通信の自由化が始まってから相当の年数がたち、各社が参入してからも相当の時間が経過している中での各社の整備状況を振り返りながらもつと高い水準でその立場を果たしていくことが求められる。	本答申(案)は、1985年の通信の自由化以降の競争環境の変化やNTT以外の主要通信事業者の役割も検討した上で、必要な施策を取りまとめたものです。 【個人】	無

■ II. ユニバーサルサービスの確保の在り方

□ 第1章 情報通信インフラの整備・維持の基本的考え方

No.	意 見	考え方	案の修正
第1節 基本的考え方			
意見2－1－1 NTTが進めるメタル回線設備の縮退に際しては、光ファイバへの移行を原則とすることが重要。一方、モバイル網やNTNの活用は、政府目標達成後に残る未整備地域等における光ファイバの整備・移行を補完する手段として限定的に捉えることが適当。			考え方2－1－1
16	<p>政府の方針では、光ファイバの整備を通じて高度な情報通信インフラの利便性を確保し豊かな社会を実現することが目標とされています。このため、NTTが進めるメタル回線設備の縮退に際しては、光ファイバへの移行を原則とすることが重要と考えます。一方、モバイル網やNTNの活用は、2027年度末までの政府目標(光ファイバの世帯カバー率99.9%)達成後に残る未整備地域等において、光ファイバの整備・移行を補完する手段として限定的に捉えることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本答申(案)のとおり、光ファイバについては、2027年度末までに世帯カバー率99.9%とする目標の実現に向けて着実に取組を進めつつ、残り0.1%の世帯については、無線を積極的に活用し、光ファイバと無線を組み合わせた効率的な整備・維持を図ることが適当と考えます。</p>	無
第2節 各情報通信インフラの整備・維持の在り方			
意見2－1－2 メタル回線設備の縮退及び光回線等への移行については、卸・接続事業者に十分前もって計画を開示することが必要であり、早期に公表すべき旨を追記すべき。			考え方2－1－2
17	<p>メタル回線設備の縮退及び光回線等への移行については、切り替えの規模も大きく、利用者への影響も大きいことから、具体的な移行計画の策定と進捗の検証のみならず、回線移行に関するユーザ周知のほか、卸・接続事業者に対し十分前もって計画を開示すること(卸・接続事業者側で必要なシステムや設備、運用等の構築のため)が必要です。</p> <p>「PSTN(Public Switched Telephone Network:公衆交換電話網)のIP網への移行の場合と同様(本答申案 p.4)」との本答申案の記載から、電話網移行円滑化委員会における整理(※1)と同様に、移行計画は前広に公表すべきという旨も含むものと理解していますが、本答申案においてもこの点を明確にすべく、以下のとおり追記すべきと考えます。</p>	<p>本答申(案)において、「利用者や事業者への影響が大きいため、NTTにおいては、移行の時期・方法や移行先サービスの案内等について十分な時間的余裕をもって検討・調整・周知することが求められる。」と記載しており、いただいた修正案と同内容と考えますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>	無

	<p>【修正案】</p> <p>メタル回線設備については、円滑な縮退を図る観点から、PSTN (Public Switched Telephone Network:公衆交換電話網)のIP網への移行の場合と同様に、NTTにおいて、具体的な移行計画を策定・<u>早期の公表の上</u>、総務省で移行計画の進捗を検証する等の取組を進めすることが適当である。</p> <p>また、メタル回線設備の縮退に伴うメタル設備(銅線)の売却益等の扱いについては、旧公社から継承した資産であることも踏まえ、公の場でその売却益等の使途の適正性を検証すべきと考えます。</p> <p>(※1)「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申～最終形に向けた円滑な移行の在り方～」p.2</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「利用者」が、予見可能性を持ち、かつ安心して、移行先のIP網において良質・低廉で多様なサービスを自由に選択できること • 「事業者」が、整備された公正な競争環境下で、予見可能性を持ちながら、移行先のIP網において良質・低廉で多様なサービスを自由に提供できること。これにより、「利用者」がこうしたサービスを自由に選択できることになること <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	
	<p>意見2-1-3 モバイル網の整備・維持について、競争的な整備・維持と協調的な整備・維持を両輪とする考え方に賛同。インフラシェアリングの検討に当たっても、この考え方を担保すべき。</p>	<p>考え方2-1-3</p>
18	<p>モバイル網の整備・維持について、MNO間の設備競争によるものを基本としつつ、競争的な整備・維持と、協調的な整備・維持を両輪として促進することが適当であるとの考え方を賛同いたします。当協会には多くのMVNOが参加しており、そのMVNOのビジネスはMNOにより整備・維持されるモバイル網に依存しているものです。適切な制度による支援によりモバイル網が維持・整備されることは、国民生活にとり直接的に有用であるのみならず、MVNOのサービスの向上と、モバイル市場の競争の促進に繋がり、競争による更なる利便性の向上、料金の低廉化といった間接的効果も国民の利益となるものと考えます。</p> <p>なお、そのためにはMNOによって十分に整備されたネットワークを、適切にMVNOが利用可能であることが必要です。仮に、競争的な整備・維持と協調的な整備・維持のバランスを欠</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>インフラシェアリングの検討に関する御意見は、その検討を行う際の参考とすることが適当と考えます。</p>

<p>き、インフラシェアリングが不採算地域以外にも大きく広まるようなことがあれば、MNO間の設備競争の減退と、モバイル網の維持・整備の後退に繋がりかねません。例えば「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に、MNOによる設備競争を基本にしつつも、競争的な整備・維持と協調的な整備・維持のバランスに係る記載を行うなど、今後、本答申案の考え方を制度的に担保していくことが重要であると考えます。</p> <p>また、仮にインフラシェアリングがより広く行われるようになり、それによるメリットをMNOのみが享受する状況となった場合、モバイル市場の協調的寡占がより強まり、市場競争が減退するおそれがあります。インフラシェアリングによるコスト削減効果をモバイル接続料の低廉化に繋げていくことは当然として、仮にMNO間でより高度なインフラシェアリング（RANシェアリングを含めたアクティブインフラシェアリング）が行われるようになった場合は、それによるMNO間の設備競争の減退を、サービス競争の一層の加速によりMVNOが補えるようにすべく、例えばMVNOが金銭を対価にMNO間の設備共用に参加できる枠組みの促進などを検討すべきです（※）。</p> <p>※ 「(RANシェアリングによる『フルVMNO』の実現)」、デジタル変革時代の電波政策懇談会5GビジネスデザインWG第5回会合（令和5年3月24日）にて当協会から提言</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	
---	--

第3節 ユニバーサルサービスとして保障する利用形態

意見2-1-4 ユニバーサルサービスの保障対象を固定利用とする方向性に賛同。携帯電話サービスは引き続き競争によるエリアカバーの拡大を図ることが適切。	考え方2-1-4
<p>19 ユニバーサルサービスの保障対象を固定利用とする方向性に賛同いたします。</p> <p>携帯電話サービスについては、MNOによる競争的・協調的なエリアの整備・維持により、着実に進展してきたことも踏まえ、引き続き、競争的・協調的なエリアカバーの拡大を図ることが適切と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>無</p>
<p>20 移動利用の形態である携帯電話サービスは、以下の理由からユニバーサルサービスとしての保障の必要性が低いと考え、ユニバーサルサービスの保障対象は固定利用とすることが適当とする本答申案に賛同します。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> 事業者間の競争によって、我が国におけるモバイルの人口カバー率は99.99%に至ること（※出典：「携帯電話を利用できない不感地域の状況について（令和4年度末現在）」） 電波法の制度において、エリア整備・維持に関する規律（開発計画認定制度・有効利用評価方針等）が既に存在しており、ユニバーサルサービス化に伴う特殊会社ではない事業者への強い規制（退出規制等）は競争促進の著しい支障となり不適切であること 競争による促進を超えた面的エリアカバーの拡大や、モビリティの確保を政策目標とし、制度を拡大することは、国民の負担増大にも繋がり適切ではないこと 既に地域間格差なく競争地域と同じ料金で利用が可能であり、エリア縮小のような事象もなく、指定することにより期待される効果がないこと 面的カバー拡大による利便性確保を主とするモバイルサービスの設計上、実効速度の確保以前に、固定拠点を漏れなくカバーすることが困難であること等、無線の技術特性・品質面等の課題が解消されていないこと <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	
--	--	--

意見2－1－5 携帯電話サービスをユニバーサルサービスに位置付けることについては、今後の技術の進展等を踏まえて検討を進めが必要。

考え方2－1－5

21	<p>本答申(案)の考え方賛同いたします。</p> <p>携帯電話サービスの移動利用をユニバーサルサービスに位置づけることについては、新たな国民負担が生じる可能性が高いことに鑑み、現時点においては、引き続き固定利用に限定することが適当と考えます。</p> <p>ただし、今後の技術の進展や利用の実態等を踏まえ、移動利用をユニバーサルサービスに加えることについて検討を進めが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社STNet】</p>	<p>本答申(案)では、携帯電話サービスをユニバーサルサービスに位置付けることについては、今後の技術の進展や利用の実態等を踏まえ、引き続き検討を行うことが適当としており、賛同の御意見として承ります。</p>	無
22	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルサービスの保障対象について、固定電話のニーズが一定数存在することを踏まえ、「現時点では、引き続き固定利用を対象とする」方向性に賛同します。 一方、モバイルによる屋外（居住エリア）を含めたユニバーサルサービスとしての保障については、本答申(案)では「ユニバーサルサービスとして移動利用を保障対象とする必要性は高いとはいえない」とされていますが、モバイルが国民の重要なコミュニケーションツールとなっている利用実態を踏まえれば、モバイルによる屋外の移動利用について、屋外で 		

	<p>の緊急通報を含めてユニバーサルサービスとして保障することが必要であり、NTN等の技術の進展も踏まえながら、継続的に議論・検討していくことが必要と考えます。</p> <p>【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	
	<p>意見2－1－6 携帯電話サービスをユニバーサルサービスに位置付けることを求める。</p>	<p>考え方2－1－6</p>
23	<p>携帯電話サービスについては、普及状況や利用実態等を踏まえれば、国民生活に不可欠なサービスであり、ユニバーサルサービスに位置付けることを求めます。</p> <p>【JMITU通信産業本部】</p>	<p>本答申(案)のとおり、携帯電話サービスについては、MNOが競争的及び協調的に整備・維持を進めている状況にあること、そのような状況の中でユニバーサルサービスに位置付けて国民負担を生じさせることはMNOの経営状況に鑑みると国民の理解が得られにくいと考えられること、また、技術的にカバー困難な地点に関する課題があること等から、現時点では、ユニバーサルサービスに位置付けることはしないことが適当と考えます。</p>

■ II. ユニバーサルサービスの確保の在り方

□ 第2章 ユニバーサルサービスに位置付ける役務

No.	意 見	考え方	案の修正
第1節 電話のユニバーサルサービスに位置付ける役務			
	意見2－2－1 メタル固定電話を中心とした固定電話の単体利用をユニバーサルサービスとして保障することに賛同。	考え方2－2－1	
24	メタル固定電話を中心とした固定電話の単体利用をユニバーサルサービスとして保障することに賛同します。 【JMITU通信産業本部】	賛同の御意見として承ります。	無
25	本答申(案)の考え方賛同いたします。 NTT東西殿のメタル電話が2030年頃でも未だ約730万の利用者の残存が見込まれるため、利用者保護の観点から、当面はメタル固定電話を中心とした固定電話の単体利用をユニバーサルサービスとして保障することが適当だと考えます。 ただし、メタル固定電話の利用者が残存する区域では、利用者が減少しても設備の維持が必要となり、NTT東西殿の赤字額は拡大が見込まれることから、メタル回線設備の円滑な縮退を図る観点から、モバイル網の更なる活用(NTT東西殿のワイヤレス固定電話の地域限定の緩和、モバイル網固定電話のユニバーサルサービスへの追加)を進めることは適当であると考えます。 【株式会社STNet】		
	意見2－2－2 ワイヤレス固定電話を不採算地域に限定する規律の見直し及びモバイル網固定電話をユニバーサルサービスに追加する方向性に賛同。	考え方2－2－2	
26	・ 電話のユニバーサルサービスにおいて、NTT東西のワイヤレス固定電話を不採算地域に限定する規律を見直して全国提供可能とすること、および現在MNOが提供するモバイル網固定電話をユニバーサルサービスへ追加することは、モバイル網の活用による効率的かつサステナブルなユニバーサルサービスの維持を可能とするものであり、見直しの方向性について賛同します。 【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】	賛同の御意見として承ります。	無

	意見2-2-3 ワイヤレス固定電話の提供範囲の拡大は、利用者利便を損なうおそれがあり、慎重な検討が必要。	考え方2-2-3	
27	<p>ワイヤレス固定電話は、光ファイバが整備されない条件不利地域においてはサービスの安定的な提供を確保する観点からメタル固定電話に代わって固定電話サービスを維持していく手段として一定の有効性があると考えます。</p> <p>しかしながら、ユニバーサルサービスの本質的な意義は、国民生活に不可欠な通信サービスを、利用者の少ない高コスト地域を含めて地域間格差なく公平に利用できることを確保することにあります。ワイヤレス固定電話は、安心系サービスが利用できないなどの技術的制約があることから、必要以上に効率性を追求してワイヤレス固定電話の提供範囲を拡大することは、かえって利用者の利便性を損なうおそれがあります。</p> <p>このような考え方のもと、ワイヤレス固定電話の提供地域を不採算地域に限定する規律を見直す場合には、以下の2つの理由から、慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>第一に、デジタル田園都市国家構想では2027年度末までに光ファイバの世帯カバー率99.9%を目指として掲げられていますが、残る0.1%(約5万世帯)の未整備世帯についても光ファイバを必要とする全地域の整備を目指すとしています。ワイヤレス固定電話の提供地域の制限を緩和することは、NTTによる光ファイバ敷設のインセンティブを減退させ、この政策目標の達成を阻害するおそれがあります。</p> <p>第二に、現在、光ファイバの全国的な整備・維持を支援するための各種制度が整備されており、補助金や交付金制度の活用により、既設光ファイバの活用や新規整備に係る追加コストを抑制することが可能です。したがって、NTT東西においては、まず自らの新規光ファイバ整備や自治体光ファイバの譲受、あるいは他事業者の既設光ファイバの活用による電話役務の提供可能性を優先して検討することが適当です。</p> <p>なお、2024年4月から提供を開始したワイヤレス固定電話における、利用者の安心系サービスの利用状況やNTT東西の説明状況等の運用について、まずはNTT東西から説明をいただき、提供実態を把握することが適当と考えます。</p>	<p>固定電話の利用者が減少し、NTT東西の固定電話の赤字は拡大傾向にある中で、電話のユニバーサルサービスの効率的な提供を確保することが求められていること、また、メタル回線設備は2035年頃に縮退が見込まれる中で、メタル回線を用いた固定電話の利用者を円滑に代替サービスに移行させる必要があること等に鑑みると、無線の積極的な活用が必要であるため、本答申(案)のとおり、NTT東西のワイヤレス固定電話の提供地域を不採算地域に限定する規律は見直し、モバイル網固定電話を新たにユニバーサルサービスに追加することが適当と考えます。</p>	無
28	<p>ワイヤレス固定電話の地域限定及び、技術基準の緩和に反対します。</p> <p>ワイヤレス固定電話については、現行どおり不採算地域に限定し、技術基準も現行どおり維持</p>	【KDDI株式会社】	

	することを求める 【JMITU通信産業本部】		
	意見2－2－4 モバイル網固定電話は、緊急通報時の機能に不備があるため、電話のユニバーサルサービスに位置付けるべきではない。 【JMITU通信産業本部】	考え方2－2－4	
29	モバイル網固定電話は、緊急通報時の発信者情報通知機能に不備があるなどサービス品質に問題があり、ユニバーサルサービスに追加すべきでないと考えます。仮に、追加される場合は、緊急通報受理機関からの指摘等を最大限尊重し、確実な当該機能の実相を条件とすべきと考えます。 【JMITU通信産業本部】	考え方2－2－3のとおり、モバイル網固定電話は、電話のユニバーサルサービスに位置付けることが適当と考えますが、その際には、総務省において、その普及状況を見極めつつ、有識者や関係事業者、緊急通報受理機関等の意見も聴きながら、その普及段階において確実に、「緊急通報時に、住所情報、通報者が使用する固定電話番号(0ABJ番号)及び氏名が通知される機能」の実装が実現されるよう、検討を進めることが適当と考えます。	無
	意見2－2－5 モバイル網固定電話について、電話のユニバーサルサービスへの位置付けに当たっては、現行サービスに影響を与えないこと、緊急通報に係る機能実装に過度な負担がかからないこと、技術的制約があることについて利用者の理解を得ること等が必要であり、慎重に検討すべき。	考え方2－2－5	
30	モバイル網固定電話を電話のユニバーサルサービスに位置付け、ユニバーサルサービスとして提供を開始する際には、以下の3つの理由から、慎重な検討が必要と考えます。 第一に、緊急通報受理機関から要請のある契約者住所情報の通知や回線保留、呼び返しに準ずる機能等については、人命に関わる重要な機能であることから、警察や全国の消防本部等の関係機関との十分な協議を経て、その具体的な要件を慎重に見極めることが必要と考えます。これらの機能の実装には、モバイル網固定電話を提供する事業者において、システム開発等に莫大なコストが生じることが想定され、過度な負担とならないよう留意が必要と考えます。 第二に、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けるにあたっては、技術基準や約款等に係る規律について、現行のモバイル網固定電話が競争環境下で成立したサービスであることを踏まえ、現在の仕様や提供条件に影響を与えないよう、第二号基礎的電気通信役務と同等の規律(契約約款届出義務、役務提供義務、技術基準適合維持義務)とすることが適当と考えます。その規律内容や対象事業者等の要件については、事業者に過度な負担とならないよう、十分な時間をかけて議論を深めが必要です。	本答申(案)では、御指摘の点を踏まえ、モバイル網固定電話固有の技術基準の検討は、現に提供されているサービスであることを考慮することや、必要な機能の実装には相応の準備期間・コストを要するため、その普及状況を見極めつつ、普及段階において必要な機能が確実に実装されるように進めることが適当としており、総務省においては、本答申(案)に沿って、今後、関係事業者等の意見を聴きながら、必要な検討を進めることが適当と考えます。	無

	<p>第三に、モバイル網固定電話には、電波の特性上、ユニバーサルサービスとして提供するには 通信品質に不安定性があるほか、安心系サービスが利用できない等の技術的制約があることから、利用者保護の観点から、これらの制約について利用者の理解を得ることが必要と考えます。実際に、過去の当社メタルプラス電話終了時のアンケートでは、モバイル網固定電話への移行を望まない理由として、緊急通報サービス等の安心系サービスが利用できなくなることへの不安等が挙げられました。今後、モバイル網固定電話をメタル固定電話の移行先の選択肢として提示する場合には、以下の点について利用者に対して丁寧な説明を行うことが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報の機能に一部制約があること(発信場所が通知されないエリアがある、契約住所情報やOABJ番号が緊急通報受理機関に通知されない等) ・安心系サービスが利用できない場合があること ・通話品質がメタル固定電話と異なること(モバイル網の輻輳等によって繋がりづらい等) ・FAXの利用に制限があること <p>したがって、モバイル網固定電話の活用は、光ファイバの整備が困難な地域における補完的手段として位置付け、その具体的な要件等については、事業者の開発コストや規制対応の負担のあり方も含め、関係者間で丁寧な議論を重ねることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	
31	<p>モバイル網固定電話は、競争の中で成立し現に提供されているサービスであるため、仮に基盤的電気通信役務として位置付ける場合には、事業者間の公正競争環境と利用者利便の確保の観点から、現行のサービス仕様や提供条件に影響を与えないことが必須と考えます。</p> <p>また、メタル固定電話からモバイル網固定電話への移行の際は、現時点で提供されている第一号基盤的電気通信役務との差分(契約条件や技術・サービス仕様等)について利用者から十分な理解を得ることが必要です。</p> <p>したがって、以下のとおり修正すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【修正案】</p> <p>モバイル網固定電話は、住所情報が通知されず、緊急通報をした場所が特定できない場合があること、品質が FAX の提供に適さないサービスがあること、メタル固定電話と比較して品質が劣るサービスがあること等の課題、<u>競争環境の中で成立したサービスであることに配慮した制度設</u></p>	

	<p><u>計や利用者利便の確保の必要性</u>はあるが、以下の点等に鑑みると、電話のユニバーサルサービスに位置付けることが適当である</p> <p>なお、デジタル田園都市国家インフラ整備計画(改訂版)において2027年度末までに光ファイバの世帯カバー率99.9%を目指すという政策目標が示されていることや、光固定ブロードバンドに重畠する光IP電話であれば現行のメタル固定電話と基本的にサービス仕様差はないこと等から、光回線の拡大により光固定ブロードバンドに重畠する光IP電話への移行を促進することが適切と考えます。</p>	
	【ソフトバンク株式会社】	
32	<p>「通常の利用に支障を来さない一定の安定性や通話品質、緊急通報等が確保できる水準を検討(現に提供されているサービスであることも考慮した上で現行のIP電話や携帯電話などの技術基準を参照しながら検討)し、それを課せば足りると考えられる」(P21)とはあるものの、「住所情報が通知されず、緊急通報をした場所が特定できない場合があること、品質がFAXの提供に適さないサービスがあること、メタル固定電話と比較して品質が劣るサービスがあること等の課題」(P20)があることから、緊急通報システム等の安全・安心系サービスの利用者保護の観点から、緊急通報等が確保できる具体的な水準の慎重な検討に加え、対象となるモバイル網固定電話の明確化が重要であると考えます。</p>	
	【楽天モバイル株式会社】	
33	<p>モバイル網固定電話への緊急通報の実装には、当社網内における設備のリプレイスやソフトウェアの開発等に伴って相応の準備期間・多大なコストを要する想定です。</p> <p>本件の検討を否定するものではありませんが、実装に向けた検討については本答申案のとおり普及状況を見極めた上でその要否を判断すべきであり、仮に検討に着手する場合には、事業者の意見を参考にしつつ、慎重に検討を行うべきと考えます。</p>	
	【ソフトバンク株式会社】	
意見2-2-6 モバイル網固定電話は、電話転送役務を活用したサービスであるため、ユニバーサルサービスの対象とする際には、電話転送役務への規律の見直しを検討すべき。		考え方2-2-6
34	・モバイル網固定電話は、現状、固定電話番号を使用した電話転送役務を活用したサービスであり、ユニバーサルサービスの対象にするにあたっては、新たな役務として定義した上で、固定端	本答申(案)では、モバイル網固定電話固有の技術基準の検討は、現に提供されているサービスであることを考慮した上 無

	<p>末系伝送路設備の一端を番号区画内に設置する等の電話転送役務に課せられる規律の見直しを検討していただきたいと考えます。</p> <p>・MNO各社が提供するモバイル網固定電話は一定の安定性や通話品質を確保した上で提供されているものと認識しており、モバイル網固定電話の通話品質等の技術基準の検討にあたっては、現行のサービス品質を踏まえて検討いただきたいと考えます。</p> <p>・当社は、モバイル網固定電話のサービス提供にあたり、本答申(案)の方向性やお客様の利用実態やニーズを踏まえ、引き続き適切に対応していく考えです。</p>	<p>で、通常の利用に支障を来さない一定の安定性や通話品質、緊急通報等が確保できる水準を検討することとしており、その他の規律についても、総務省においては、本答申(案)に沿って、今後、関係事業者等の意見も聴きながら、必要な検討を進めることができます。</p>	
	<p>【株式会社NTTドコモ】</p> <p>意見2-2-7 高品質な音声通話が可能であり、緊急通報に係る機能も提供可能な光IP電話を電話のユニバーサルサービスの中核に位置付けるべき。</p>	<p>考え方2-2-7</p>	
35	<p>今後の制度設計においては、電話のユニバーサルサービスの中核に、光IP電話を位置づけることが適当と考えます。</p> <p>デジタル田園都市国家構想においては、2027年度末までに光ファイバの世帯カバー率99.9%が目標とされており、国策として光ファイバの全国整備が進められています。この光ファイバ網の上で提供される光IP電話は、既に約3,600万件の契約数があり、メタル回線設備の縮退により、今後も増加が見込まれることから、ユニバーサルサービスの中核を担うことが適当なサービスであると考えます。また、光ファイバ網は国民生活に不可欠な通信サービスを継続的かつ安定的に提供できる最適な基盤であり、将来にわたって維持・運用が必要な設備であると考えます。この光ファイバ上で提供される光IP電話は、メタル固定電話同様に高品質な音声通話が可能であり、緊急通報における契約者住所情報の通知や回線保留機能等が提供可能となっています。人命にかかる緊急通報の確実な提供という観点からも、光IP電話を中心に据えることが適当と考えます。なお、モバイル網を活用したモバイル網固定電話については、品質や緊急通報等に制約があることに留意が必要であり、あくまでも補完的な位置づけとすることが適当と考えます。</p> <p>したがって、2035年のメタル回線設備の縮退を見据えた制度設計においては、光IP電話をユニバーサルサービスの中核に位置づけた上で、その提供が困難な地域に限って、補完的にモバイル網の活用を認めることが適当と考えます。</p>	<p>考え方2-2-3のとおり、電話のユニバーサルサービスの効率的な提供の確保等が必要な状況に鑑みると、無線サービスは、光IP電話の補完的な位置付けではなく、積極的な活用を図ることが必要と考えます。</p>	無
	<p>【KDDI株式会社】</p> <p>意見2-2-8 電話のユニバーサルサービスについて、維持管理コストを考慮し、携帯電話の代替も</p>	<p>考え方2-2-8</p>	

可能とすべき。また、公衆電話については、収益改善のための工夫の余地がある。		
36	<p>電話事業におけるユニバーサルサービスについて、いくつか意見を申し上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルサービスの中心は固定電話網で構わないが、へき地等固定電話網を維持する方が維持管理コストがかかる場合は、携帯電話で代替できることを可能とすべきである。 ・公衆電話事業が引き続きユニバーサルサービスに位置付けられたことは歓迎する。もっとも、収支改善の観点から、公衆電話について工夫をする余地があるのではないかと考える。具体的には <ul style="list-style-type: none"> (1)電話装置を緊急通報専用にして、課金装置等の管理コストを削減する。 (2)公衆電話ボックスにサイネージ広告等を取りつけて、広告収入を得る。 (3)バス停と融合させて、バス事業者からの協力金収入を得るとともに、バスロケーションシステムに必要な通信ポイントとしても活用する。 などが挙げられる。 	<p>本答申(案)のとおり、移動利用の形態である携帯電話サービス等をユニバーサルサービスとして位置付けることについては、今後の技術の進展や利用の実態等を踏まえ、引き続き検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>また、公衆電話については、本答申(案)のとおり、公衆電話に用いられるメタル回線設備が2035年頃を目途に縮退が見込まれているため、御指摘の点も踏まえ、今後の扱いや効率的な提供の在り方について、早急に検討を行うことが適当と考えます。</p>

第2節 メタル回線設備の円滑な縮退

意見2-2-9 NTTがメタル縮退計画を早期に策定し、総務省等で検証を行うことに賛同。検証に当たっては、多様な関係者の意見を踏まえるべき。

考え方2-2-9

37	<p>NTTが進めようとしているメタル縮退計画について、総務省や有識者により検証を行うことに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【JMITU通信産業本部】</p>	<p>本答申(案)では、メタル回線設備の縮退に関する移行計画については、NTTが早急に策定し、総務省においては、有識者や関係事業者等の意見も聴きながら、検証することが適当としており、賛同の御意見として承ります。</p>
38	<p>メタル回線設備の円滑な縮退を図るために、まずはNTT殿において、メタル回線設備の縮退と既存利用者の移行に関する具体的な計画(移行計画)を早急に策定することが必要とされたことに賛同いたします。</p> <p>この移行計画は、競争事業者を含めて多様な関係者に大きな影響を与えるものであることから、移行計画を一般に公開して検証することにより、多様な関係者の意見を丁寧に反映していくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	
39	<p>メタル回線設備の縮退は「NTT東西のメタル固定電話の利用者だけでなく、競争事業者を含めて多様な関係者に影響を与える可能性がある」(P24)ことから、NTTにおけるメタル回線設備の</p>	

	<p>縮退と既存利用者の移行に関する具体的な計画(移行計画)の策定に際しては、これを一般に公開し、競争事業者を含む多様な関係者の意見を踏まえた検証が行われる必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	
	<p>意見2－2－10 メタル回線設備の縮退及び光回線等への移行については、卸・接続事業者に十分前もって計画を開示することが必要であり、早期に公表すべき旨を追記すべき。</p>	<p>考え方2－2－10</p>
40	<p>メタル回線設備の縮退及び光回線等への移行については、切り替えの規模も大きく、利用者への影響も大きいことから、具体的な移行計画の策定と進捗の検証のみならず、回線移行に関するユーザ周知のほか、卸・接続事業者に対し十分前もって計画を開示すること(卸・接続事業者側で必要なシステムや設備、運用等の構築のため)が必要です。</p> <p>「PSTN(Public Switched Telephone Network:公衆交換電話網)の IP 網への移行の場合と同様(本答申案 p.4)」との本答申案の記載から、電話網移行円滑化委員会における整理(※1)と同様に、移行計画は前広に公表すべきという旨も含むものと理解していますが、本答申案においてもこの点を明確にすべく、以下のとおり追記すべきと考えます。</p> <p>【修正案】</p> <p>メタル回線設備については、円滑な縮退を図る観点から、PSTN(Public Switched Telephone Network:公衆交換電話網)の IP 網への移行の場合と同様に、NTTにおいて、具体的な移行計画を策定・<u>早期の公表の上</u>、総務省で移行計画の進捗を検証する等の取組を進めることが適当である。</p> <p>また、メタル回線設備の縮退に伴うメタル設備(銅線)の売却益等の扱いについては、旧公社から継承した資産であることも踏まえ、公の場でその売却益等の使途の適正性を検証すべきと考えます。</p> <p>(※1)「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申～最終形に向けた円滑な移行の在り方～』p.2</p> <ul style="list-style-type: none"> 「利用者」が、予見可能性を持ち、かつ安心して、移行先のIP網において良質・低廉で多様なサービスを自由に選択できるようにすること 	<p>御意見のとおり、メタル回線設備の縮退については、固定電話の利用者だけでなく、接続や卸役務を利用する競争事業者にも影響を与える可能性があることから、NTTにおいて、具体的な移行計画を早急に策定することが必要であり、当該移行計画については、総務省においては、関係事業者等の意見も聴きながら、検証することが必要であると考えますが、その旨は、本答申(案)に記載しているため、原案のとおりとします。</p> <p>なお、卸・接続事業者に対する計画の開示や、メタル回線設備(銅線)の売却益の扱い等に関する御意見は、移行計画の検証を行う際に総務省において留意することが適当と考えます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 「事業者」が、整備された公正な競争環境下で、予見可能性を持ちながら、移行先のIP網において良質・低廉で多様なサービスを自由に提供できるようにすること。これにより、「利用者」がこうしたサービスを自由に選択できるようになること <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社(再掲) ※ユニバ第1章第2節】</p>		
	<p>意見2-2-11 NTTは、加入電話から代替サービスへの具体的な移行計画を今後策定し、公表していく考え。総務省における議論等にも積極的に協力していくが、事業者の過度な負担とならない方法としていただきたい。</p>	<p>考え方2-2-11</p>	
41	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西がメタル設備を縮退するにあたっては、加入電話をご利用中のお客さまにご不便をおかけしないよう、短期間に急速な移行を行うのではなく、当面は、移転の申込み等を契機とした移行勧奨を行い、将来的にはエリア単位での計画的・面的な移行を段階的に実施していく考えですが、加入電話から代替サービスへの具体的な移行計画については、今後策定し、公表していく考えです。 また、総務省において、移行計画および進捗を議論する仕組みを設けていただくことは、NTT東西としても、移行を進めていく上での様々な課題に対して貴重なご意見等をいただけるものと考えており、積極的に協力していく考えです。ただし、その際は、事業者に過度な負担とならない方法で実施いただきたいと考えます。 <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	<p>NTTにおいては、NTT東西のメタル固定電話の利用者や競争事業者など多様な関係者に影響を与える可能性があること等を踏まえ、具体的な移行計画を早急に策定し、公表することが適当と考えます。</p> <p>「事業者に過度な負担とならない方法で実施すべき」との御意見については、総務省において、移行計画の検証を行う際に留意することが適当と考えます。</p>	無
	<p>意見2-2-12 撤去したメタル回線設備の売却益については、適切に会計処理する必要があるほか、その用途については、光ファイバの整備に活用するなど、透明性のある形で検討を行うべき。</p>	<p>考え方2-2-12</p>	
42	<p>また、「撤去されたメタル回線設備(銅線)の売却益については、移行に要する費用への充当等も含め、メタル固定電話の事業収支に与える影響等について、関係者間で議論を進めるべきとの意見があつたことに留意する必要がある」(同)とされているところ、当該メタル回線設備も通信の黎明期に当時の電電公社により莫大な公費で築かれた「特別な資産」であることから、移行に要する費用への充当等も含め、その売却益の処理の内容について明らかにする必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>御意見については、移行計画の検証等を行う際に総務省において留意することが適当と考えます。</p>	無
43	<p>撤去されたメタル回線設備(銅線)の売却益については、銅の価格が上昇していることも踏まえ</p>		

	<p>れば相応の規模となることが想定されます。このため、メタル回線設備の売却益については、適切な会計処理を行う必要があります。また、メタル固定電話の既存利用者の移行に要する費用への充当等のほか、メタル回線設備の縮退によりコスト上昇が見込まれる加入光ファイバ接続料の低廉化を図るために活用することが適當と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	
44	<p>メタル回線設備の縮退と既存利用者の移行に関する具体的な計画(移行計画)を早急に策定することについて賛同いたします。NTT東西が保有する全国津々浦々の電柱・管路・とう道・局舎・土地等の「特別な資産」は、電電公社から承継された国民共有の財産であり、その後の施設設置負担金※も含め、国民の負託を受けて整備・拡充されてきた重要な基盤です。</p> <p>このため、メタル回線設備の役割が終わりを迎えるにあたっては、これらの資産を有効に活用し、遠隔医療や遠隔教育等の高度なデジタルサービスの利用に不可欠な全国の光ファイバ整備を加速させることが最も重要であると考えます。</p> <p>また、メタル回線設備(銅線)の売却にて見込まれる相当規模の収益の取り扱いについても議論を進めが必要と考えます。メタル回線設備(銅線)の売却益は、「特別な資産」として国民負担で整備された資産の売却から生じるものであることから、一時的な収支改善ではなく、将来に向けた通信インフラの高度化として光ファイバ網の整備・拡充に活用されることが適當と考えます。なお、その具体的な金額や活用方法については、欧米の事例※も参考にしつつ、透明性のある形で検討を進めることが適當と考えます。</p> <p>※施設設置負担金:加入電話等のサービス提供に必要なNTT東西の市内交換局ビルから利用者の宅内までの加入者回線の建設費用の一部を、基本料の前払い的な位置付けで負担するものであり、利用者の支払額を加入者回線設備の建設費用から圧縮することにより、月々の基本料を割安な水準に設定することで利用者に還元しており、解約時等にも返還していない。NTTは民営化後も施設設置負担金(約2兆2千億円)を受け入れており、施設設置負担金受入額の累計(約4兆7千億円)の47%に相当。NTT再編の際の、「日本電信電話株式会社の在り方についてー情報通信産業のダイナミズムの創出に向けてー」電気通信審議会答申においても、内外価格差(例えば、電話の加入時一時払金については、我が国の72,800円は、米英仏独各国の4~13倍高い水準)の解消が指摘されていた。</p>	

	<p>https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/japanese/telecouncil/ntt/NTT-2-j.html</p> <p>※欧米の事例: 欧州電子通信規制機関(BEREC)の見解によれば、SMP事業者が銅線アクセスネットワークを廃止する主な理由は、併存するメタル・光ネットワークの維持コストとメタルユーザの利用低下等によるコスト削減であるとする一方、SMP事業者は資産（中央サイトの建物、銅線など）を売却して収益を生み出すことが可能であると指摘。移行コストについて、多くの場合、規制当局が規則を設ける必要がないと主張しているが、競争の歪みを回避するために、特定の状況や国情に応じて、SMP事業者に一部の移行費用を負担させるルールを設けるのは有効としている。各国のインカンバント事業者の動向として、米AT&T、BTグループ、オレンジSAなど、世界の通信事業者は、新たな収益源である旧式銅線を開拓する準備を進めている。また、英Openreachの広報担当者は、2030年までに最大20万トンの銅を回収できると見積もっており、銅線の回収が処理費用を差し引いても純利益を生み出せると述べた。英国通信業エンジニアリングサービスの提供会社TXOはその利益が回収した銅線価格の30%を超えると推測（70%は回収費用やケーブルの外装を外すコスト）。</p>	
	【KDDI株式会社】	
	<p>意見2-2-13 メタルサービスの縮退により加入光ファイバ接続料の上昇が懸念されるため、接続料の算定方法の見直しについて議論・検討すべき。</p>	<p>考え方2-2-13</p>
45	<p>本答申案(p.5)において、2030年頃には「光ファイバが伝送の安定性から情報通信の主たる基盤」となり、かつ「5G 等は光ファイバの基盤の上で展開が進められる」と記載されているとおり、加入光ファイバは今後より一層重要な情報通信インフラ基盤となります。加えて、本答申案(P.2)に記載のとおり、「情報通信インフラは、全国あまねく整備・維持された上で、競争による料金の低廉化やサービスの多様化・高度化を図ることが必要」であることから、情報通信インフラの普及、発展やサービスの多様化・高度化のためにも、加入光ファイバは接続事業者が利用しやすいよう低廉な料金で提供されることが必要と考えます。</p> <p>一方、加入光ファイバ接続料は 2022 年度までは低廉化傾向にあったものの、2023 年度以降は自己資本利益率や国債利回りの上昇のほか、電柱・土木設備等の共用コストの上昇（メタル回線契約数の減少に伴い、メタルサービスとの間で契約数比により費用配賦される共用コストが加入光ファイバに配賦される比率が高まる）により、レートベース及び設備管理運営費等が増加し、</p>	<p>御意見のとおり、メタル回線設備の縮退は、加入光ファイバ等の接続料への影響を含め、多様な関係者に影響を与える可能性があると考えます。</p> <p>このため、NTTにおいて、メタル回線設備の縮退等に関する具体的な移行計画を早急に策定した上で、総務省において、必要な検証を行うことが適当と考えます。</p>

接続料が上昇傾向にあります。今後、東日本電信電話株式会社(以下、NTT 東日本)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、NTT 西日本)殿のメタルサービスの縮退により、加入光ファイバ接続料がますます上昇することが懸念されるため、次の点について議論すべきと考えます。

- メタルサービスの縮退は上記で記載のとおり加入光ファイバ接続料の上昇要因となるため、その影響を明確にすべく、本答申案(p.24)の「まずは NTT において、メタル回線設備の縮退と既存利用者の移行に関する具体的な計画(移行計画)を早急に策定することが必要」との記載のとおり、早急な移行計画策定と競争事業者への計画開示をすべき。
- 加入光ファイバ接続料の上昇抑止・低廉化のため、接続料の算定等に関する研究会で接続料の算定方法の見直しについて議論・検討すべき。特に、接続料算定上、レートベースの増加に伴う報酬の上昇の一要因は自己資本比率の高さであるため、現状の自己資本比率の算定の在り方が適切か否かの議論が必要。具体的には、NTT 東日本及び NTT 西日本(以下、NTT 東西)殿の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和 6 年度の接続料の改定等)の意見募集(以下、「令和 6 年度認可申請意見募集」といいます。)における総務省殿の考え方 18「次期算定期間における加入光ファイバ接続料の算定方法に係る議論においては、NTT 持株との関係における資本調達の実態について、議論に必要な範囲で明らかにされることが適当」のとおり、まずは日本電信電話株式会社(以下、NTT 持株)殿と NTT 東西殿の資本調達の実態を明らかにし、現状の算定で用いる自己資本比率が適正な値か否かを確認、議論することが必要。

また、NTT 東西殿は NTT 持株殿の 100%子会社であり、NTT 持株殿から調達する自己資本及び関係会社借入金が負債・純資産の総額に占める割合は NTT 東西殿とともに 7 割(2023 年度期)と大半を占めていますが、これらに対して発生する資本調達コストは NTT 持株殿に対する利子や配当金で、市場に対して発生する資本調達コストではありません。すなわち、市場に対して発生したコストを正確に反映していないと考えられ、これらの項目に関しては、市場に対して実際に発生した資本調達コストを加味する観点から、NTT 持株殿の資本構成を考慮し調整すべきと考えます。

【ソフトバンク株式会社】

意見2-2-14 メタル回線の縮退を進め、光回線電話への更新を進めるべき。

考え方2-2-14

46 メタル回線の縮退を進め、光回線電話への更新を進めるべきです。各家庭へ光回線を敷設

御意見は、今後の参考とさせていただきます。

無

	<p>し、契約変更によりインターネットも利用できるようにして「令和版光の道」を構築し、国民のIT利用がより活発になることが期待できます。光コラボにより乗り換えも可能となるため、NTT以外の他社にも利があるはずです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
	<p>意見2－2－15 第一種公衆電話を引き続きユニバーサルサービスに位置付けることに賛同。</p>	<p>考え方2－2－15</p>	
47	<p>答申(案)で示されているとおり、「携帯電話を利用できない場合に事前契約なく利用できる社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段として、国民のニーズは未だ存在する」と考えられることから、第一種公衆電話を引き続きユニバーサルサービスに位置付けることに賛同いたします。</p> <p>令和3年7月の情報通信審議会答申「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」でも示されているとおり、携帯電話の普及が進む中にあっても、第一種公衆電話は、「社会生活上の安全」と「戸外における最低限の通信手段」を確保する観点から、引き続き重要な役割を担っています。</p> <p>今後のメタル回線の縮退を見据え、持続可能な第一種公衆電話の提供手法について、技術面・コスト面の双方から総合的に検討を進めていくことが適当と考えます。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>本答申(案)のとおり、公衆電話については、その提供に用いられるメタル回線設備の2035年頃を目途に縮退が見込まれているため、今後の扱いや効率的な提供の在り方について、早急に検討を行うことが適当と考えます。</p>	無
48	<p>・ 公衆電話の利用(トラヒック)は、モバイルの利用拡大等に伴い、約20年間で▲98%と激減しています。このような利用の減少を踏まえ、第一種公衆電話は2031年度までに3万台まで削減していくますが、災害時用公衆電話については、災害時における通信手段確保のために、今後も維持・提供していく考えです。</p> <p>・ なお、第一種公衆電話を3万台まで削減した後、2035年頃のメタル設備の縮退タイミングにおいて、公衆電話をどうしていくべきかについては、海外主要国において公衆電話のユニバーサルサービスの廃止や電話機の撤去を進めている事実※も踏まえつつ、今後の公衆電話の利用実態やモバイルのさらなる普及状況等も見定めたうえで、モバイルによる代替の検討や、公衆電話をコスト(光サービスで提供可能とするためのバッテリー設置や課金機能の開発・実装等の追加コスト)をかけて維持していくべきか等について、利用者利便にも配慮しながら慎重に</p>	<p>本答申(案)では、公衆電話については、その提供に用いられるメタル回線設備の2035年頃を目途に縮退が見込まれているため、今後の扱いや効率的な提供の在り方について、早急に検討を行うことが適当としており、御意見は、総務省において、その検討を行う際の参考とすることが適当と考えます。</p>	無

	<p>議論していくことが必要と考えます。</p> <p>※諸外国の公衆電話のユニバーサルサービスの状況</p> <p><アメリカ></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 公衆電話のユニバーサルサービス義務はなし。 <p><EU></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 2018年に公衆電話をユニバーサルサービス義務の対象外とする電気通信法(EU法)を制定。 ✓ これを受け、主要加盟国(フランス・ドイツ・イタリア・スペイン)は電気通信法(各国の国内法)に同様の内容を規定し、公衆電話をユニバーサルサービスの対象外としている。 <p><イギリス></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ユニバーサルサービス義務は電気通信法(国内法)で規定。 ✓ 2022年に公衆電話の撤去基準が導入され、その一つとしてモバイルのカバレッジが考慮されている。 <p><日本></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ユニバーサルサービス義務はNTT法と電気通信事業法の双方で規定。 ✓ 公衆電話の設置基準は、市街地の場合、概ね1km²に1台設置(モバイルのカバレッジは考慮されない)。 <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	
	<p>意見2－2－17 NTTは、メタル縮退後の第一種公衆電話の機能維持(給電・課金)及び特設公衆電話の機能維持のための技術検討を行うべき。</p>	<p>考え方2－2－17</p>
49	<p>災害時を中心に、「戸外における最低限の通信手段として、国民のニーズは未だ存在する」との指摘のとおりであり、第一種公衆電話を引き続きユニバーサルサービスに位置付けることに賛同します。さらに、災害時の通信手段として有用な特設公衆電話については、そのすべてをユニバーサルサービスに位置付けることを求めます。</p> <p>メタル縮退後の第一種公衆電話の機能維持(給電・課金)及び、特設公衆電話の機能維持のための技術検討を確実にNTTに行わせるべきと考えます。</p>	<p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、公衆電話に関する御意見については、考え方2－2－15のとおりです。</p>

	意見2-2-18 公衆電話については、第一種、第二種の括りをなくし、優先する設置場所を新たに検討すべき。震災での経験を踏まえ、光回線と無線のハイブリットを検討してもよいのではないか。	考え方2-2-18	
50	<p>公衆電話について、最近数を減らしているのが残念でなりません。特に駅や役所などの公共施設においても無くなっているケースがあり、撤去の張り紙には「他の設置場所をスマホで調べろ」などと本末転倒が書かれていたり、役所では住民サービスとして仕方なくピンク電話が置かれたりとひどい状況にあります。ピンク電話については12月に販売が終了となっており故障における買い替えや新規設置が不可となっています。</p> <p>災害時用公衆電話のように、災害が起きてからそれを用意するのではなく、いつもそこにあり、そこに行けば電話がかけられるということを無意識のなかに意識しておくのが大事なのであり、そのためには、駅等のターミナル、役場、公民館といった公共施設、スーパーマーケット、コンビニエンスストアといった商業施設など人の集まるかつ避難場所となるような、アイコンとなりうる場所へ設置をすることが重要ではないでしょうか。屋外の電話ボックスより屋内や軒下への設置のほうが故障率も減るものと思います。このため、第一種、第二種のくくりを無くしたうえで、優先する設置場所を新たに検討すべきだと思います。</p> <p>また、方向性に、公衆電話の回線に無線や衛星等の活用との記載がありますが、東日本大震災当時は携帯電話も衛星電話も輻輳で使い物にならなかったのを忘れているのではないでしょうか。また、能登半島地震では光回線の寸断もあったことから、せめて光と無線のハイブリッドを検討するなどがあってもよいのではないかでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、公衆電話に関する御意見については、考え方2-2-15のとおりです。</p>	無

第3節 ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役務

(1) 基本的考え方

	意見2-2-19 ブロードバンドの世帯カバー率99.9%の目標を着実に実現するとともに、光ファイバと無線を組み合わせた整備・維持を図ることが適当とする答申(案)に賛同。	考え方2-2-19	
51	光ファイバ(FTTH)は伝送の安定性が高く、モバイル網で基地局用の回線としても利用される基幹的な情報通信インフラであり、「世帯カバー率99.9%」の目標実現に向けて着実に取組を進めることに賛同します。	賛同の御意見として承ります。	無
52	本答申(案)の考え方賛同いたします。		

	<p>デジタル田園都市国家インフラ整備計画(2023年4月改訂)において、「2027年度末までに世帯カバー率99.9%」の目標実現に向けて取組が進められている最中、残り0.1%に該当する人口のごく少ない山間部等の世帯を対象とした固定ブロードバンドにおいては、コストミニマムの観点より、FTTH等を補完するために無線を積極的に活用し、光ファイバと無線を組み合わせた整備・維持を図ることが適当だと考えます。</p>	
	【株式会社STNet】	
53	<ul style="list-style-type: none"> 利用者利便向上のため、デジタル田園都市国家構想におけるブロードバンドの世帯カバー率99.9%の目標を着実に実現するとともに、残り0.1%の未整備世帯についても、ユニバーサルサービスとしてブロードバンドを整備・維持する方向性に賛同します。 また、ブロードバンドの世帯カバー率100%の実現にあたって、モバイル網を活用することは効率的な整備・維持につながると考えており、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)をユニバーサルサービスに位置付ける方向性についても賛同します。 なお、非地上系ネットワーク(NTN)のユニバーサルサービスにおける活用については、電話での活用の可能性を含め、今後の技術の進展や利用の実態等を踏まえつつ、引き続き検討していくことが必要と考えます。 	
【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】		
(2) ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)のユニバーサルサービスへの追加		
意見2－2－20 ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を未整備地域に限定してユニバーサルサービスに位置付ける答申(案)に賛同。		考え方2－2－20
54	<p>本答申(案)の考え方賛同いたします。(略)</p> <p>なお、無線の活用についてワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)は混雑が生じにくい地方の過疎地など人口密集度が低い地域においてFTTHの整備コストより安価にユニバーサルサービスを提供できる効果が見込まれるため、当該地域においてユニバーサルサービスに位置づけることは適当と考えます。</p>	<p>本答申(案)では、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)は、混雑が生じにくく、かつ、効率的な提供を確保する必要性が高い地域である未整備地域等に限定して、ユニバーサルサービスに位置付けることが適当としており、賛同の御意見として承ります。</p>
55	<p>ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を未整備地域に限定してユニバーサルサービスに位置付けることはやむを得ないと考えます。</p>	
【JMITU通信産業本部】		

	意見2-2-21 光ファイバの未整備地域において、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を補完的手段としてユニバーサルサービスに位置付けることに賛同。ただし、制度設計は慎重に行うことが必要であり、MNOによるワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)は補完的手段として、その適用範囲を厳格に限定すべき。	考え方2-2-21
56	<p>光ファイバの未整備地域(世帯カバー率99.9%の残り0.1%、約5万世帯)において、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を補完的手段としてユニバーサルサービスに位置付けることについて賛同いたします。ただし、以下の理由から、その制度設計は慎重に行うことが必要と考えます。</p> <p>デジタル田園都市国家構想では2027年度末までに光ファイバの世帯カバー率99.9%を目標として掲げており、残る0.1%(約5万世帯)の未整備世帯についても光ファイバを必要とする全地域の整備を目指すとしていること、モバイル網を利用する特性上、時間帯や利用者数によって通信品質が変動する可能性があることから、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の適用は未整備地域等であっても、まずは光ファイバによる提供を検討したうえで、真にやむを得ない場合に限定することが適当と考えます。具体的には、地理的条件等により光ファイバの敷設が著しく困難な地域や、費用対効果の観点から光ファイバ整備が現実的でない地域など、NTT法に基づく自己設置設備での提供が極めて困難な場合に限って認めることが適当と考えます。</p> <p>このように、ブロードバンドユニバーサルサービスの位置付けについては、NTT法の自己設置要件と責務に基づき、光ファイバの整備を基本とした上で、MNOによるワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)は補完的手段として、その適用範囲を厳格に限定することが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>本答申(案)のとおり、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)は、未整備地域等に限定して、ユニバーサルサービスに位置付けることが適当であり、具体的な対象地域は、総務省において、御指摘の点等も踏まえ、検討を進めることができます。</p>
57	<p>本答申案における以下の記載の趣旨背景を踏まえワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の提供地域の限定基準は、残り0.1%の未整備世帯(安定的な提供の確保に必要な実行速度を確保できる地域)であることに加え、一定の不経済性(整備・維持に多大な費用を要することが想定される地域)のある地域に限定することが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ブロードバンドの全国的な整備に際して「残り0.1%の未整備世帯については、整備・維持に多大な費用を要することが想定されるため、無線を積極的に活用し、光ファイバと無線を組み合わせた効率的な整備・維持を図ることが適当(本答申案(p.27))」とされていること。 • モバイル網の技術的な性質上、時間と場所により通信の品質が安定しない場合があることを踏まえ、「ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)は、混雑が生じにくく、かつ、効率的な提 	

	<p>供を確保する必要性が高い地域である未整備地域等に限定して、ユニバーサルサービスに位置付けることが適当(本答申案(p.21))」と示されていること。</p> <p>具体的には、NTT東西殿が設備を自ら設置することが極めて不経済となり役務提供の確保に支障をきたす(※)範囲として、日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、NTT法)の施行規則第2条の2に定められる自己設置要件の例外としての整理等を参考に「加入者密度」や「山村復興法などの各種法令で定められる特例地域」等で不経済性を考慮した地域限定を行い、第二号基礎的電気通信役務の速度基準として電気通信事業法施行規則14条の3に定められる30Mbps以上の実効速度を安定的に提供できる地域に限定しユニバーサルサービスとして指定することが適当と考えます。</p> <p>また、未整備地域等の「等」に内包される範囲としては、災害その他非常の場合においての応急的な役務の確保の場合に限定されるものと理解しており、当該範囲は省令・ガイドライン等で明確化されることが必要です。</p> <p>(※)電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申(2019年12月17日)</p> <p>電話の役務の提供に当たって、利用者が極端に少ない等の理由により需要が極めて限的な辺地等、地域会社が役務の提供に係る全ての設備を自ら設置することが極めて不経済となり、かえって「電話の役務のあまねく提供」の確保に支障を生じさせるおそれがある場合等に限り、他者設備の利用を例外的に認めることが適当である。</p>	
	【ソフトバンク株式会社】	
	<p>意見2－2－22 通信の安定性に対する懸念等を解消するための条件等を明確化すべき。現状では、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)をユニバーサルサービスに位置付けるべきではない。</p>	<p>考え方2－2－22</p>
58	<p>ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)をユニバーサルサービスに位置付ける場合には、利用者に不利益が生じないよう、通信の安定性に対する懸念等を解消するための条件等を明確化すべきと考えます。</p> <p>他方、本答申案でも言及されているように「一の基地局で不特定の利用者をカバーし、また、屋内やビル陰など技術的にカバー困難な地点が生じるモバイル網を利用する特性上、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)は、時間と場所により通信の品質が安定しない場合があり、(略)品質面で利用者に不利益が生じ」(P28)る可能性があることから、現状においては、これをユニバーサルサービスに位置付けるべきではないと考えます。</p>	<p>ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の扱いに関する御意見については、考え方2－2－20のとおりです。</p>

	【楽天モバイル株式会社】		
意見2－2－23 離島等がサービスエリア外にならないよう通信インフラが整備されることが重要であり、非居住地域であっても地域格差が生じないよう通信インフラが整備されるべき。		考え方2－2－23	
59	<p>ブロードバンドのユニバーサルサービスは光ファイバーがベースであることが大前提と考えますが、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)が品質面に考慮しながら整備され、全国地域や離島および中山間地域等がサービスエリアから外されることのないよう通信インフラが整備される事が重要と考えます。</p> <p>また、集落が点在している地域の住民は、地域間の移動時の道路において通信がないと安全に暮らせず、非居住地域であっても通信インフラは必要との地域の要望を踏まえ、地域格差が生じないようインフラが整備されるべきと考えます。</p>	<p>本答申(案)のとおり、光ファイバについては、2027年度末までに世帯カバー率99.9%とする目標の実現に向けて着実に取組を進めつつ、残り0.1%の世帯については、無線を積極的に活用し、光ファイバと無線を組み合わせた効率的な整備・維持を図ることが適当と考えます。</p> <p>なお、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の扱いに関する御意見については、考え方2－2－20のとおりです。</p>	無
(3) 非地上系ネットワーク(NTN)の扱いの検討			
意見2－2－24 NTNについては、今後の技術進展や利用の実態等を踏まえ、引き続き検討することが適当。		考え方2－2－24	
60	<p>本答申(案)の考え方賛同いたします。(略)</p> <p>また、NTNについては、今後の技術進展や利用の実態等を踏まえ、引き続き検討することが適当であると考えます。</p>	<p>本答申(案)では、NTNについては、現時点でユニバーサルサービスに位置付けることは時期尚早であり、今後の技術の進展や利用の実態等を踏まえ、その位置付けは引き続き検討することが適当としており、賛同の御意見として承ります。</p>	無
意見2－2－25 NTNを早期にユニバーサルサービスに位置付けられるよう取組の促進をすべき。		考え方2－2－25	
61	<p>NTNは、平時では、離島、海上、山間部等の効率的なカバーに、非常時では、ネットワークの冗長性確保に有用であり、早期にユニバーサルサービスに位置付けられるよう取組の促進を求めます。</p>	<p>NTNの扱いに関する御意見については、考え方2－2－24のとおりです。</p>	無
【株式会社STNet】			
【JMITU通信産業本部】			

■ II. ユニバーサルサービスの確保の在り方

□ 第3章 ユニバーサルサービス責務の内容

No.	意 見	考え方	案の修正
第2節 電話のユニバーサルサービス責務			
	<p>意見2－3－1 電話のあまねく提供責務を最終保障提供責務に見直し、NTTが担うことに賛同。最終保障提供責務への見直し後も、NTT法により、特殊会社としての責務を規定し、電話の役務をNTT東西の本来業務とすべき。また、NTT東西の電話の業務区域の縮小については、総務大臣認可により確認することが必要。</p>	考え方2－3－1	
62	<p>電話のあまねく提供責務を最終保障提供責務に見直し、NTTが担うことについて賛同いたします。ただし、以下の理由から、NTT法において明確に規律することが必要と考えます。</p> <p>NTTは電電公社から承継した「特別な資産」を活用して電話のユニバーサルサービスを提供してきた特殊会社であり、この公共的役割は最終保障提供責務への見直し後も変わりません。NTT法第3条の責務と第2条の業務は、この役割を一体的に確保するために重要であることから、これらのNTT法による規律は維持することが適当と考えます。</p> <p>電話のユニバーサルサービスにおいては、NTT東西が国民負担で構築された全国規模の線路敷設基盤等を電電公社から承継したことから、NTT持株・東西に対して、電話の役務のあまねく提供を義務付けるとともに、それを含む地域電気通信業務をNTT東西の本来業務として規定し、メタル回線設備を自ら設置することにより、他者の経営判断にかかわらず、電話のユニバーサルサービスの安定的提供が確保されてきたものと考えます。</p> <p>電話のユニバーサルサービス責務が、あまねく提供責務から最終保障提供責務に見直される場合であっても、電話の役務が国民生活に不可欠なサービスと位置付けられる限り、電電公社の資産が利用者たる国民の負担によって形成されてきた経緯を踏まえ、引き続き、特殊会社であるNTT持株及びNTT東西の責務として規定し、電話の役務をNTT東西の本来業務とすべきです。</p> <p>すなわち、メタル固定電話の利用者の円滑な移行が進んでいない地域においては、既存利用者保護の観点から、他者サービスの有無に関係なく、NTT東西は、引き続き提供義務</p>	<p>電話のあまねく提供責務を最終保障提供責務に見直し、適格電気通信事業者がいない地域では、NTTが担うことに賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、本答申(案)のとおり、電話のあまねく提供責務を最終保障提供責務に見直した場合、NTT東西は、他事業者の提供地域であれば撤退が可能となるところ、既存利用者保護の観点から、メタル固定電話の利用者が残存する区域では、NTT東西の業務区域の縮小を制限する規律を課すことが適当と考えます。</p>	無

	<p>のある本来業務として、メタル回線設備により電話の役務を提供すべきと考えます。</p> <p>なお、実際にNTT東西の電話の業務区域を縮小する場合には、既存利用者の利益を確保する観点から、既存利用者への代替サービスの案内や周知方法を含め、代替サービスへの移行完了までに必要な事項をガイドラインで定め、その実施を総務大臣認可により確認することが必要と考えます。</p> <p>最終保障提供責務への移行にあたり自己設置要件の例外としてモバイル網の活用を認め場合でも、その範囲は極めて限定的とすることが適當と考えます。NTTによる他者設備の無制限な利用は、設備競争を通じた通信インフラの高度化を阻害するおそれがあり、また、NTTグループ内での取引を通じた公正競争上の懸念も生じかねません。そのため、他者設備利用の範囲や条件については、NTT法において明確な規律を設けることが適當と考えます。</p> <p>以上を踏まえ、NTT東西における電話のあまねく提供責務を最終保障提供責務に見直す際には、メタル固定電話から代替サービスへの円滑な移行を図りつつ、電話のユニバーサルサービスが国民の負託で実施されている経緯を踏まえ、現行のNTT法第2条及び第3条の基本的枠組みを維持することにより、既存利用者の保護を確保することが必要と考えます。</p>		
	【KDDI株式会社】		
意見2-3-2 答申(案)に賛同。ただし、NTT東西が最終保障提供責務を履行するに当たっては、電話・ブロードバンドともに、整備費・維持費の双方について、必要十分かつ過大でない補填が不可欠であることから、今後の制度化において確実に実現いただけるよう検討・設計いただきたい。NTT東西のメタル設備の縮退における業務区域の単位については、代替サービスへの移行とメタル設備の縮退をより円滑に促進可能となるよう、柔軟な仕組みを検討いただきたい。	考え方2-3-2		
63	<ul style="list-style-type: none"> 電話のユニバーサルサービスを最終保障提供責務に見直すことで、MNO等を含めて複数事業者で支えていく仕組みとし、効率的かつサステナブルにユニバーサルサービスを維持可能としていくことについて、賛同します。 ただし、第5章(ユニバーサルサービス交付金制度)の意見で後述するとおり、NTT東西が最終保障提供責務を履行するにあたっては、電話・ブロードバンドともに、整備費・維持費の双方について、必要十分かつ過大でない補填が不可欠であることから、今後の制度化 	<p>電話のあまねく提供責務を最終保障提供責務に見直すことに賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、縮小制限の対象となる業務区域の地理的単位は、本答申(案)のとおり、移行促進のインセンティブを付与する観点から、制度の運用コスト等に留意しつつ、現行の都道府県単位よりも小さくすることが適當であり、総務省において、御意見等を踏まえ、</p>	無

	<p>において確実に実現いただけるよう検討・設計いただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT東西がメタル設備を縮退するにあたっては、お客さまに丁寧にご説明を行い、円滑に代替サービスへの移行を進めていく考えであり、お客さまの移行が完了したエリアから、順次最終保障提供責務への切り替えを行っていくことを想定しています。当面は、移転の申込等を契機とした移行勧奨を行い、将来的にはエリア単位での計画的・面的な移行を段階的に実施していく予定です。 なお、縮退における業務区域の単位については、エリアによっては市町村単位であっても規模が大きすぎるケースが想定されるため、例えば、町字単位で業務区域を設定する等、代替サービスへの移行とメタル設備の縮退をより円滑に促進可能となるよう、柔軟な仕組みを検討いただきたいと考えます。 <p>【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	具体的な検討を行うことが適当と考えます。	
意見2－3－3 最終保障提供責務に見直す場合、メタル回線設備の移行計画の早急な策定・公表及び総務省における当該移行計画の検証が必要。		考え方2－3－3	
64	<p>「既存利用者の移行先とサービスの効率的な提供を確保するため」(P32)には、緊急通報等における制約、通常の利用に支障を来さない一定の安定性や通話品質等に関するモバイル網固定電話とメタル固定電話との差分について利用者に対する説明が求められると考えます。</p> <p>また、「最終保障提供責務に見直した場合、(略)既存利用者の利益が大きく阻害されるおそれがある」(P32-33)ことから、これを回避するためにも、移行計画の早急な策定・公表及び貴省における当該移行計画の検証が必要であると考えます。</p> <p>【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本答申(案)のとおり、NTTは、メタル回線設備の縮退と既存利用者の移行については、移行の時期・方法や移行先サービスの案内等について十分な時間的余裕をもって検討・調整・周知することが求められると考えます。</p>	無
意見2－3－4 最終保障提供責務への見直しはメタル回線から光ファイバへの円滑な移行が前提であることから、当該移行における効率性の確保の状況を踏まえ、適切な時期に見直しを行うことが適当。		考え方2－3－4	
65	電話のユニバーサルサービスについて、現行の「あまねく提供責務」(他事業者がサービス提供をしていない地域だけでなく、他事業者がサービス提供をしている地域においても、サービスの提供義務を負う)を「最終保障提供責務」(他事業者がサービス提供をしていない地域に限り、サービスの提供責務を負う)へ見直しを行う場合であっても、NTT東西殿が保有	<p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本答申(案)のとおり、メタル回線設備の円滑な縮退と既存利用者の移行については、まずはNTTにおいて具体的な移行計画を早急に策定し、総務省において、有識者や関係事業者等</p>	無

	<p>する特別な資産の重要性には変わりはないと考えます。</p> <p>この見直しについては、メタル回線から光ファイバへ円滑に移行することが前提であり、移行のコスト等について効率性を確保したうえで円滑に移行されることが重要であることから、メタル回線から光ファイバへの移行において効率性が確保されているか否かといった状況を踏まえて、適切な時期に見直しを行うことが適當と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>の意見を聴きながら、その検証を行うことが適當と考えます。</p>	
--	---	-------------------------------------	--

	意見2-3-5 電話のあまねく提供責務を最終保障提供責務に見直すことに反対。	考え方2-3-5	
66	<p>電話のあまねく提供責務を最終保障提供責務に見直すことに反対します。</p> <p>NTTのメタル縮退が完了するまでは、現行どおり、メタル固定電話及び公衆電話、緊急通報、メタル固定電話相当の光IP電話、不採算地域に限定したワイヤレス固定電話を電話のユニバーサルサービスとして維持し、NTT持株・NTT東西にあまねく提供責務を課すべきと考えます。仮に、NTTのあまねく提供責務が最終保障提供責務に見直される場合は、NTT東西に業務区域の縮小を制限する規律を課すことが不可欠と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【JMITU通信産業本部】</p>	<p>今後、利用者の減少等により、NTT東西のメタル固定電話の収支の悪化が見込まれる中で、国民負担の増加を回避する観点から、電話のユニバーサルサービスについて、効率的な提供を図る必要性がこれまで以上に高まることがあります。</p> <p>このような状況に対応するため、本答申(案)のとおり、モバイル網固定電話を新たにユニバーサルサービスに追加するとともに、電話のあまねく提供責務は、複数事業者が連携してエリアカバーを図る最終保障提供責務に見直すことが適當と考えます。</p>	無

第3節 ブロードバンドのユニバーサルサービス責務			
	意見2-3-6 複数の事業者が連携してエリアカバーすることを前提とした最終保障提供責務とする答申(案)に賛同。特殊会社のNTTに課される最終保障提供責務は、他の事業者に課すことができない特別な責務であると認識。	考え方2-3-6	
67	<p>ブロードバンドのユニバーサルサービスの責務については、多数の事業者が競争的にサービス提供している状況を鑑み、複数の事業者が連携してエリアカバーすることを前提とした最終保証提供責務とすることが適當であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社STNet】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
68	<p>競争的なサービス提供現状において、最終保障提供責務者を指名するためには、ブロードバンドのユニバーサルサービス責務を最終保障提供責務とすることはやむを得ないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【JMITU通信産業本部】</p>		
69	ブロードバンドのユニバーサルサービスについて、「最終保障提供責務」(他事業者がサ		

	<p>サービス提供をしていない地域に限り、サービスの提供責務を負う)とすることに賛同いたします。</p> <p>これに関し、「最終保障提供責務」へ見直すこととされている電話のユニバーサルサービスと同様に、ブロードバンドのユニバーサルサービスの負担金が過度なものとならないよう、維持管理コスト等の効率性が確保されることが重要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	
70	<p>ブロードバンドのユニバーサルサービスについて、新たに最終保障提供責務を設ける方向性に賛同いたします。</p> <p>また、電話・ブロードバンドともに、最終保障提供責務は、「①適格電気通信事業者がいる地域では、適格電気通信事業者」が担い、「②適格電気通信事業者がいない地域では、NTT」が担うこととなることについては、NTTは、適格電気通信事業者になるか否かにかかわらず、最終保障提供責務を担う事業者となることを意味することから、ブロードバンドにおいても、引き続き、特殊会社としての責務を果たすことになると理解しています。</p> <p>すなわち、特殊会社のNTTに課される最終保障提供責務は、不採算地域における参入及び撤退禁止を義務付けるものであり、憲法上の営業の自由を制限するものとして他の電気通信事業者に課すことのできない特別な責務であると認識しています。</p> <p>これらを通じて、日本全国における電話及びブロードバンドのユニバーサルサービスの安定的な提供が確保されることになりますが、ユニバーサルサービスの安定的な提供にあたっては、引き続き NTTに対して公共的な役割を求めるものであることから、NTT法で規律されるものと理解しています。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	
意見2-3-7 ブロードバンドのユニバーサルサービスについても最終保障提供責務を設定する とされたことに賛同。各地域で現在サービス提供している事業者が、サステナブルにサービスを 継続可能な制度の検討・構築が必要。NTT東西が最終保障提供責務を履行するに当たって は、電話・ブロードバンドともに、整備費・維持費の双方について、必要十分かつ過大でない補 填が不可欠であることから、今後の制度化において確実に実現いただけるよう検討・設計いた だきたい。		考え方2-3-7
71	・ ブロードバンドの世帯カバー率100%の実現にあたっては、西日本においてNTT西日本の	賛同の御意見として承ります。 無

	<p>設備シェアが5割を切っているエリアが複数あることも踏まえれば、各エリアの既存のサービス提供事業者がサステナブルにサービス提供を継続し、複数事業者が連携してエリアカバーしていく仕組みとすることが国民負担の観点からも最も望ましいと考えます。</p> <p>したがって、本答申(案)において、ブロードバンドのユニバーサルサービスについても最終保障提供責務を設定するとされたことに賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その際、既存のサービス提供事業者が事業撤退した場合、利用者にスイッチングコスト等の不利益が生じるうえ、最終保障提供責務を担う事業者が新たに設備構築するコストが発生し、国民負担が増大するおそれがあることも踏まえ、最終保障提供責務の設定とあわせて、各地域で現在サービス提供している事業者が、サステナブルにサービスを継続可能な制度の検討・構築が必要と考えます。 ・ また、第5章(ユニバーサルサービス交付金制度)の意見で後述するとおり、NTT東西が最終保障提供責務を履行するにあたっては、電話・ブロードバンドともに、整備費・維持費の双方について、必要十分かつ過大でない補填が不可欠であることから、今後の制度化において確実に実現いただけるよう検討・設計いただきたいと考えます。 <p>【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	<p>なお、ユニバーサルサービスの提供に係る整備費・維持費については、考え方2-4-6のとおりです。</p>	
--	---	--	--

第4節 最終保障提供責務の確認の仕組み

意見2-3-8 最終保障提供責務の履行の要否を確認できる仕組みの整備について、基本的な方向性には賛同だが、具体的な制度設計に当たっては、業務区域の確認方法等の運用について慎重な検討が必要であり、適切なルールが必要。

	<p>最終保障提供責務の履行の要否を確認できる仕組みの整備について、基本的な方向性には賛同いたしますが、具体的な制度設計に当たっては以下の点に留意が必要と考えます。</p> <p>最終保障提供責務の円滑な履行にあたって、他事業者の業務区域や役務提供義務の有無等を確認できる仕組みは有効ではありますが、これらの情報は各事業者の営業戦略に関する情報であることから、その開示方法や運用については慎重な検討が必要と考えます。仮に情報開示の仕組みを設ける場合であっても、開示する情報の範囲や粒度、開示のタイミング、情報の取扱いに関する制限等について、各事業者の競争上の利益が不当に損なわれることがないよう、適切なルール作りが必要と考えます。</p>	<p>最終保障提供責務の履行の要否を確認できる仕組みの整備に賛同の御意見として承ります。</p> <p>その具体的な仕組みは、本答申(案)のとおり、総務省において、利用者保護と規制コスト等のバランスに留意した上で整備することが必要と考えます。</p>	無
72			

	<p>その上で、利用者保護と事業者の規制対応コストのバランスを考慮しつつ、最終保障提供責務の履行に必要最小限の情報に限定した、実効性のある制度設計を行うことが適當と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>		
	<p>意見2－3－9 最終保障提供責務の履行の要否を確認する仕組みについては、利用者に対する遅滞ないサービス提供と関係事業者の制度運用上の負担のバランスを考慮しつつ、検討・設計することが必要。事業者のみに委ねるのではなく、国・自治体や第三者に実施いただくことで透明性を確保する等、今後、効率性・実効性・適正性を確保する仕組みを検討・設計いただきたい。</p>	<p>考え方2－3－9</p>	
73	<ul style="list-style-type: none"> 最終保障提供責務の履行の要否を確認する仕組みについては、利用者に対する遅滞ないサービス提供と関係事業者の制度運用上の負担のバランスを考慮しつつ、検討・設計することが必要と考えます。 また、最終保障提供責務の履行の要否の判断は、事業者のみに委ねるのではなく、国・自治体や第三者に実施いただくことで透明性を確保する等、今後、効率性・実効性・適正性を確保する仕組みを検討・設計いただきたいと考えます。 <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	<p>本答申(案)のとおり、最終保障提供責務の履行の要否を確認する仕組みは、利用者保護と規制コスト等のバランスに留意した上で整備することが必要と考えます。</p>	無
74	<ul style="list-style-type: none"> 最終保障提供責務の確認について、複雑な仕組みでの運用となった場合、関係事業者の規制コストが多大となることで事業運営等に影響を及ぼすおそれも想定されることから、当該仕組みの検討においては利用者保護と規制コスト等のバランスに留意していただくことが重要であると考えます。 この点、ブロードバンドサービスを提供する事業者は全国に300者以上存在しており、小規模な事業者も多く含まれることを踏まえると、関係事業者への負担増とならないように、可能な限り既存の仕組みを活用することが望ましいと考えます。 例えば、各事業者が利用者向けに公開しているサービス提供エリアの確認用ウェブサイト等の情報を、責務の担い手となる事業者が迅速に確認できるよう、総務省殿により集約・公開の仕組み等をご検討いただくことも有効ではないかと考えます。 <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		

■ II. ユニバーサルサービスの確保の在り方

□ 第4章 ユニバーサルサービス責務の担い手

No.	意 見	考え方	案の修正
第1節 適格電気通信事業者の義務			
	意見2-4-1 第二種適格電気通信事業者がブロードバンドの最終保障提供責務を担うことに賛同。ブロードバンドの最終保障提供責務については、経営基盤が小さい事業者に過度な負担が生じないよう、NTTとは異なる責務を検討することを要望。	考え方2-4-1	
75	<p>第二種適格電気通信事業者がブロードバンドの最終保障提供責務を担うことについて、賛成します。</p> <p>このブロードバンドの最終保障提供責務は、NTTと地方の事業者が対象の地域において、全世帯を対象にした同一の提供責務が発生することとなります。</p> <p>NTTと比較して経営基盤の規模が小さい地方の事業者は当該地域において全世帯に対して提供することは、過度な負担となる虞があり、結果として、ブロードバンドの最終保障提供責務が地方の事業者がブロードバンドのユニバーサル制度を活用したサービス提供地域の整備の障壁になることが懸念されます。</p> <p>そのため、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の創設目的(1. 不採算地域におけるサービスの安定的な提供の確保、2. 有線ブロードバンド未整備地域の解消促進、3. 公設公営・公設民営から民設民営への転換促進)を踏まえて、地方の事業者がブロードバンドのユニバーサル制度を活用したサービス提供地域の整備を推進できるように、NTTとは異なる責務を検討していただくことを要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>第二種適格電気通信事業者が最終保障提供責務を担うことに賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、本答申(案)のとおり、交付金を受ける以上は、その対象となる支援区域では、取り残される者を作ることなく、全世帯を対象に最終保障提供責務を担うことが適当であり、最終保障提供責務を担う契機が自らの申請による第二種適格電気通信事業者か、そうでない場合があるNTTかにかかわらず、最終保障提供責務を担うこととなる場合は、その責務内容は同一のものとすることが適当と考えます。</p>	無
	意見2-4-2 適格電気通信事業者の義務を最終保障提供責務へ見直す方向性に賛同。最終保障提供責務に基づく提供義務が免除される事由は、利用者利便の確保、事業者負担や交付金の過度な増大とのバランスを考慮して検討することが必要。	考え方2-4-2	
76	<ul style="list-style-type: none"> 複数事業者の連携によって、効率的かつサステナブルに整備・維持することを可能とする仕組みとして、適格電気通信事業者の義務を最終保障提供責務へ見直す方向性について 	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、最終保障提供責務の具体的な制度設計に当たっては、</p>	無

	<p>て、賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 適格電気通信事業者が担う最終保障提供責務に基づく提供義務が免除される「やむを得ないと認められる場合」については、国民生活に不可欠な電気通信役務の提供を確保するというユニバーサルサービス制度の主旨を踏まえながら、利用者の利便性確保と事業者の負担や交付金の過度な増大とのバランスを考慮して検討していくことが必要と考えます。 例えば、現在の加入電話においても、技術的・設備的に提供が困難な場合は提供をお断りしていることや、加入区域外での提供では利用者に線路設置費の個別負担を求めていること等も踏まえ、最終保障提供責務の対象範囲やその判定プロセス等については、慎重に検討することが必要と考えます。 <p>【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	<p>総務省において、御指摘の点も踏まえ、検討することが適當と考えます。</p>	
意見2-4-3 最終保障提供責務と第二種適格電気通信事業者のエリアカバー義務との関係を整理することが必要であるという考えに賛同。		考え方2-4-3	
77	<p>最終保障提供責務と交付金を受ける第二種適格電気通信事業者のエリアカバー義務との関係を整理することが必要であるという考えに賛同します。</p> <p>これは、制度の明確化と効率的なユニバーサルサービスの実現に資するものと考えます。</p> <p>特に、交付金を受ける区域において全世帯を対象に最終保障提供責務を担うことは、取り残される世帯を作らないためにも適当であり、電話における第一種適格電気通信事業者が全世帯を対象に同様の責務を負う制度と整合的である点で妥当と評価します。</p> <p>一方で、第二種適格電気通信事業者であっても、交付金を受けていない町字(一般支援区域や特別支援区域)については最終保障提供責務を負わない仕組みとすることは、事業者の参入意欲を維持・促進する観点から適切であると考えます。この措置は、未整備地域の解消を進める上でその実現可能性を高めるとともに、制度の持続可能性を確保するものです。</p> <p>さらに、新設される最終保障提供責務が、これまで課題とされてきた全世帯カバー義務の扱い手不足の懸念を軽減することが期待されます。</p> <p>このような制度の見直しにより、ブロードバンドにおけるユニバーサルサービスの実効性が向上すると考えられます。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】

第2節 最終保障提供責務の担い手

意見2-4-4 電話・ブロードバンドの双方についてNTTが最終保障提供責務を担うことに賛同。
全国規模の線路敷設基盤を有しているNTT東西が、電話・ブロードバンドの最終保障提供責務の担い手となることが適當。

考え方2-4-4

78	<p>電話・ブロードバンドの双方について NTT が最終保障提供責務を担うことが適當とする、本答申案に賛同いたします。</p> <p>NTT 東西殿が旧公社から承継した全国規模の線路敷設基盤やその上に設置する電気通信設備(光ファイバ等)は、他事業者による構築が事実上不可能な我が国の特別な資産であること、我が国における適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図るため、NTT 持株殿及び NTT 東西殿が特殊会社として位置付けられ法的な保護を受けていること等に鑑みれば、一定の公的な役割を担うことは至極当然であると考えます。</p> <p>他方、特殊会社ではない一般事業者に、責務の履行に伴う撤退規制等の強制力のある規制を課すことは過剰であり、競争促進を目的とする電気通信事業法での規定も馴染まず、法的にも困難と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
79	<p>全国の公益的な特別な資産を有するNTT殿がブロードバンドの最終保障責務を担う方針に賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>		
80	<p>地方の支援区域となる町字では、地域の小規模事業者が役務の提供を行っているケースが多く見受けられます。</p> <p>しかし、こうした事業者においては大規模事業者が持つ内部補助の仕組みがないため、最終保障提供責務を負わせることは、経済的負担の増大を招き、結果として事業継続が困難になる可能性が高いと考えます。</p> <p>また、現在残されているブロードバンド未整備地域の多くは、地理的条件や制度上の制約により、回線敷設が極めて困難、あるいは高コストである地域です。</p> <p>このような地域では、いずれの事業者も対応が難しいと見込まれるため、全国規模で整備された電柱・管路等の線路敷設基盤を有するNTTが最終保障提供責務を担うことが適當で</p>		

	<p>あると考えます。これは、NTTが電話サービスにおいて不採算地域を含む全国的なカバーを実現してきた実績に基づくものです。</p> <p>さらに、最終保障提供責務の役割分担として、「①適格電気通信事業者が存在する地域では適格電気通信事業者が責務を担う」「②適格電気通信事業者が存在しない地域ではNTTが責務を担う」という整理が合理的であり、事業者間の役割の明確化と効率的な役務提供が期待されます。</p> <p>以上に基づき、地方の小規模事業者の負担軽減を図りつつ、全国的なブロードバンド整備を進めるためには、NTTが最終保障提供責務を担う枠組みが妥当であると考えます。</p>	
	【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】	
81	<p>ブロードバンドのユニバーサルサービスについて、NTT殿がブロードバンドの最終保障提供責務を担うことが適當とされたことに賛同いたします。</p> <p>依然としてブロードバンドサービスの提供に必要な光回線を約73%という高い割合で保有している現状や、過疎地域等の地方自治体の光ファイバ整備においてこれまで多くの実績があるといった経緯等も踏まえれば、ブロードバンドの最終保障提供責務を担うことができる事業者はNTT殿に限られるものと考えます。</p>	
	【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】	
82	<p>本答申(案)の考え方賛同いたします。</p> <p>NTT東西殿は、電電公社から承継した全国規模の線路敷設基盤を保有しており、不採算地域へのサービス展開が相対的に容易であること、これまでの電話のあまねく提供責務から最終保障提供責務への見直しは、責務の担い手がNTT東西殿であること前提として行うものであること等から、電話・ブロードバンドとともにNTT東西殿が最終保障提供責務の担い手となることが適當であると考えます。</p>	
	【株式会社STNet】	
83	<p>通信の黎明期に電電公社により現在価値で総額約40兆円にも及ぶ莫大な公費で築かれた「特別な資産」を承継していること、また、「電話のあまねく提供責務を担う特殊会社として、不採算地域をカバーしてきた実績があること」(P40)等に鑑みると、NTT法の規律のもと、電話・ブロードバンドとともに、最終保障提供責務は原則NTTが担うべきであると考えます。</p>	
	【楽天モバイル株式会社】	

84	<p>以下2点より、NTT東西がブロードバンドの最終保障提供責務を担うことが適当との本答申案に賛同します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 最終保障提供責務の対象となる未整備地域等は、一から設備を構築・調達する必要があり、相応のコストと運用面の負担がかかるものと想定されるところ、NTT東西は、未整備地域等における設備構築等において、電話のあまねく提供に伴い既に全国規模の線路敷設基盤を保有していることから、他の事業者に比べ全体のコストを抑えることができると想定されること。 2. 現状、全国7割超の回線シェアを持つNTT東西に非対称規制を課すことで公正な競争環境が確保されているところ、小規模な地域系事業者が責務を担う場合には経済的負担の増大等により事業継続が困難となり、設備競争の減退等を招くおそれがあり、その結果、インフラへの投資や技術革新のインセンティブが働くかず、中長期的にはインフラの脆弱性や料金の高止まり等、国民へ不利益を及ぼすことが懸念されること。 <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	
85	<p>NTTが、「電電公社から承継した全国規模の線路敷設基盤を保有しているため不採算地域へのサービス展開が相対的に容易であること、また、電話のあまねく提供責務を担う特殊会社として、不採算地域をカバーしてきた実績があること等」から、NTTがブロードバンドの最終保障提供責務を担うことに賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【JMITU通信産業本部】</p>	
意見2-4-5 最終保障提供責務が課される適格電気通信事業者の指定は、電気通信事業者の意思に基づく申請により行われるものと承知している。		考え方2-4-5
86	<p>市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申(案)(以下「答申案」という。)40頁の「最終保障提供責務は、「①適格電気通信事業者がいる地域では、適格電気通信事業者が担い、「②適格電気通信事業者がいない地域では、NTT」が担うこととなる。」との記載について賛同いたします。</p> <p>ブロードバンドに係る適格電気通信事業者の指定は、電気通信事業法(以下「事業法」という。)で規定されているとおり、電気通信事業者自らによる申請があつた場合にのみ総務大臣による指定が行われるものであり、エリアでサービスを提供している電気通信事業者が一者であることだけをもって適格電気通信事業者と見なされるものではないと認識しております。</p>	<p>適格電気通信事業者の指定は、従来どおり、電気通信事業者自らによる申請があつた場合において、一定の基準に適合するときに行なうことが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">無</p>

	<p>す。</p> <p>エリアでサービスを提供する電気通信事業者が一者のみとの理由により、当該電気通信事業者の意思に基づかず(当該電気通信事業者が適格電気通信事業者の指定に係る申請を行っていないにも関わらず)適格電気通信事業者に指定され、ひいては、最終保障提供責務が課されるということになれば、本来サービス提供エリアは事業者の意思で自由に定めができるという営業の自由が制限されることになります。さらに、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会」における交付金算定の考え方に基づけば、当該電気通信事業者は最大全額を自社で負担し、サービス提供する責務を負う懸念があり、経営に大きな影響を与えかねません。</p> <p>上述の観点から、自社の意思に関わらず一方的に電気通信事業者に負担が課されるべきではなく、従って、最終保障提供責務が課されることとなる適格電気通信事業者の指定は、電気通信事業者自らの意思に基づき当該指定に係る申請を行って初めて、適格電気通信事業者に指定されるという現行の事業法の規定が今後の改正事業法にも適用されるものと承知しております。</p>	
	【JCOM株式会社】	
87	<p>意見2－4－6 最終保障提供責務を履行するための整備費・維持費は、必要十分かつ過大でない補填が制度的に担保されることを前提に、適格電気通信事業者が存在しない場合は、NTT東西が最終保障提供責務を担う考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話・ブロードバンドともに、第5章(ユニバーサルサービス交付金制度)の意見で後述するおり、最終保障提供責務を履行するにあたっての整備費・維持費の双方について、必要十分かつ過大でない補填が制度的に担保されることを前提に、適格電気通信事業者が存在しない場合は、NTT東西が最終保障提供責務を担う考えです。 ・ また、西日本においては、NTT西日本の設備シェアが5割を切っているエリアが複数あり、仮にそうしたエリアで既存のサービス提供事業者が事業撤退した場合、利用者にスイッチングコスト等の不利益が生じるうえ、最終保障提供責務を担う事業者が新たに設備構築するコストが発生し、国民負担が増大するおそれがあることも踏まえ、最終保障提供責務の設定とあわせて、各地域で現在サービス提供している事業者が、サステナブルにサービスを継続可能な制度の検討・構築が必要と考えます。 	<p>考え方2－4－6</p> <p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、NTTによる最終保障提供責務の履行が必要な地域は、他事業者のサービス提供が受けられず、サービス提供に際して大幅な赤字が見込まれる地域であると考えられるため、その履行に係る費用について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種交付金(電話)については、現行制度を基本的に維持しつつ最終保障提供責務への見直し等に伴い必要な補正があれば行うこととし、 ・ 第二種交付金(ブロードバンド)については、その履行地域が一般支援区域や支援区域外の区域にある場合でも、特別支

	【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】	<p>援区域と同等の補填をすることが適当であると考えます。</p> <p>また、最終保障提供責務の履行に係る整備費については、現在、ブロードバンドに関して離島等の条件不利地域における予算措置による整備費の支援が行われていること等を踏まえ、総務省において、必要な支援が行われるよう、対応を行うことが適当と考えます。</p>	
--	--------------------------------------	--	--

第3節 最終保障提供責務の担い手以外の者が果たすべき役割

	意見2-4-7 光回線設備の提供に関する協議開始命令等、事業者間協議を促進し実効性を確保する制度を設ける方向性に賛同。	考え方2-4-7	
88	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西の光末提供エリアにおいて、自前での設備構築と比較し、他事業者から設備を借りた方が低コストでサービスを提供可能であり、かつ技術的に活用可能で設備に一定の空きがある場合には、他事業者が敷設した光回線、さらには必要に応じてコロケーションスペース等を活用させていただきたいと考えており、そのための制度として、協議開始命令等、当該協議を促進し実効性を確保する制度を設けていただく方向性に賛同します。 <p>【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
89	<p>最終保障提供責務を担う者からの協議に応じる義務の制度化には賛同だが、その対象範囲や手続、発動要件等について明確にすることが必要。</p> <p>ただし、事業者間の円滑かつ適切な協議を担保する観点から、協議の対象範囲や手続き等については予め明確な基準を設けることが必要と考えます。また、協議開始命令等の実効性確保措置についても、その発動要件を明確化することが適当と考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、総務省において、最終保障提供責務を担う者からの協議に応じる義務を具体的に検討する際には、御指摘の点も踏まえて行われることが適当と考えます。</p>	無
	意見2-4-9 最終保障提供責務を担う者による他事業者の設備利用については、民民協議を前提にするとともに、その対象設備は、既存設備に限定すべき。	考え方2-4-9	
90	地域の小規模事業者の場合、光回線や無線設備、コロケーションスペースの提供などは潤沢に有していないことが多い状況です。また、山間部など地域の特性や調達コストも全国	他事業者の設備利用については、余剰設備がある場合など他事業者に過度な負担を与えることなく、また、相対契約を基本することが	無

	<p>平均よりも高くなるケースが考えられるため、全国一律の提供価格とすることが困難な場合があります。</p> <p>このため、協議については、近隣の事業者に余剰設備がある場合に限るとともに、民民ベースの相対契約を基本としたものとなることが望ましいと考えます。</p>	<p>適当であり、御意見は、総務省において、その具体的な検討を行う際の参考とすることが適當と考えます。</p>	
91	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終保障提供責務の履行に当たって、責務を担う者が他事業者から設備等の提供等を受けることは、利用者利便の確保や交付金肥大化の抑制に資するものと考える一方、仮に、NTT東西等、大規模な事業者が未整備地域で他社設備の利用を検討する場合は、小規模な事業者の事業運営や競争状況に影響を及ぼす可能性があることに留意が必要と考えます。 ・ この点、他事業者の設備利用等については、あくまでも民民協議を前提とし、既存設備のみを協議対象とすべきと考えるとともに、制度検討においては以下2点の懸念の解消が必要不可欠であると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> 1. ユニバーサルサービスの低廉性確保等を目的とした設備の貸出料金の規制や保守・運用面での事業者負担増 2. NTT東西等、大規模な事業者による収支等の公開に伴う、他社設備料金の直接的/間接的な情報開示 ・ なお、協議が不調に終わった場合の協議開始命令等の制度設計においては、協議不調という結果を画一的に捉えるのではなく、個々の協議内容の合理性・妥当性等を確認した上で適切な対応が実施される制度となるよう、ご検討いただくことを要望します。 	<p>【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	
	<p>意見2-4-10 適格電気通信事業者に対する退出規制について、現行制度を基本としつつ、一定の見直しを行う方向性に賛同。</p>	<p>考え方2-4-10</p>	
92	<p>また、適格電気通信事業者に対する退出規制の見直しについて、適格電気通信事業者が撤退することによって、サービス提供の空白期間を生じさせないようにするために、答申案のとおり、現行の退出規制を基本としつつも、一定の規制強化をする方向性について賛同いたします。</p> <p>その上で、適格電気通信事業者が撤退することになった場合においては、適格電気通信</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無

	<p>事業者が不在となることから、答申案40頁の「最終保障提供責務は、「①適格電気通信事業者がいる地域では、適格電気通信事業者」が担い、「②適格電気通信事業者がいない地域では、NTT」が担うこととなる。」との記載を踏まえ、NTTが最終保障提供責務を担うことになると承知しております。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM株式会社】</p>		
93	<p>電話やブロードバンドのユニバーサルサービスの提供者の退出規制の在り方については、既存事業者の撤退による空白期間が生じないようにする観点、特に中・小規模の既存事業者に過度の負担を与えないようにする観点等のバランスが重要であることを踏まえて、現行の退出規制について必要な見直しを行うことが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>		
	<p>意見2-4-11 退出規制の見直しに当たっては、事業者に過度な負担が生じないようにすべき。</p>	考え方2-4-11	
94	<ul style="list-style-type: none"> 最終保障提供責務の担い手以外の者が果たすべき役割として、業務区域の縮小の際の利用者への事前周知や事前届出等の必要な見直しの検討を行うにあたっては、規制対応に要する行政・事業者双方の運用コストにも配慮しつつ、過度な負担とならないようにしていただきたいと考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>本答申(案)のとおり、退出規制の見直しに際しては、既存事業者に過度の負担を与えないように留意することが適当と考えます。</p>	無
95	<p>退出規制の見直しについて、利用者保護の観点から事前届出等の仕組みを設けることは賛同いたしますが、事業者の自主的な事業展開や投資インセンティブを阻害することのないよう、特に適格電気通信事業者以外の事業者については必要最小限の規律とすることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
	<p>意見2-4-12 業務の休廃止の届出の期間は、必要なプロセスがあることを考慮した上で、慎重に検討いただきたい。</p>	考え方2-4-12	
96	<ul style="list-style-type: none"> 業務の休廃止の届出の期間については、NTT東西が最終保障提供責務を履行し光の新規整備を行う際、エリアによっては以下のようなプロセスが生じ、1年以上の期間を要する場合があることを踏まえたうえで、慎重に検討いただきたいと考えます。 <p>✓ 離島における海底ケーブルの構築に係る期間(気象条件、敷設船の稼働状況等によ</p>	<p>本答申(案)のとおり、退出規制の見直しに際しては、既存事業者の撤退による空白期間ができる限り生じないようにすること及び既存事業者に過度の負担を与えないようにすることの双方に留意することが適当であり、総務省において、御指摘の点等を踏</p>	無

	<p>る工事時期制約影響)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地理的条件や気象条件によって生じうる追加的な工程に係る期間(伐採・除雪、足場確保等) ✓ 第三者との折衝(道路・河川占用手続き等)に係る期間 ✓ 自治体事業・補助事業による整備に際し発生する、整備費に関する議会承認等の意思決定プロセスに係る期間 等 <p>【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	まえ、具体的な検討を進めることが適当と考えます。	
--	--	--------------------------	--

■ II. ユニバーサルサービスの確保の在り方

□ 第5章 ユニバーサルサービス交付金制度

No.	意 見	考え方	案の修正
第1節 電話のユニバーサルサービス交付金制度			
	意見2－5－1 電話のユニバーサルサービス交付金制度について、当分の間は赤字額の一部を補填する現行制度を維持するとの方向性に賛同。また、NTTのメタル回線設備の移行計画の策定等を踏まえ、必要に応じて見直しを行るべき。	考え方2－5－1	
97	<p>電話のユニバーサルサービス交付金制度について、答申(案)に示された「当分の間は、内部相互補助をベースとして赤字額の一部を補填する現行制度を基本的に維持した上で、最終保障提供責務への見直し等に伴い必要な補正があれば行うこととすること」との方向性に賛同いたします。</p> <p>加えて、今後のユニバーサルサービス交付金制度の運用にあたっては、NTTにおいて2035年向けたメタル回線設備の具体的な縮退計画を早期に策定し、その計画に基づき交付金制度の在り方を継続的に検討することが必要です。特に、デジタル田園都市国家構想に基づく光ファイバ整備目標の着実な実現を通じて、メタルから光への円滑な移行を促進することが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、メタル回線設備の移行については、本答申(案)のとおり、NTTにおいて、具体的な計画を早急に策定し、総務省において、必要な検証を行うことが必要と考えます。</p>	無
98	<p>電話のユニバーサルサービス交付金制度については、NTT殿により策定される移行計画を一般に公開して検証を行うことにより、多様な関係者の意見を丁寧に反映することを前提として、利用者利便や国民負担の観点を踏まえ、必要に応じて見直しや補正を行うことが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>		
	意見2－5－2 交付金の補正方法の検討に当たっては、メタル回線設備の維持や国民負担とのバランスを踏まえつつ、慎重な検討が必要。また、メタル縮退期間及びメタル縮退後における、最終保障提供責務の履行に係る整備費・維持費の補填が制度的に担保されることが不可欠。	考え方2－5－2	
99	・ 電話のユニバーサルサービスについて、現行制度をベースとした交付金の算定における	御意見は、今後の参考とさせていただきます。	無

	<p>補正方法の検討にあたっては、メタル縮退期間において、代替サービスへの移行に伴い利用者が大幅に減少していくのに対し、メタル回線設備は当面維持していく必要があり、加入電話の赤字額は現在の水準(2023年度:▲530億円)からさらに悪化していくと想定されることを考慮した上で、国民負担とのバランスも踏まえつつ、慎重に検討することが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、メタル縮退期間およびメタル縮退後における、最終保障提供責務の履行に係る整備費・維持費については、必要十分かつ過大でない補填が制度的に担保されていることが不可欠であり、後述するプロードバンドの交付金制度と同様に、必要十分な支援等が行われる制度を検討いただきたいと考えます。 <p>【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	<p>最終保障提供責務の履行に係る維持費については、最終保障提供責務の履行が必要な地域は、他事業者のサービス提供が受けられず、サービス提供に際して大幅な赤字が見込まれる地域であると考えられるため、最終保障提供責務の見直し等に伴い必要な補正があれば行うこととすることが適当と考えます。</p> <p>また、最終保障提供責務の履行に係る整備費については、現在、プロードバンドに関して離島等の条件不利地域における予算措置による整備費の支援が行われていること等を踏まえ、総務省において、必要な検討を行うことが適当と考えます。</p>	
--	--	--	--

第2節 プロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度

意見2－5－3 最終保障提供責務の履行に係る費用は、特別支援区域の考え方に対するものと理解。		考え方2－5－3
100	<p>「最終保障提供責務の履行に係る費用については、その履行地域が一般支援区域や支援区域外の区域にある場合でも、第二種交付金により、特別支援区域と同等の補填をすることが適當」とされていますが、「プロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」等の答申を踏まえた特別支援区域の考え方に対するものと理解しています。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本答申(案)では、最終保障提供責務の履行に係る費用については、その履行地域が一般支援区域や支援区域外の区域にある場合でも、プロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度における特別支援区域(大幅な赤字が見込まれる地域)と同等の補填をすることが適當としており、賛同の御意見として承ります。</p>
意見2－5－4 NTT東西の最終保障提供責務の履行に必要な整備費・維持費について、必要十分かつ過大でない補填が制度的に担保されることが必要。		考え方2－5－4
101	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西が最終保障提供責務を履行するにあたっては、整備費・維持費の双方について、必要十分かつ過大でない補填が制度的に担保されることが不可欠となります。 必要十分かつ過大でない補填を制度的に担保する観点から、現行のプロードバンドの交付金制度を前提に、NTT東西の最終保障提供責務の履行地域において、一般支援区域や支援区域外の場合でも、現行制度における特別支援区域と同等の補填(収入費用方式)とする方向性について、賛同します。 その上で、少なくとも以下の点についても、制度的に担保されることが必要と考えます。 	<p>最終保障提供責務の履行に係る維持費については、最終保障提供責務の履行が必要な地域は、他事業者のサービス提供が受けられず、サービス提供に際して大幅な赤字が見込まれる地域であると考えられるため、第二種交付金により、その履行地域が一般支援区域や支援区域外の区域にある場合でも、特別支援区域と同等の補填をすることが適當と考えます。なお、その履行地域において他事業者の参入があった場合の扱い等も含め、交付金</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 整備費について、現在のブロードバンドのユニバーサルサービス制度は国や自治体の年度予算による補助金を前提としているところ、最終保障提供責務の履行のための整備費については、補助金や交付金による補填が制度的に担保される仕組みが必須 ✓ 維持費について、例えば、他事業者の参入により最終保障提供責務が解消された場合に、直ちに交付金による補填の対象外となってしまうと、設備更改のための先行投資等を回収できなくなってしまうおそれがあること等から、最終保障提供責務の履行のために要したコストの回収が可能となる仕組みが必要 <p>【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	<p>による補填の具体的な考え方については、総務省において検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>また、最終保障提供責務の履行に係る整備費については、現在、離島等の条件不利地域において予算措置による整備費の支援が行われていること等を踏まえ、総務省において、引き続き必要な支援が行われるよう、対応を行うことが適当と考えます。</p>	
102	<p>ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度については、NTT殿による最終保障提供責務の履行に必要となる合理的で必要最小の補填を行うための制度設計を行っていただくことが適当と考えます。</p> <p>【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>		
	<p>意見2－5－5 最終保障提供責務の履行に係る費用について、特別支援区域と同等の補填をすることは、区域全体で黒字でも補填対象となること等から、適切ではない。</p>	考え方2－5－5	
103	<p>ブロードバンドの最終保障提供責務の履行に係る費用への補填について、効率性等を考慮した上で原則全額補填することとされている特別支援区域と同等の補填とすることは、以下の3つの理由から、適切ではないと考えます。</p> <p>第一に、一般支援区域は特別支援区域に比べて相対的に採算性が見込まれることから、事業者の内部相互補助による提供を基本とする考え方に基づき、ブロードバンドの収支全体が赤字の場合に限り、当該区域に係る赤字の一部を補填することとされています。制度趣旨を踏まえれば、一般支援区域における最終保障提供責務の履行費用について特別支援区域と同等の補填とすることは、当該区域の採算性に応じた補填の考え方を損なうおそれがあり、また、区域全体で黒字の場合でも補填対象となり得ることから、制度の本来の趣旨に反することとなる可能性があると考えます。したがって、一般支援区域や支援区域外の区域については、現行制度の考え方を維持することが適当と考えます。</p> <p>第二に、最終保障提供責務の履行費用への補填水準については、交付金の肥大化による国民負担の増大を抑制する観点から、最終保障提供責務の履行に係る費用の赤字の全</p>	<p>本答申(案)のとおり、最終保障提供責務の履行が必要な地域は、他事業者のサービス提供が受けられない地域であることに鑑みると、サービス提供に際して大幅な赤字が見込まれる地域として、特別支援区域と同等と捉えることができるため、最終保障提供責務の履行に係る費用については、特別支援区域と同等の補填をすることが適当と考えます。</p>	無

	<p>額を補填することは、NTT東西において最大限の効率化インセンティブが働くはず、結果として高額な交付金負担が生じ基金規模が拡大するおそれがあります。</p> <p>第三に、諸外国のブロードバンドのユニバーサルサービス制度において、最終保障提供責務を担う事業者に対して赤字の全額を補填している例は確認されていません。例えば、日本と同様に光整備率の高い韓国においては、適格事業者であるKTがラストリゾート義務を負うこととされていますが、ユニバ提供に係る費用から収入を差し引いた損失の70%を支援することが規定されています。また、諸外国においては、米国や豪州などの一部を除き、欧州や韓国など殆どの主要国では未稼働であることから、そのような状況も踏まえた検討を行うべきと考えます。</p>	
	<p>意見2-5-6 ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を、未整備地域等においてユニバーサルサービスに追加した上で、支援区域の指定要件である一者以下要件との関係では「一者」と扱わない方向性に賛同。</p>	考え方2-5-6
104	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を、未整備地域等においてユニバーサルサービスに追加する方向性は、ブロードバンドの効率的な提供の確保に資するものであり、賛同します。 ・ また、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を、支援区域の指定要件である一者以下提供要件との関係では「一者」として扱わない方向性は、現在地域でサービス提供している事業者によるサステナブルなサービス継続につながる制度であり、賛同します。 <p>【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>無</p>

■ II. ユニバーサルサービスの確保の在り方

□ 第6章 ユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保等

No.	意 見	考え方	案の修正
第1節 ユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保			
	意見2-6-1 プライスキャップ規制の対象の見直しに方向性に賛同。制度の具体的な設計に当たっては、料金の低廉性確保と交付金の肥大化回避の適切なバランスを確保することが必要。	考え方2-6-1	
105	<p>特定電気通信役務のプライスキャップ規制を廃止し、料金の低廉性を確保する仕組みを設ける方向性に賛同いたします。ただし、制度の具体的な設計にあたっては、不採算地域における料金規律により交付金が肥大化し、国民負担が過度に増大することのないよう、適切なバランスを確保することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、本答申(案)では、国民負担が大幅に増加するような手段はできる限り避けることが適当としており、交付金の具体的な制度設計に当たっては、御意見のとおり、料金の低廉性確保と交付金肥大化の回避との間で適切なバランスを確保することが重要と考えます。</p>	無
	意見2-6-2 NTT東西のメタル固定電話をプライスキャップ規制の対象外とすることに賛同。今後も市場環境等の変化に伴い、規制を隨時見直すべき。	考え方2-6-2	
106	<ul style="list-style-type: none"> ・ プライスキャップ規制については、固定電話を中心であった時代に制定された規制であり、市場環境や利用者の利用実態は大きく変化していること、また、今後メタル回線設備が2035年頃に縮退する見込みであること等を踏まえて、NTT東西のメタル固定電話をプライスキャップ規制の対象外とすることに賛同します。 ・ なお、今後も市場環境や利用者の利用実態の変化に伴い時代に合わなくなつた規制については、隨時見直していただきたいと考えます。 <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
	意見2-6-3 プライスキャップ規制から除外された場合でも、指定電気通信役務としての規制対象であり、引き続き競争促進・利用者利便確保の観点からの規制が必要。	考え方2-6-3	
107	プライスキャップ規制は、指定電気通信役務(ボトルネック設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務)であって利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を対象とするものであり、プ	<p>本答申(案)では、指定電気通信役務の規制対象の見直しは提言しておりません。</p> <p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>ライスキャップ規制から除外されるにせよ、引き続き指定電気通信役務としての規制の対象となる理解です。</p> <p>メタル固定電話・公衆電話を含め、指定電気通信役務に関しては、引き続き競争促進・利用者利便確保の観点からの規制が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	
	<p>意見2-6-4 ユニバーサルサービスの低廉性の観点において、都市部との地域格差を生じないよう取組が進められることを要望。</p>	考え方2-6-4
108	<p>全国地域でのユニバーサルサービスにおいて基本3原則である不可欠性、利用可能性、低廉性が保持される事はわが国において極めて重要であり、低廉性の観点において都市部との地域格差を生じないよう取り組みが進められる事を要望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>本答申(案)では、ライスキャップ規制の見直し後も、ユニバーサルサービスについては、都市部以外の地域では、都市部の料金を上回る料金の設定を原則として認めない規律を課すことが適当としており、御意見に沿ったものとなっていると考えます。</p>
	<p>意見2-6-5 ユニバーサルサービスについて、都市部以外の地域では、都市部の料金を上回る料金の設定を原則として認めない規律を課す場合、事業者間の自由競争を通じた利用者利便の向上等を妨げることのないよう、実施してきたキャンペーン等は実施可能とすべき。</p>	考え方2-6-5
109	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金の低廉性を確保する仕組みとして、都市部以外の地域では、都市部の料金を上回る料金の設定を原則として認めない規律を課す場合、事業者間の自由競争を通じた利用者利便の向上等を妨げることのないよう、少なくとも以下について、実施可能な制度とする必要と考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ ユニバーサルサービスを全国で提供する事業者による、より効率的にサービス展開可能な都市部のみでサービス提供する事業者に対抗するためのキャンペーン等は、これまで実施してきたところであり、競争促進による利用者利便の向上の観点で、今後も実施可能とすべき ✓ 特定の地域・区域のみを対象に、当該エリアでの提供コストを踏まえて個別に料金設定しているプラン等(加入電話の区域外加算、FTTHサービス等の特定地域向けサービス等)が提供できなくなった場合、当該地域でのサービス提供が困難となる等の影響が生じる懸念があることから、引き続き提供可能とすべき <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	<p>本答申(案)では、ユニバーサルサービスが国民生活や経済活動にとって不可欠な社会インフラであり、その料金の変動が利用者に及ぼす影響に鑑み、料金の低廉性を確保する仕組みを設けることが必要としており、総務省において、制度設計に当たっては、御指摘の点等を踏まえ、ユニバーサルサービスの適切かつ公平な提供を確保する観点から、具体的な検討を行うことが適当と考えます。</p>
	<p>意見2-6-6 NTT東西のメタル固定電話や公衆電話の料金規制をライスキャップ規制の対象</p>	考え方2-6-6

	外とすることに反対。仮に廃止する場合は、都市部以外の地域での都市料金を上回る料金の設定を認めない規律を課すことが不可欠。	
110	<p>NTT東西のメタル固定電話や公衆電話の料金規制をプライスキャップ規制の対象外とすることに反対します。仮に、プライスキャップ規制が廃止される場合は、電話やブロードバンドのユニバーサルサービスの低廉性、全国均一性を確保するため、都市部以外の地域での都市料金を上回る料金の設定を認めない規律を課すことが不可欠です。</p> <p style="text-align: right;">【JMITU通信産業本部】</p>	<p>本答申(案)のとおり、NTT東西のメタル固定電話の実際の料金は、プライスキャップ規制による料金水準の上限を大きく下回る状況が相当期間継続し、料金低廉化に実質的に機能していない状況にあること、料金水準の上限設定に用いる生産性向上見込 rate の算定が限界にあることから、プライスキャップ規制の対象外とすることが適当と考えます。</p> <p>なお、プライスキャップ規制の見直し後の、ユニバーサルサービスの料金に関する御意見については、考え方2-6-4のとおりです。</p>
	意見2-6-7 赤字であれば料金値上げも検討してもよいのではないか。また、地方部の整備費・維持費の方が高いにもかかわらず料金が安いことは不公平であり、統一料金なども検討すべき。	考え方2-6-7
111	<p>料金は安いに越したことはないですが、ユニバーサルサービス料を集めてもなお赤字なのだとしたら、値上げということも考えてもよいのではないかでしょうか。例えば住宅用月2000円程度であればまだ理解できる金額とは言えるのではないでしょうか。さらには光回線電話を現在と同程度としメタル回線は値上げするなどして移行を促進させることも出来るのではないかでしょうか。</p> <p>また地方部の料金は都市部より安くとのことですが、整備費・維持費が地方部のほうかかるにもかかわらず固定電話は都市部の3級局料金より地方部の1級局料金が安くなっています。これは他のインフラと比べても異常です。鉄道や高速道路は地方部は距離単価が高いなど価格転嫁がされています。都市部ユーザーがより多く料金負担しているとも言え、不公平です。せめて統一料金にするなどといったことも考えられるのではないかでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、都市部と都市部以外の地域の料金については、考え方2-6-4のとおりです。</p>

第2節 NTTの自己設置要件・線路敷設基盤の在り方

(1) 設備の自己設置要件の緩和

意見2-6-8 NTT東西の自己設置要件の例外として、モバイル網の活用を更に進める方向性	考え方2-6-8
--	----------

	及び他事業者の光回線設備等を利用したユニバーサルサービスの提供を認める方向性に賛同。自己設置要件の在り方は、今後の技術の進展等を踏まえつつ、引き続き検討することが必要。	
112	<ul style="list-style-type: none"> 効率的かつサステナブルにユニバーサルサービスを維持していく観点から、NTT東西の自己設置要件の例外として、モバイル網の活用を更に進める方向性および他事業者の光回線設備等を利用したユニバーサルサービスの提供を認める方向性に賛同します。 また、本答申(案)に記載のとおり、自己設置要件の在り方については、今後の技術の進展や市場環境の変化等を踏まえつつ、設備の効率的な整備・維持とサービスの安定的な提供を併せ図る観点から、引き続き検討する必要があると考えます。 <p>【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。 無
	意見2-6-9 自己設置要件の例外は、過剰に広げるのでなく、限定的な運用とすべき。	考え方2-6-9
113	<p>NTT東西の自己設置要件を維持するとの答申(案)の方向性に賛同いたします。</p> <p>NTT東西が保有する「特別な資産」つまり、電電公社時代から承継した全国津々浦々の電柱・管路・どう道・局舎・土地等の線路敷設基盤は、我が国の通信インフラの根幹として、全ての事業者の通信サービスの安定的な提供を支えるものです。このような線路敷設基盤の有効活用とユニバーサルサービスの安定的な提供を確保する観点から、自己設置要件の維持は不可欠と考えます。</p> <p>一方、答申(案)では最終保障提供責務の効率的な履行を可能とする観点から、自己設置要件の例外について3つの事項を認めることとしていますが、その適用については以下の点から更に限定的な運用が必要と考えます。</p> <p>まず、電話のユニバーサルサービスに関する例外(①)は、以下の場合に限定することが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ワイヤレス固定電話については、メタル回線設備の縮退計画が具体化された地域に限定 モバイル網固定電話についても、メタル回線設備の縮退地域における代替手段として位置づけ いずれについても、具体的な提供範囲は認可制により厳格に運用 <p>次に、ブロードバンドのワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の提供(②)は、以下の要件を付すことが適当と考えます。</p>	自己設置要件の例外は、総務省において、電電公社から承継した全国規模の線路敷設基盤の有効活用や、ユニバーサルサービスの安定的な提供の確保を図る観点を踏まえて、具体的な検討を行うことが適当と考えます。 無

	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル田園都市国家構想の光ファイバ整備目標(2027年度末までに世帯カバー率99.9%)達成後の残り0.1%の地域に限定 ・光ファイバ整備の代替手段として提供することを認可条件として明確化 <p>更に、最終保障提供責務履行時の他事業者の光回線設備等設備利用(③)については、以下の場合に限り認めることが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終保障提供責務の履行を目的とする場合に限定 ・自己設備による提供が著しく不経済となる場合に限定 ・提供期間や提供範囲について明確な上限を設定 <p>なお、これらの基準の策定にあたっては、NTT法において明確に規律するとともに、「NTT東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可基準ガイドライン」などのガイドライン等も参考しつつ、厳格に運用すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
114	<p>NTT東西殿の自己設置要件の例外として「モバイル網固定電話の提供」を認める方向性が示されておりますが、NTT東西殿の地域電気通信業務(本来業務)に対して、全国津々浦々の線路敷設基盤を死蔵させずに有効活用を図ること等から、原則として自己設備での実施が義務付けられていることを考えれば、当該役務に関する自己設置要件の例外の範囲を過剰に広げることは適切でなく、慎重に議論の上で限定的な範囲とすべきです。</p> <p>なお、限定的な範囲については、NTT東西殿が、電話及びブロードバンドのユニバーサルサービスの提供に関し最終保障提供責務を効率的に履行するに当たり、自己設備の設置が著しく不経済となるエリア(メタル縮退後のエリア等)とすることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
意見2-6-10 自己設置要件の例外を認める方針には賛同するが、サービス品質面で地域格差が生じないような取組が必要。		考え方2-6-10	
115	<p>通信インフラの効率的な活用の観点からNTT東西殿に自己設置要件の例外を認める方針には賛同いたします。一方で、当該地域は経済合理性が働きにくいエリアであることが想定されるため、運用面におけるサポート対応等のサービス品質面で他地域と大きな格差が生じないような取り組みを要請します。</p> <p>特別な資産である線路敷設基盤の譲渡・担保・処分につき認可制を導入する事に賛同し</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、御指摘のとおり、地域間で品質面で大きな格差が生じないようにすることが重要であり、総務省において、制度見直し後の状況を注視し、必要な場合には適切な対応を行うことが適当と考えます。</p>	無

	<p>ます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	
(2) 線路敷設基盤の譲渡等の認可制の導入等		
	<p>意見2-6-11 線路敷設基盤の譲渡等を認可の対象とする答申(案)に賛同。NTT東西の線路敷設基盤の重要性や転売等の懸念に鑑み、運用に当たっては、厳格な認可基準を設ける等の検討が必要。</p>	考え方2-6-11
116	<p>NTT東西が電電公社から承継した電柱・管路・とう道・局舎・土地等の線路敷設基盤の譲渡又は担保だけでなく処分を認可対象とする方向性に賛同いたします。</p> <p>これらの「特別な資産」は、国民の共有財産として公社時代からの積み重ねで構築されてきたものであり、IP電話、携帯電話、ブロードバンドサービスなど、日本の通信の根幹を支える重要なインフラです。他事業者による同規模の基盤の構築は事実上不可能であり、ユニバーサルサービスの安定的な提供を確保する上で不可欠な存在です。</p> <p>公正競争の確保の観点からは、これらの資産が適切に維持・管理されることで、競争事業者による公平な設備利用が可能となり、また、経済安全保障の観点からも、国民生活や社会経済活動の基盤となる通信インフラの保護は極めて重要と考えます。</p> <p>したがって、線路敷設基盤をはじめとする「特別な資産」の保護は、通信政策上別格の位置づけで検討されるべき課題であり、無線技術の進展等により通信ネットワークの在り方が変化したとしても、これらの資産の公共的価値は不变であり、その譲渡や担保、処分については、NTT法第14条(重要な設備の譲渡等)を強化した厳格な規律の下で認可制とすることが必要と考えます。</p> <p>認可制度の具体的な制度設計にあたっては、将来の光ファイバ網の整備・運営の基盤としての重要性も踏まえ、NTTによる適切な保有と運用が確実に担保されるよう、実効性のある制度設計を要望します。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、本答申(案)を「修正すべき」との御意見については、NTT東西の線路敷設基盤は、我が国の通信インフラ全体を支え、通信サービスの安定的な提供等を確保する上で重要な役割を有すること等に鑑みると、NTTグループ内への譲渡・付け替え等か否かにかかわらず認可の対象とすることが適当と考えられるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
117	<p>NTT 法に規定されている重要な設備の譲渡等の規律を維持しつつ、その対象として線路敷設基盤を追加するほか、対象行為として処分を追加する本答申案に賛同します。</p> <p>なお、通信政策特別委員会(第 17 回)にて当社や KDDI 株式会社殿が主張しましたが、株式会社 JTOWER 殿の事例のように、設備の保有について一定のコントロールが可能と考</p>	無

	<p>えられるNTTグループ内への譲渡・付け替え等であっても、当該事業者から転売・外資流出となる懸念があります。当該懸念を踏まえれば、そもそもNTT法の規律外の事業者への譲渡等の行為を原則的に禁止するような厳格な認可基準を設ける等の検討が必要です。</p> <p>今後の詳細検討においては上記懸念も踏まえるべきであり、その指標として、本答申案に明記すべく以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>【修正案】</p> <p>なお、<u>競争事業者からは譲渡等の認めた場合、規制対象外事業者から転売・外資流出される懸念が呈されていることや、NTT東西のメタル回線設備は2035年頃を目途に縮退する見込みであるなど、今後もネットワークを取り巻く環境の変化や技術の進展等が想定されるため、線路敷設基盤の譲渡等に関する規律の在り方については、これらの<u>懸念</u>や環境変化を踏まえつつ、電気通信設備や線路敷設基盤の効率的な保有・運用とサービスの安定的な提供を併せ確保する観点から、引き続き検討することが適当である</u></p>	
	【ソフトバンク株式会社】	
意見2-6-12 線路敷設基盤の認可対象は明確化し、局舎等を中心に認可の対象施設等の拡大をしていくべき。	考え方2-6-12	
118 NTT東西が電電公社から承継して保有する全国規模の線路敷設基盤は通信の黎明期に同公社により莫大な公費で築かれた「特別な資産」であり、我が国における通信の根幹であることから、譲渡に際し認可が必要となる線路施設基盤の対象について、ユニバーサルサービスや経済安全保障の確保の観点からも十分な検討を重ねて明確化し、併せて、電気通信事業法で規律が定められていない一般コロケーションが行われている局舎等を中心に、認可の対象施設等を拡大していくべきと考えます。 また、「線路敷設基盤の譲渡等に関する規律の在り方については(略)引き続き検討することが適当」とあるところ、時代の流れに合わせて現行の枠組みを強化等していくためにも、プロセスや条件等、線路敷設基盤の譲渡等に関する規律の在り方についても明確化していくことが重要であると考えます。	<p>本答申(案)では、線路敷設基盤は、通信サービスの安定的な提供等を確保する上で重要な役割を有すること等に鑑み、その適切な維持を図る観点から、その譲渡等は、規制コスト等を踏まえて対象範囲を検討した上で認可の対象とすることが適当としており、御意見は、総務省において、その検討を行う際の参考とすることが適当と考えます。</p>	無
意見2-6-13 投資インセンティブの抑制に繋がるため、線路敷設基盤の譲渡等に関して認可制を導入すべきではない。仮に見直しを行う場合でも、必要最低限の規制にしていただきたい。	考え方2-6-13	

119	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西は、引き続き、電気通信事業法等の法令・ルールに則り、電気通信設備や線路敷設基盤を他事業者に対して公平に提供していく考えです。 NTT東西が電気通信設備や線路敷設基盤を安定的かつ効率的に運営しつつ、さらに電気通信設備の高度化を図っていくにあたっては、需要減少・老朽化・技術進展等にあわせ、機動的に更改・集約等の設備の効率化等による投資余力の確保を行っていくことが必要であり、不要となった設備・資産の売却・譲渡が全て制限されるリスクが存在する状態では、投資インセンティブの抑制につながることとなるため、線路敷設基盤の譲渡等に関して認可制を導入すべきではないと考えます。 仮に見直しを行う場合であっても、例えば、電柱の支障移転や無電柱化等の移設や不要となった設備の撤去対応等まで規制対象にすることは、NTT東西の効率的な設備更改等を阻害するとともに、事業者・行政双方にとって過度な規制コストとなりかねないことから、必要最低限の規制にしていただきたいと考えます。 <p>【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	<p>本答申(案)のとおり、NTT東西の線路敷設基盤は、我が国の通信インフラ全体を支え、通信サービスの安定的な提供等を確保する上で重要な役割を有すること等に鑑みると、その適切な維持を図る観点から、その譲渡等については、認可の対象とすることが適当と考えます。</p> <p>また、本答申(案)では、認可の対象範囲について、規制コスト等を踏まえて検討することが適当としており、総務省においては、本答申(案)に沿って、具体的な検討を行うことが適当と考えます。</p>	無
意見2－6－14	余剰資産の活用による赤字の減少等の利点があるため、線路敷設基盤の譲渡等は認可制とすべきではない。	考え方2－6－14	
120	<p>メタル回線設備の縮退より、光回線化することで線路長が長くてもメタル回線のように減衰しないので、電話局等の終端設備を集約、廃止することが可能になります。これにより余剰の土地建物等の資産が生まれます。実際大阪では電話局を減築して屋上に公園を作る計画が進行しています。こういった余剰資産の活用により地域活性化を生み出したり、売却益による赤字の減少を図るなど大きな利点があります。これらについて認可制という足かせをはめて、やりづらるべきではないと考えます。メタル銅線の売却益もですが、それらが公社時代の資産だとしても、売却等による結果ユニバーサルサービス料が1円でも2円でも下がるのだとしたら、それは国民全員に利があるものだと思います。</p>	<p>考え方2－6－13のとおりです。</p> <p>【個人】</p>	無

■ III. 公正競争の確保の在り方

□ 第1章 電気通信事業分野における公正競争の確保に関する基本的な考え方

No.	意 見	考え方	案の修正
	意見3－1－1 公正競争の確保については、「構造規制」と「行為規制」により、「サービス競争」と「設備競争」を促進するとの基本的な考え方賛同。	考え方3－1－1	
121	<p>サービス競争と設備競争の双方を促進することにより、「サービスの多様化・高度化、低廉化」と「ネットワークの高度化」を実現するとの本答申案の考え方賛同いたします。</p> <p>当協会には、NTT東西のFTTHを活用したFVNOサービス、MNOのモバイル網を活用したMVNOサービスを提供する多くの事業者が参加しており、多様で高度、低廉なサービスを多くの利用者に提供しています。今後も、2030年代を見据えた市場環境の変化を踏まえ、総務省殿におかれましても固定通信・移動通信の公正な競争環境の維持・深化に引き続きご尽力いただきますようお願いします。それにより、FVNOやMVNOがより良いサービスを提供し、もって国民の利便に寄与できるよう、当協会も努めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
122	<p>「構造規制」と「行為規制」により、「サービス競争」と「設備競争」の双方を促進するとの基本的な考え方賛同いたします。</p> <p>NTT東西は公社から承継した管路・う道・電柱等の線路敷設基盤を有し、両社が日本全国に敷設した膨大な光ファイバー等のネットワークはそれらを基に構築されております。</p> <p>他方、線路敷設基盤を有していないNTT東西以外の電気通信事業者は、ネットワークの構築や、サービスの提供に当たってはNTT東西の線路敷設基盤に一部を依存せざるを得ない構造になっております。</p> <p>こうした電気通信市場の構造は変わっておらず、引き続き、NTT東西に対して業務範囲規制等の構造的規制を課すNTT法と、行為規制を設ける電気通信事業法の両輪で公正な競争環境を確保していくことが重要であると考えております。</p> <p style="text-align: center;">【JCOM株式会社】</p>		
123	電気通信市場はNTT殿が全国津々浦々に保有する線路敷設基盤とその上に設置された		

	<p>光ファイバ等の回線設備に大きく依存する状況に変わりはないところであり、引き続き、市場原理のみに委ねていたのでは公正競争の確保が困難な状況に変わりはないことから、「構造規制」と「行為規制」を両輪として必要な措置を講じることが適当とされたことに賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	
124	<p>答申(案)に示されたとおり、電気通信市場においては、NTTが公社時代から承継した全国の線路敷設基盤を保有し、その上に設置した回線設備で独占的なシェアを有しているため、市場原理に全て委ねた場合は、サービス競争や設備競争の確保が困難となることが懸念されます。したがって、これまで「NTT法による構造規制」と「電気通信事業法による行為規制」が両輪として市場を補完する機能を担い、公正競争の確保を図ってきたと認識しています。</p> <p>また、電気通信市場の自由化後約40年が経過しても、多様な事業者のサービスが、NTTが全国津々浦々に保有する線路敷設基盤と、その上に設置された光ファイバ等の回線設備に大きく依存する状況に変わりはないため、引き続き、「NTT法による構造規制」と「電気通信事業法による行為規制」が両輪として必要な措置を講じ、「サービス競争」と「設備競争」の双方を促進することによって、「サービスの多様化・高度化、低廉化」と「ネットワークの高度化」の実現を図ることに賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	
意見3－1－2 NTTの基幹通信インフラ等は我が国の通信の根幹であり、政府によるコントロールを担保するためにもNTT法は維持・強化等を図っていくことが重要。		考え方3－1－2
125	<p>NTTが承継した、通信の黎明期に電電公社により莫大な公費で築かれた「特別な資産」である線路敷設基盤をはじめとする基幹通信インフラや、固定通信だけではなくモバイルを中心とした移動通信を含む全ての電気通信サービスは、今なお我が国における通信の根幹であることから、政府によるコントロールを担保するためにも、NTT法については、廃止ではなく、時代の流れに合わせてその枠組みの維持・強化等を図っていくこととすることが重要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本答申(案)のとおり、NTTに関する規律の法形式については、総務省において、我が国の法体系との整合性など法技術的な面等にも留意した上で、必要な規律を適切かつ確実に担保できる形式を検討することが適当と考えます。</p>
意見3－1－3 検証を通じた規制のPDCAサイクルを法的に位置付ける方向性に賛同。透明性や		考え方3－1－3

	実効性を確実に担保するとともに、事業者に過度の負担が生じないよう、合理的な制度設計と適時適切な見直しを行うことが適当。	
126	<p>電気通信事業分野は、技術革新が著しく市場環境の変化も激しいことから、公正競争を確保するためには、特に特殊会社であるNTTに対しては透明性をもって規制の遵守状況や競争環境を検証し、規制内容、事前規制・事後規制といった手法を含む規制の在り方について不斷に見直していくことが不可欠であり、時代に即した規制の見直しを図る体制を構築することが重要と考えます。</p> <p>したがって、「特別な資産」を保有する事業者を対象として、総務省の電気通信市場検証会議で行っている検証の枠組み等を参考にしつつ、検証を通じた規制のPDCAサイクルを法的に位置付ける方向性に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
127	<p>検証を通じた規制のPDCAサイクルについて、現在、総務省殿の電気通信市場検証会議で行っている検証の枠組み等を参考にしつつ、法的に位置付けることが適当とされたことに賛同いたします。また、規制の見直しに当たっては、透明性や実効性を確実に担保するとともに、事業者に過度の負担が生じないよう、合理的な制度設計と適時適切な見直しを行うことが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	
128	<p>検証を通じた規制の PDCA サイクルについて、法的に位置付けることが適当とする本答申案に賛同します。</p> <p>なお、検証の枠組みを法的に位置付けるに当たっては、事業者等の意見を参考にしつつ以下の検討が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 競争環境の把握等に要する各種数値や実態把握に要する規制コスト・事業者負担を削減するために、電気通信事業法報告規則等の各種法令等に伴う報告や、市場検証会議における年次レポートと情報通信白書等、総務省殿内の重複を整理すること。 • 「今後総務省において実施すべき事項」として本答申案p.124以降に示されるNTT殿に対する規制緩和や今後の法改正の効果・影響の継続的な検証に特化した枠組みを新設すること。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	無

	意見3－1－4 PDCAサイクルの法的位置付けに際しては、体制構築だけでなく、評価項目や評価方法など、PDCAサイクル自体の内容の明確化も重要。	考え方3－1－4	
129	PDCAサイクルを法的に位置づけるに際しては、「PDCAサイクルを適切に回し、透明性や実効性が確保された形で、時代に即した規制の見直しを図る体制を構築すること」だけではなく、評価項目や評価方法等、PDCAサイクル自体の内容を明確化していくことも重要であると考えます。 【楽天モバイル株式会社】	御意見は、総務省において、その検討を行う際の参考とすることが適當と考えます。	無
	意見3－1－5 NTTグループは、今後の検証にも積極的に協力していく考え。検証は、定量的なデータや客観的な根拠に基づき行うこと等が必要であり、事業者の過度の負担とならないような配慮を要望。	考え方3－1－5	
130	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社グループは、これまで市場検証会議における適切な検証を行うために必要な情報を提供しており、今後の検証にも積極的に協力していく考えです。 ・ 検証を通じた規制のPDCAサイクルについては、利用者利便の向上や国の産業力強化等を目的としたうえで、公正競争の確保の観点等で必要性が低下したルール等の緩和・撤廃等、時代に合わせた断続的な見直しを行い、事業者による柔軟かつ機動的なイノベーションの創出・新たな価値提供の実現にもつながる仕組みとしていただきたいと考えます。 ・ また、検証にあたっては、検証対象となる市場に応じて、国内主要電気通信事業者だけでなく適切な検証対象事業者・企業にまで調査範囲を広げるとともに、定性論だけではなく定量的なデータや客観的な根拠に基づき、電気通信市場における公正競争への影響の検証を行っていただくことが必要と考えます。 <p>なお、その際、行政・事業者双方の運用コストにも配慮しつつ、事業者の過度な負担とならないよう配慮いただきたいと考えます。</p> <p>【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	考え方3－1－4のとおりです。	無
	意見3－1－6 5G移行に関して、居住地域以外の資源活用、防災対策として必要であるエリアカバー率が実施されることは、自治体の衰退、我が国の衰退を意味するものである点に触るべき。	考え方3－1－6	
131	5Gの時代に移行するにあたって今までのP2PからM2M等へ変革することが想定されるとして居住地域以外も含めて500m四方で区切ったエリアカバー率を持って整備を進めるとした	御意見は、今後の参考とさせていただきます。	無

当初の目標を置き去りにして経済性を理由にもとの人口カバー率に戻りながらかろうじて道路カバー率を自動運転を視野に入れ設定したことについて反省も評価もされていない。
居住地域以外の資源活用、防災対策として必要であるエリアカバー率が実施されないことは、結果過疎地や限界集落を持つ自治体の衰退、その先に我が国の衰退を意味するものである。この点については触れるべきである。

【個人】

■ III. 公正競争の確保の在り方

□ 第2章 NTT東西の通信インフラの在り方

No.	意 見	考え方	案の修正
第1節 NTTが果たすべき役割とその線路敷設基盤や電気通信設備の在り方			
	意見3－2－1 NTTは線路敷設基盤等の適切な維持・高度化を通じて、我が国の通信インフラ全体を支え、電気通信サービスの多様化・高度化の寄与に向けて役割を果たすことが重要。NTT持株及びNTT東西は、引き続き特殊会社とすべき。	考え方3－2－1	
132	<p>NTTが電電公社から承継した全国の電柱・管路・どう道・局舎・土地等の線路敷設基盤等については、今後もNTT以外の事業者による同規模の線路敷設基盤の構築は事実上不可能であり、また、同規模の電気通信設備の設置も困難です。したがって、NTTにおいては、線路敷設基盤等の適切な維持や高度化を通じて、我が国の通信インフラ全体を支え、電気通信サービスの多様化・高度化の寄与に向けて役割を果たすことが重要です。</p> <p>NTT法におけるNTT持株及びNTT東西の目的である「適かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること」には、NTT東西の線路敷設基盤及び電気通信設備の適切な維持を通じて、NTT東西自身のサービスのみならず、他社サービスも含めた日本の通信サービス全体の安定的な提供確保も含まれるものと理解しています。</p> <p>NTT持株及びNTT東西の公共的役割は、線路敷設基盤等を承継したことによ来しますが、答申(案)のとおり、NTT東西の線路敷設基盤とその上に設置された電気通信設備(光ファイバ等)は、日本の固定通信と移動通信のサービスを支える重要な基盤となっており、市場環境の変化によってもその重要性は変わらずむしろ高まっています。</p> <p>NTT東西の線路敷設基盤及び電気通信設備の適切な維持を通じて、ユニバーサルサービスを含め、我が国の通信サービスの安定的な提供を確保するためには、政府が安定株主となることにより、会社の経営の安定、適正な事業運営を確保する必要があることから、NTT持株及びNTT東西は、引き続き特殊会社である必要があると考えています。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、本答申(案)のとおり、政府の株式保有義務は、政府が安定株主となることにより、NTTの経営の安定と適正な事業運営を確保するためのものであり、維持することが適当と考えます。</p>	無
	意見3－2－2 NTT東西の線路敷設基盤の譲渡や処分に関する認可制の導入に賛同。	考え方3－2－2	

133	<p>NTT東西の線路敷設基盤の役割や重要性は、「NTTが果たすべき役割」で指摘されており、その適切な維持を図るために、線路敷設基盤の譲渡に関する認可制の導入及び、電気通信設備の処分の認可制の導入に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【JMITU通信産業本部】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
134	<p>NTT東西の線路敷設基盤は日本の電気通信サービスの安定提供において、重要な役割を有しているため、譲渡や、処分等についても認可対象とすることが提言されたことに賛同いたします。</p> <p>自ら設備を設置しているケーブルテレビ事業者にとって、ケーブルネットワークの構築には電柱への幹線の添架が必要となります。ケーブルテレビ事業者自らが電柱を建設することは、建設に必要な許可の取得が困難である等の理由から現実的ではなく、多くのケーブルテレビ事業者は、NTT東西から電柱を借り受けてネットワークを構築しております。</p> <p>しかしながら、現行法令では、線路敷設基盤の譲渡、処分等に関する規定がないことから、NTT東西の判断のみで線路敷設基盤である電柱の譲渡、処分等が可能であり、従って、そのような対応がなされた場合、電柱の借り手事業者は、電柱の貸し出し事業者の変更に伴いサービスの展開等に支障が生じる可能性があります。</p> <p>答申案では、線路敷設基盤の譲渡、処分等に係る認可の対象範囲は、規制コスト等を踏まえて検討すると記載されておりますが、上記懸念の解消、ひいては、事業運営の安定化のためにも、電柱は当該認可対象であるべきと考えております。また、線路敷設基盤のうち管路、どう道・局舎等についても、ケーブルテレビ事業者にとっては設備設置の際に必須のものであることから、当該認可の対象であるべきと考えております。</p> <p style="text-align: center;">【JCOM株式会社】</p>		
135	<p>独占時代に整備されたNTTの線路敷設基盤については、譲渡・処分・売却について、一定の規律を課すことが必要と考えます。</p> <p>地域に不可欠な情報インフラの確保のために、電柱・管路ガイドラインは公平競争の担保に一定の役割を果たしていますが、今後、線路敷設基盤の貸出しを無差別で公平・透明なものとするための制度の創設及びNTT東西における電柱申請手続に要する期間や利用拒否の実態、審査手続きなどの第三者による検証が必要です。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>		

136	<p>NTT東西が電電公社から承継した電柱・管路・とう道・局舎・土地等の線路敷設基盤の譲渡又は担保だけでなく処分を認可対象とする方向性に賛同いたします。</p> <p>これらの「特別な資産」は、国民の共有財産として公社時代からの積み重ねで構築されてきたものであり、IP電話、携帯電話、ブロードバンドサービスなど、日本の通信の根幹を支える重要なインフラです。他事業者による同規模の基盤の構築は事実上不可能であり、ユニバーサルサービスの安定的な提供を確保する上で不可欠な存在です。</p> <p>公正競争の確保の観点からは、これらの資産が適切に維持・管理されることで、競争事業者による公平な設備利用が可能となり、また、経済安全保障の観点からも、国民生活や社会経済活動の基盤となる通信インフラの保護は極めて重要と考えます。</p> <p>したがって、線路敷設基盤をはじめとする「特別な資産」の保護は、通信政策上別格の位置づけで検討されるべき課題であり、無線技術の進展等により通信ネットワークの在り方が変化したとしても、これらの資産の公共的価値は不变であり、その譲渡や担保、処分については、NTT法第14条(重要な設備の譲渡等)を強化した厳格な規律の下で認可制とすることが必要と考えます。</p> <p>認可制度の具体的な制度設計にあたっては、将来の光ファイバ網の整備・運営の基盤としての重要性も踏まえ、NTTによる適切な保有と運用が確実に担保されるよう、実効性のある制度設計を要望します。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社(再掲) ※ユニバ第6章第2節】</p>	
	<p>意見3－2－3 線路敷設基盤の譲渡等の認可対象は明確化し、局舎等を中心に認可の対象施設等の拡大をしていくべき。</p>	<p>考え方3－2－3</p>
137	<p>NTT東西の線路敷設基盤は通信の黎明期に電電公社により莫大な公費で築かれた「特別な資産」であり、我が国における通信の根幹であることから、譲渡に際し認可が必要となる線路敷設基盤の対象について、公正競争確保の観点だけではなく、ユニバーサルサービスや経済安全保障の確保の観点からも十分な検討を重ねて明確化し、併せて、電気通信事業法で規律が定められていない一般コロケーションが行われている局舎等を中心に、認可の対象施設等を拡大していくべきと考えます。</p> <p>また、時代の流れに合わせて現行の枠組みを強化等していくためにも、プロセスや条件等、線路敷設基盤の譲渡等に関する規律の在り方についても明確化していくことが重要である。</p>	<p>本答申(案)では、線路敷設基盤は、通信サービスの安定的な提供等を確保する上で重要な役割を有すること等に鑑み、その適切な維持を図る観点から、その譲渡等は、規制コスト等を踏まえて対象範囲を検討した上で認可の対象とすることが適当としており、御意見は、総務省において、その検討を行う際の参考とすることが適当と考えます。</p>

	ると考えます。	【楽天モバイル株式会社】		
	意見3－2－4 NTT東西が保有・設置している県間業務に関する線路敷設基盤と電気通信設備についても、重要設備譲渡等の認可対象として厳格に規律される認識。	考え方3－2－4		
138	<p>本答申案において、NTT 東西殿の本来業務として新たに規定される県間業務については、自己設置要件の例外として扱うことが適當とされておりますが、現時点において NTT 東西殿が保有・設置している県間業務に関連する線路敷設基盤とその上に設置された電気通信設備(旧公社から承継した我が国の特別な資産(線路敷設基盤や光ファイバ等)を含む)は、以下観点等から重要な設備の譲渡等の認可の対象として厳格に規律される認識であり、県間業務も含め、安定的な提供が維持されることが不可欠であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本答申案において、「今後も、他事業者による同規模の線路敷設基盤の構築は事実上不可能であること、また、線路敷設基盤の開放ルールはあるものの、多額の設備投資が必要であり、他事業者による同規模の電気通信設備の設置も困難(回線設置事業者の事業展開も地域限定的)であること等に鑑みると、NTT東西の線路敷設基盤と電気通信設備には、我が国の通信インフラ全体を支え、また、高度化を通じて設備競争を補完する公共的な役割を果たすことが求められる。(本答申案p.58)」と示されたことを踏まえ、NTT東西殿の役割として線路敷設基盤を適切に維持するとともに、その上に電気通信設備を適切に設置・維持することが求められるとされていること NTT東西殿が、最終保障提供責務を適切に履行するためには、電話・ブロードバンドの役務の提供に不可欠な県間業務部分の線路敷設基盤とその上に設置された電気通信設備についても、安定的な提供を確保するための法的な担保が必要であること 	考え方3－2－3のとおりです。	無	
139	<p>意見3－2－5 投資インセンティブの抑制に繋がるため、線路敷設基盤の譲渡等に関して認可制を導入するべきではない。仮に見直しを行う場合でも、必要最低限の規制にしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT東西は、引き続き、電気通信事業法等の法令・ルールに則り、電気通信設備や線路敷設基盤を他事業者に対して公平に提供していく考えです。 NTT東西が電気通信設備や線路敷設基盤を安定的かつ効率的に運営しつつ、さらに電気通信設備の高度化を図っていくにあたっては、需要減少・老朽化・技術進展等にあわ 	考え方3－2－5		

	<p>せ、機動的に更改・集約等の設備の効率化等による投資余力の確保を行っていくことが必要であり、不要となった設備・資産の売却・譲渡が全て制限されるリスクが存在する状態では、投資インセンティブの抑制につながることとなるため、線路敷設基盤の譲渡等に関して認可制を導入するべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮に見直しを行う場合であっても、例えば、電柱の支障移転や無電柱化等の移設や不要となった設備の撤去対応等まで規制対象にすることは、NTT東西の効率的な設備更改等を阻害するとともに、事業者・行政双方にとって過度な規制コストとなりかねないことから、必要最低限の規制にしていただきたいと考えます。 また、線路敷設基盤の譲渡等に関する規律のあり方については、本答申(案)に記載のとおり、市場環境の変化や技術の進展等に合わせて継続的に議論していただきたいと考えます。 <p>【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	
意見3－2－6 NTT東西の県間業務を自己設置要件の例外として扱うことに賛同。	考え方3－2－6	
140	<p>NTT東西がこれまで他社設備を活用して県間業務を行ってきた中でも特段の問題は生じておらず、また、仮に、自己設置要件の対象とされた場合は、県間設備の追加投資が発生し、利用者料金等にも影響を及ぼしかねないことから、県間業務を自己設置要件の例外として扱うことに賛同します。</p> <p>【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。 無
意見3－2－7 NTT東西の自己設置要件の維持に賛同。ただし、県間業務を自己設置要件の例外とした場合も、NTTドコモに対する特定関係事業者制度は引き続き維持すべき。	考え方3－2－7	
141	<p>NTT東西の自己設置要件の維持に賛同いたします。</p> <p>ただし、県間業務を自己設置要件の例外として扱うこととなつても、「電気通信事業法第31条第1項の規定に基づく特定関係事業者の指定（諮問第3143号）」に記載の以下の理由から、NTTドコモに対する特定関係事業者制度は引き続き維持することが適当と考えます。</p> <p>①NTTコミュニケーションズがNTTドコモの子会社となり、NTTドコモとの連携強化が行われ、NTTコミュニケーションズの ネットワークがNTTドコモに一体化される場合、NTTドコモがNTTコミュニケーションズに代わりNTT東西の県間伝送路の主要な公募調達先となることが想定され、調達元事業者と調達先事業者間での役員兼任は公正な公募調達</p>	賛同の御意見として承ります。 無

	<p>制度の信頼性の観点から不適切であること</p> <p>②NTTグループ内での人事交流等を通じて、NTT東西が接続や卸等で知り得た他事業者等の情報がNTTドコモに提供されるリスクが存在すること</p> <p>③接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務に関して、NTT東西により、取引等を通じて密接な関係にあるNTTドコモに対し、不当に優先的な取扱い等が行なわれるリスクが存在すること</p> <p>※電気通信事業法第31条第1項の規定に基づく特定関係事業者の指定(諮問第3143号) https://www.soumu.go.jp/main_content/000774628.pdf</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	
意見3－2－8 NTT東西の県間業務を自己設置要件の例外として扱うと、県間業務を実施するための線路敷設基盤等が採算性や老朽化等の理由で廃止や更新停止の対象となる懸念があるため、自己設置要件の例外は、地域の状況や接続事業者などの意見を踏まえて検討すべき。		考え方3－2－8
142	<p>一昨年からのNTT殿ならびにNTT東西殿の主張においては、基本的に採算性向上を訴求しているようにみえますが、実のところは「業務からの撤退条件と責務への拒否条件を整えることにある」という面が否めない、と思いました。</p> <p>それは、今後期待されるIOWNや量子通信などを日本全国誰にでも提供するという意志はない、ということ示しているかのようであり、それを一言で表現するならば、【目的や責務を定義されている特殊会社ではなく)普通の会社になりたい】、ということであろう、ということかと思います。</p> <p>ここにおいて、ラストワンマイルである「アクセス回線」については、地域地域の事情もありますが、地方CATV殿やBeyond5Gが最終保障提供責務として対応することも一理あるか?とは思います。それは確かに、公営CATV殿などの接続シェアが圧倒的に高い一部の地区においては、NTTアクセス網が存在しなくなったとしても必ずしも困らない(=代替性がある)という実情があるかも知れません。</p> <p>(＊この「アクセス回線」(携帯回線の中継網用途を含む)においては、NTT東西殿以外に最終保障提供責務を頼ることが出来ない地区からの撤退は出来ない旨がP.124の⑥に記載されている、ということには一安心をしております。)</p> <p>しかしながら、県間網についてはそうではなく、むしろ県間網の不足や不備が地域・地区</p>	<p>今回、県域業務規制を撤廃し、NTT東西の本来業務には、県間業務も含まれることになるため、本来業務が対象となる自己設置要件は県間業務にも課され得るところ、本答申(案)のとおり、県間業務は、これまで他者設備により実施しても特段の問題が生じておらず、新たに自己設置要件を課す必要性が高いとは言えないこと等から、自己設置要件の例外として扱うことが適当と考えます。</p>

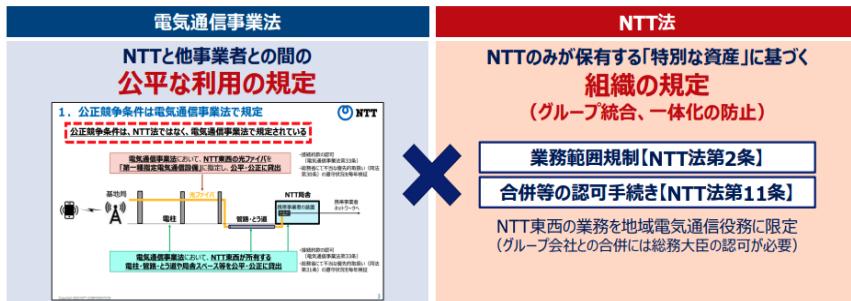
	<p>の最大リスクであることが、GIGAスクール構想(令和6年8月29日の3大臣連名による学校のネットワーク改善に向けた協力要請)やNGNとのPOI接続(プロバイダのIPoE対応)などによって顕著になりました。これは、「デジタル田園都市国家構想」で提唱された『デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する』を引き継いだ「新しい地方経済・生活環境創生本部」の各政策の実現性にも及びます。</p> <p>この状況下において、NTT東西殿の県間業務を本来業務とするにあたって、自己設置要件の例外として扱うことになってしまえば、現存の設備(すなわち県間業務を実施する為の線路敷設基盤)を採算性や老朽化などを理由として廃止もしくは更新停止の対象となってしまうことを拒むことができなくなるのではないか?という懸念が浮かびます。</p> <p>よって、この県間業務における自己設置要件は、一律的に定義するのではなく、地域や地区の状況、ならびに借受事業者・接続事業者などの事情や意見を踏まえて、ラストワンマイルである「アクセス回線」と同様に、最終保障提供責務対象(もしくは最終保障提供責務相当)とするべき、と提言申し上げる次第です。</p> <p>なお、現状において、その県間網の不足や不備であることへの対応については、こちらも一律的に定義するのではなく、公正利用条件を前提とした公費整備や運用補助なども選択肢にしつつ、我が国の社会的・文化的・経済的な発展に資する制度設計を行うことが求められる、と考えます。</p>	
	【個人】	
意見3-2-9 自己設置要件の例外措置として他社設備を用いる場合について、第一種指定電気通信設備に該当するのか明確にする必要がある。	考え方3-2-9	
143 県間業務が、NTT 東西殿の本来業務となるにあたって、自己設置要件の例外措置として扱うことが適当である、とした場合でも、その線路敷設基盤として他社設備を用いる場合においても第一種指定設備になるのか?についてを明文化する必要がある、と提言申し上げます。なぜならば、「設備利用の不可避性」の除外にならないことが絶対必要条件になるからです。また、自己設置の線路敷設基盤を用いないことによって第一種指定設備を逃れる、という抜け穴に成り兼ねないことが懸念されるからです。 なお、その懸念については、過去の研究会論点にも通じると認識しますので、以下にその	自己設置要件の例外は、電電公社から承継した全国規模の線路敷設基盤の有効活用や、ユニバーサルサービスの安定的な提供の確保を図る観点を踏まえて検討するものである一方、第一種指定電気通信設備は、他者の利用が不可欠である設備について適正・公平な利用の確保を図る観点から、その指定の要否を検討するものであることから、両者は検討の観点を異にするものであり、県間業務に関して自己設置要件の例外の対象とすること	無

<p>該当部分を抜粋引用します。</p> <p>「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書の公表 (令和元年 9 月 25 日) (料金サービス課) https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000588.html <別紙 1> https://www.soumu.go.jp/main_content/000645961.pdf</p> <p>P.52 第2章 NGNの県間通信用設備の扱い (4)考え方</p> <p>不可欠設備を第一種指定電気通信設備として指定して適正・公平・透明な料金及び条件により他事業者に開放するという電気通信事業法の制度趣旨に照らせば、県間接続については、NGN県内設備という不可欠設備を他事業者が利用する場面において不可避性が生じるか否かという観点で論じることが適當である。</p> <p>接続料の算定に関する研究会(第 19 回)(平成 31 年 4 月 5 日)資料19-5 県間通信用設備に係る今後の論点 https://www.soumu.go.jp/main_content/000615259.pdf</p> <p>第二次報告書に対し寄せられた意見等</p> <p>JAIPAからの意見 当協会は、これまでどおり NGN の県間通信用設備について第一種指定通信設備に指定するべきであると考えます。理由は以下の通りです。</p> <p>1. 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)はこれまで「県間伝送路は、多くの事業者が自ら敷設しており、それを持たない事業者もビジネスで自由に調達を行っていること、現に当社も少なからず県間伝送路を他事業者から調達していること等を踏まえると、NGNの県間伝送路に不可欠性がないことは明らか」として指定設備化されるべきでない理由を述べていますが、一構成設備に対して他からの調達可能性のみをもって指定設備でないとするのは適切ではありません。NGNが指定設備であるのはボトルネックと一体として設置される設備であることが根拠であることから、指定設備となるべきか否かは、そのネットワークを構成する設備ひとつひとつの代替的調達の可能性で判断されるものではなく、指定設備と一体的設置されているか否か(設備利用の不可避性)で判断されるべきです。仮にNGNを構成する物品の代替的調達の可能性をもって指定設備の判断</p>	<p>が、第一種指定電気通信設備の指定の要否に直接影響を与えるものではないと考えます。</p>
--	---

	<p>を行うのであれば、NGNを構成するルータやサーバなど多くの汎用物品が指定設備から外れることになることからも、そうした考え方方が適切ではありません。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
第2節 NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方		
	意見3－2－10 NTT東西のアクセス部門を分離するのではなく、公正競争の確保のための措置を着実に講じ、その効果を見極める方向性に賛同。	考え方3－2－10
144	<p>本答申(案)の考え方賛同いたします。</p> <p>仮に回線シェアが圧倒的なNTT東西殿のアクセス部門が分離された場合、さらに独占性が高まり、特に地域の回線設置事業者が淘汰され、設備競争が後退する懸念があります。</p> <p>また、設備競争が行われなくなれば、投資インセンティブが低下し、ネットワークの高度化や信頼度確保のための投資が減少したり、新しい利用者ニーズへの対応が遅れがちになるなど、中長期的には国民にとって不利益が生じる恐れがあります。</p> <p>このため、直ちにNTT東西殿のアクセス部門の分離を行うのではなく、ネットワークの開放ルール等の見直しや、累次の公正競争条件の法定化等、公正競争の確保のための措置を着実に講じ、その効果を見極めることが適当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社STNet】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p style="text-align: right;">無</p>
145	<p>NTT東西殿と他事業者との間で利用の同等性・公平性が確保されていないと認められる状況等が生じた場合には、アクセス部門の分離を含む措置について改めて検討することが適当とされた点について賛同致します。</p> <p>その実効性を担保する観点から、総務省殿において、利用の同等性・公平性に関する確保状況について監視・検証する仕組みを設けることを強く希望します。</p> <p style="text-align: right;">【アルテリア・ネットワークス株式会社】</p>	
146	<p>アクセス部門の分離に対する方針に賛同します。WGの議論では検討を行なうにあたっての前提となるデータが十分開示されておらず、短期間での検討も困難であったと考えます。</p> <p>今後も継続検討とする事で、アクセス部門の運用を注視していく事が公正競争遵守に向けた意識を高めて行く事につながると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	
147	<ul style="list-style-type: none"> 現在、電気通信事業法等により光ファイバの料金の適正性および提供の公平性が確保さ 	

	<p>れていると考えるところ、設備競争の減退リスクや多大な移行コスト等が生じるおそれのある「NTT東西のアクセス部門の分離」を実施する必要はないものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> この点、NTT東西のアクセス部門の在り方について「直ちにアクセス部門の分離を行うではなく、公正競争の確保のための措置を着実に講じ、その効果を見極めることが適当」との旨が示された本答申案に賛同します。 なお将来的に、仮にNTT東西のアクセス部門の分離を含む措置を検討することになった場合においても、設備競争の阻害に繋がる懸念が生じる場合は、関係事業者等との十分な議論の上で、慎重に検討することが必要不可欠であると考えます。 	
148	<p>【株式会社オプテージ】</p> <p>NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方については、NTT東西の線路敷設基盤や電気通信設備は、我が国の通信インフラを支える公共的な役割を担っていることや、その在り方はNTTの経営に与える影響が大きいこと等に鑑みると、公正競争の観点や経済安全保障等の公正競争以外の観点からも丁寧に議論することが必要と考えます。</p> <p>したがって、答申(案)においては、まずはネットワークの開放ルール等の見直しや、公正競争の確保のための措置(累次の公正競争条件の法定化等)を着実に講じ、その効果を見極める方向性が示されていますが、これに賛同いたします。</p> <p>なお、総務省の今後の検証において、NTT東西と他事業者との間で利用の同等性・公平性が確保されていないと認められる状況等が生じた場合には、アクセス部門の分離を含む措置について改めて検討することが必要と考えます。</p>	
149	<p>【KDDI株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT東西のアクセス部門の分離については、以下の観点から実施すべきでないと考えます。 <p>【設備競争等の観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報通信基盤は、マーケットのニーズを踏まえつつ、技術革新を取り込みながらコスト効率の高いネットワークを構築し、その品質水準を維持・向上していくことが必要であり、NTT東西は、これまで、光をはじめとした様々なサービス開発・提供とネットワークの構築・高度化に両輪で取り組むことで、我が国における世界最高水準のFTTH環境の構築に貢献してきた。 	

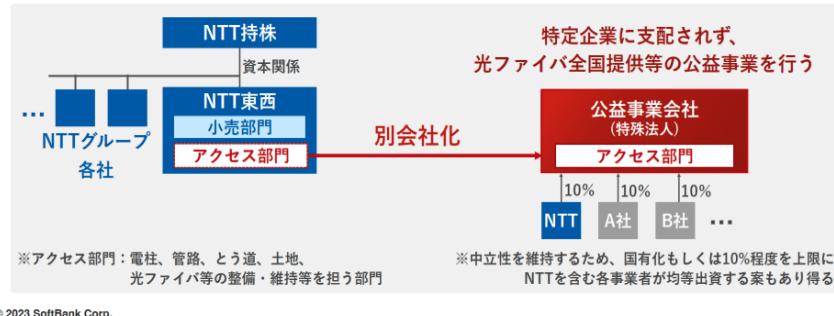
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 加えて、CATV事業者や電力系事業者等の設備設置事業者との設備競争を通じて、我が国の光カバー率99.8%やサービスの高度化が達成されてきたものと認識。 ✓ 上記を踏まえれば、引き続き、これまでの体制・競争環境の中でネットワークの拡大・高度化・提供に取り組んでいくことが最も適切。 <p>【NTT東西のアクセス部門を資本分離した場合のリスク等】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① お客様ニーズを踏まえた設備やサービスの改善、IOWN等の新たな技術の積極的な導入によるネットワークの高度化が進まない。 ② 投資インセンティブが働かなくなり設備構築・拡大が停滞するおそれがあるとともに、コスト効率化やコスト削減、品質維持・向上も見込めない。 ③ お客様への最終的なサービス提供を行わないアクセス会社が、サービス提供上の重要な役割を担うことになり、自然災害等に対する迅速な復旧対応等に影響を及ぼす等、安定的なサービスの維持が困難になる。 ④ 分離に伴うコスト(イニシャルコスト/ランニングコスト)が発生し、効率性が低下する。 ⑤ 資本分離後、アクセス会社が接続料収入によりコスト回収を保証された場合、アクセス会社への自然独占が進み、他事業者を含めた設備競争が進展しなくなるおそれがある。 ⑥ 上記影響により、情報通信インフラの発展が停滞し、我が国全体の国際競争力が低下する。 <p>【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	
150	NTT東西の線路敷設基盤や電気通信設備の役割と重要性は、「我が国の通信インフラを支える公共的な役割を担っていることや、その在り方はNTTの経営に与える影響が大きい」との指摘のとおりであり、NTT東西が引き続きアクセス部門を運営することが不可欠と考えます。	
<p>【JMITU通信産業本部】</p> <p>意見3-2-11 アクセス部門をNTT持株及びNTT東西から完全に資本分離した別会社とすることが、構造的に公正競争環境の確保に最も効果的。仮に、現行の規制構造が機能しない状況に陥る懸念が生じる際には、事前にNTT東西のアクセス部門の資本分離を行うことが必要。</p>		考え方3-2-11

151	<p>現状、旧公社から承継した我が国の特別な資産（線路敷設基盤や光ファイバ等）を保有するNTT東西殿及びそのグループ会社であるNTTドコモ殿や株式会社NTTデータグループ（以下、NTTデータグループ）殿等との関係における公正競争環境は、NTT法に基づく業務範囲規制等の組織に対する規制と、電気通信事業法に基づく公平な設備利用の規定等の非対称規制の両輪により確保・維持されています（※1）。ただし、本来的には、市場支配力の源泉である特別な資産を保有し、運用する部門（アクセス部門）をNTT持株殿及びNTT東西殿から完全に資本分離した別会社とすることで、構造的に公正競争環境を確保することが最も効果的な解であると考えます。</p> <p>仮に、将来的にNTT法を廃止する場合や、本答申案にて取りまとめられた措置の効果が十分得られず競争上の課題が生じる場合等、現行の規制構造が機能しない状況に陥る懸念が生じる際には、事前にNTT東西殿のアクセス資本分離を行うことが必要と考えます。</p> <p>（※1）当社プレスリリース 2023年10月31添付資料より抜粋</p> <p>→ <u>公正競争条件は電気通信事業法とNTT法の両輪で機能するものである</u></p>  <p>The diagram illustrates the dual-regulation framework. On the left, under 'Electricity Communication Business Law', it shows '公平な利用の規定' (Fair Use Regulations) which includes '公正競争条件は電気通信事業法で規定' (Fair competition conditions are specified in the Electricity Communication Business Law) and a diagram of a network connection between 'A' and 'B'. On the right, under 'NTT Law', it shows '組織の規定' (Organizational Regulations) which includes 'NTTのみが保有する「特別な資産」に基づく業務範囲規制' (Business scope regulation based on NTT's only held 'special assets') and '合併等の認可手続き' (Merger and acquisition approval procedures). A large blue 'X' is placed between the two sections.</p> <p>（※2）通信政策特別委員会（第10回）当社説明資料 p.10</p>	<p>本答申（案）のとおり、NTT東西のアクセス部門について資本分離することは、サービス競争に資する一方、設備競争が後退する懸念があること等から、公正競争の観点からも現時点では最善とは言い切れませんが、本答申（案）に基づく措置の効果が十分に得られず、他事業者との利用の同等性・公平性が確保されていないと認められる状況等が生じた場合は、アクセス部門の分離を含む措置について改めて検討することが適当と考えます。</p>	無
-----	---	---	---

「特殊法人」であるNTTを対象とした構造規制ができないのであれば



NTTからの「アクセス部門の完全資本分離」が必須



【ソフトバンク株式会社】

第3節 NTT東西の分離の在り方

意見3-2-12 NTT東西の分離を維持することが適当とする答申(案)に賛同。

152 本答申(案)の考え方方に強く賛同いたします。

NTT東西殿は地域事業者に比べて規模が圧倒的に大きく、ユーザからの認知度、信頼度の高さ、大きな調達量を生かした調達コストの低さ、これまで蓄えた設備や資金を生かした資金コストの安さといった強みはきわめて大きいと考えます。

したがって、設備競争事業者が相対的に少ない東日本を地盤とするNTT東日本殿とNTT西日本殿を統合することで、これらの強みをさらに拡大させる方向につながり、西日本を中心とする設備競争事業者との格差をさらに広げ、ひいては設備競争を衰退させることにつながるため、NTT東西殿の分離は引き続き維持することが適当であると考えます。

【株式会社STNet】

153 NTT東西殿の分離を維持する事に賛同します。現状においても光開通業務においては全国ISPより改善要望が寄せられているところ、東西統合はコスト構造の把握が困難になり公正競争の確保に影響を及ぼす懸念に加え、NTT殿のコスト改革の優先により全国事業者へのサポート品質が更に低下する事を強く懸念します。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】

考え方3-2-12

賛同の御意見として承ります。

無

154	<p>・全国7割超の回線シェアを持つNTT東西に非対称規制を課すことで公正な競争環境が確保されている中、NTT東西が統合した場合には、組織等さまざまな経営資源が集中することで規模の経済が働き、NTT東西の市場支配力がさらに高まるおそれがあるため、NTT東西の分離を引き続き維持することが適当とする本答申案に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	
155	<p>NTT東西殿の分離については、「比較競争」による非効率性の排除等、公正競争を確保する上での意義が大きいことから、引き続き分離を維持することが適当とされたことに賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	
	<p>意見3－2－13 NTT東西の分離を維持する方向性に賛同。NTT東西の分離の在り方を検討する上では、ヤードスティック競争による非効率性の排除や資本分離を通じた相互参入による競争促進といったNTT東西分離の本来の目的を達成するための検討が必要。</p>	<p>考え方3－2－13</p>
156	<p>NTT東西の分離を維持する方向性に賛同いたします。答申(案)のとおり、それぞれの業務区域で市場支配力を有するNTT東西が統合された場合、地域の回線設置事業者が淘汰され、設備競争が困難となる事態が懸念されます。</p> <p>一方で、NTTは、NTT東西の統合を要望していますが、NTT東西の分離には公正競争上の意義があることに鑑みると、NTTは、引き続き現状で可能なコスト削減策を講ずるなど、他に採り得る手段を検討・実施すべきと考えます。</p> <p>加えて、NTT東西の分離の本来の目的は、ヤードスティック競争による非効率性の排除や資本分離を通じた相互参入による競争促進であったところ、政策議論もないままNTTに持株会社制度が導入(1999年)されたことにより、その目的は達成されていないと認識しています。</p> <p>したがって、「NTT東西の分離の在り方」を検討する上では、上記のようなNTT東西の分離の本来の目的を達成するための検討が必要と考えます。</p> <p>なお、「他方、NTT東西間の「直接競争」は、競争事業者との設備競争が進展していない状況等を踏まえ、設備競争を補完する観点から、NTT東西間の設備競争を図るものであるところ、これまで「直接競争」の実績はないことに鑑みると、「直接競争」に、NTT東西を分離する積極的な意義があるとまではいえないと考えられる。」については、NTT東西間の「直接競</p>	<p>本答申(案)では、NTT東西の分離の在り方については、NTT東西の統合が公正競争に与える影響等を踏まえ、引き続き検討することが適当としており、その検討を行う際には、御指摘の点も踏まえて行われることになると考えます。</p> <p>無</p>

	<p>争」の実績がないのは、政策的に実現すべき、との答申を踏まえずに法制化された結果、NTT東西間の「直接競争」が阻まれたものであり、NTT東西を分離する積極的な意義が否定されるものではないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	
	<p>意見3－2－14 更なる抜本的なコスト改革等の実現に向けた選択肢として、NTT東西の統合が可能となるよう、早期に見直していただきたい。</p>	<p>考え方3－2－14</p>
157	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西が、将来にわたってネットワーク基盤を維持・運用し、他事業者に公平な提供を行ふとともに、データ通信量の増大に対応したネットワークの強化やIOWNの実装による高度化等を通じて、引き続き日本の情報通信インフラを支えていくためには、さらなる効率化や事業成長を実現し、サステナブルに成長していくことが必要です。 これまでNTT東西は、様々なコスト削減施策を行ってきたところですが、メタル固定電話の減収の加速が見込まれる一方、光サービスの純増が鈍化する中において、さらなる抜本的なコスト改革や設備投資に向けたキャッシュの創出が必要であり、その実現に向けた選択肢としてNTT東西の統合が可能となるよう、早期に見直していただきたいと考えます。 <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	<p>NTT東西の分離の在り方については、本答申(案)のとおり、総務省において、NTT東西の経営状況等を注視しつつ、NTT東西の統合が公正競争に与える影響、事業成長やコスト改革のために他に採り得る手段等を踏まえ、引き続き検討することが適当と考えます。</p>
158	<p>意見3－2－15 NTT東西の分離は地域網を分断する非合理的なものであり、NTT東西の統合は合理的である。</p> <p>そもそもNTT東西の分離については、1999年のNTT再編時にNCCの強い「市場競争」意向を受け入れたもので、地域網を分断する非合理的なものであったと言えます。地域網の一体的運営の視点からすればNTT東西の統合は合理的と言えます。</p> <p style="text-align: center;">【JMITU通信産業本部】</p>	<p>考え方3－2－15</p> <p>本答申(案)のとおり、NTT東西の分離には、NTT東西間でコスト構造の比較・検証等を可能とすることによって非効率性を排除すること(比較競争)等の公正競争上の意義があることに鑑みると、NTTは、引き続き現状で可能なコスト削減策を講ずるなど、他に採り得る手段を検討・実施すべきであり、NTT東西の分離は引き続き維持することが適当と考えます。</p> <p>なお、NTT東西の分離の在り方については、本答申(案)のとおり、総務省において、NTT東西の経営状況等を注視しつつ、NTT東西の統合が公正競争に与える影響、事業成長やコスト改革のために他に採り得る手段等を踏まえ、引き続き検討することが適当と考えます。</p>

	意見3－2－16 直接競争としてNTT東西の分離の意義はないと言っているにもかかわらず、分離維持の結論になっているのは非常に残念。	考え方3－2－16	
159	<p>直接競争として分離の意義はないとまで言っているにもかかわらず、分離維持の結論になっているのは非常に残念です。分離による弊害は利用者にもあり、例えば「フレッツ・VPN」はフレッツ回線で安価にVPNが構築できるサービスですが、東西をまたぐ拠点間を繋ぐ場合には高額なオプションが必要となり大変困っています。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	意見3－2－15のとおりです。	無

III. 公正競争の確保の在り方

□ 第3章 NTT東西等の業務の在り方

No.	意 見	考え方	案の修正
第1節 NTT東西の本来業務の在り方			
	意見3-3-1 NTT東西の本来業務について、移動通信業務やISP業務など、公正競争の確保に支障が生じるおそれのある業務の実施を認めないことを明確化することに賛同。また、公正競争に支障が生じるおそれのある業務には、放送業務も考えられる。	考え方3-3-1	
160	<p>NTT東西の本来業務の見直しに当たり、移動通信業務やISP業務については、公正競争の確保に支障が生じるため実施を認めないことを明確化することが適当との本答申案の考え方方に賛同いたします。</p> <p>NTT東西の本来業務の見直しは、PSTNマイグレーションを契機とした県域業務規制の撤廃を踏まえたものであります、PSTNマイグレーションは移動通信業務やISP業務の在り方とは無関係であり、これらの業務にNTT東西が進出した場合の公正競争確保の困難さを踏まえれば、実施を認めないことを明確化することが相当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>NTT東西の本来業務について、公正競争の確保に支障が生じるおそれのある業務の実施を認めないことについて明確化することに賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、NTT東西は、固定アクセス回線における独占的なシェアを用いて放送に対して不当な影響力が行使されないことを確保するため、現在、放送業務は認められておらず、この扱いを見直す必要はないことから、引き続き放送業務の実施を認めないことが適当と考えます。</p>	無
161	<p>左記方針に賛同いたします。本件はISP事業者が公正な環境で競争を行なう上で極めて重要な事項になります。法令上の明確化をよろしくお願ひいたします。</p> <p>(※事務局注)「左記」は以下の記載部分を指します。</p> <p>(2) 県域業務規制の撤廃後の本来業務</p> <p>(前略)NTT東西の本来業務は、「東日本地域又は西日本地域内における通信」を媒介するサービスを提供する業務を基本とし、移動通信業務やISP業務など、公正競争の確保に支障が生じるおそれのある業務については、その実施を認めないことを明確化することが適当である。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>		
162	公正競争の確保に支障が生じるおそれのある業務については、その実施を認めないことを明確化することが適当であるという考えに賛同します。		

	<p>また、公正競争の確保に支障が生じるおそれのある業務には、放送業務も考えられます。従来の放送役務に加え、技術進化により、再送信やOTTなどにIP配信技術を用いた通信の役務に整理される放送業務も含まれると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	
163	<p>NTTの巨大性・独占性の弊害等を排除し、電気通信市場における事業者間競争を維持・促進するためにも、NTT東西の本来業務に関し、「移動通信業務やISP業務など、公正競争の確保に支障が生じるおそれのある業務(略)の実施を認めないこと」(P67)を明確化するだけではなく、十分な検討を重ねた上で、当該業務をNTT東西の業務とすること自体を認めないことも明確化すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	
164	<p>NTT東西殿の県域業務規制を撤廃し、NTT東西殿の本来業務について「東日本地域又は西日本地域内における通信」を媒介するサービスを提供する業務を基本とすることとする場合、移動通信業務やISP業務など、公正競争の確保に支障が生じるおそれのある業務の実施を認めないこととし、その実効性を確保するため、法令上明確化することが必要と考えます。</p> <p>また、公正競争の確保に支障が生じるおそれのある業務は、今後の市場や技術の動向等に応じ、移動通信業務やISP業務に限定されるものではないと考えられることから、当該業務の範囲については、公正競争を確保する観点から、適時適切に見直しを行うことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	
意見3-3-2 NTT東西が「特別な資産」を保有する限りは、事業領域規制は維持されるべきだが、県域業務規制の撤廃に当たって、NTT東西の本来業務について「東日本地域又は西日本地域における通信」を媒介するサービスの提供業務を基本とする方向性に賛同。ただし、本来業務の基本とされている「固定アクセス回線を用いて提供する通信サービス」の定義や具体的な対象サービスの明確化は必要。		考え方3-3-2
165	<p>NTT東西が「特別な資産」を保有し続ける限りにおいては、公正競争を確保する観点から、NTT法で規律するNTT東西の事業領域規制は維持されるべきと考えます。その上で、市場環境の変化に合わせてNTT東西の県域業務規制を撤廃するにあたっては、NTT東西の</p>	<p>NTT東西の本来業務の見直しの方向性に賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、本来業務の見直しに当たっては、その定義や具体的な対</p>

	<p>本来業務について、「東日本地域又は西日本地域内における通信」を媒介するサービスを提供する業務を基本とする方向性に賛同いたします。</p> <p>ただし、本来業務の基本とされている「固定アクセス回線を用いて提供する通信サービス」の定義や具体的な対象サービスの明確化は必要と考えます。</p> <p>また、移動通信業務やISP業務など、公正競争の確保に支障が生じるおそれのある業務については、NTTの本来業務としての実施を認めないことを明確化する方向性に賛同いたします。</p>	<p>象サービスについて、総務省において、公正競争の確保等の観点も踏まえ、明確化することが求められるものと考えます。</p>	
	<p>【KDDI株式会社】</p> <p>意見3-3-3 NTT東西の県域業務規制を撤廃することに賛同。公正競争の確保に支障が生じる業務やその条件については、技術の進展や市場環境の変化等に応じて継続的な見直しが必要。</p>	<p>考え方3-3-3</p>	
166	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西は、すでに県内・県間を含めたサービス提供を行っており、PSTNマイグレにより固定電話においても県内・県間の区別が無くなっていることを踏まえれば、旧来の県内・県間等の区別による業務範囲規制は意味をななくなっていることから、県域業務規制を撤廃することに賛同します。 また、NTT東西として、引き続き、移動通信業務・ISP業務に進出する考えはありませんが、仮に移動通信業務とISP業務の実施を認めないことを法令上明確化する場合は、真に公正競争の確保に支障が生じる場合に限定していただくとともに、その条件についても、技術の進展や市場環境の変化等に応じて継続的に見直していくことが必要と考えます。 <p>【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	<p>NTT東西の本来業務における県域業務規制の撤廃に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、公正競争の確保に支障が生じるおそれのある業務の範囲に関する御意見については、考え方3-3-5のとおりです。</p>	無
	<p>意見3-3-4 NTT東西にISP業務を認めない方向性に賛同。電気通信事業法の届出において、「インターネット関連サービス」の定義が曖昧であり、定義の細分化・明確化をしていただきたい。</p>	<p>考え方3-3-4</p>	
167	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西にISP業務を認めた場合、NTT東西及びNTTグループのISPによる市場の寡占化が加速し、非NTTグループのISPの公正な競争が阻害されることが懸念され、公正な市場競争を担保する必要があるため、本意見に賛同します。 事業法の届け出の「提供する電気通信役務」の中で、『31 インターネット関連サービス(I P電話を除く。)』の定義が曖昧なように受け取られます。例えば、NTTのNGN網内やSNIで 	<p>NTT東西にISP業務を認めないことについて賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、「提供する電気通信役務」に関する御意見については、総務省において、今後の検討の参考とすることが適当と考えます。</p>	無

	<p>大手クラウド事業者等に直接つないだ場合、トラヒックの大部分が流れてしまうため、事実上のインターネット機能を有することを懸念しており、今後の明確化においてはインターネット関連サービスの定義の細分化、明確化などより今回の主旨通り、正しく運用されるようルールの整備を望みます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社JPIX】</p>	
	<p>意見3－3－5 業務範囲を逸脱した業務・逸脱する可能性のある業務が存在しないか、公正競争を歪められていないか等、NTT東西の業務が本来業務の範囲におさまっているか否かの定期的な確認が必要。</p>	<p>考え方3－3－5</p>
168	<p>本答申案にて示されたNTT東西殿の本来業務の見直しは、「ブロードバンドやIP電話については、以下の点等から、県間業務を活用業務とし、本来業務（県内業務）とは区別して公正競争を図る必要性は乏しいと考えられること（本答申案p.66）」から、県域業務規制を撤廃することに鑑み再度その範囲を捉え直したものと理解しています。</p> <p>したがって、県域業務規制撤廃前の本来業務にブロードバンドやIP電話の県間業務部分を追加すること以外は、業務の範囲として変更する必要がないものと認識しています。</p> <p>今回の見直しに伴う業務範囲の考え方とそれに対応する役務の範囲は、旧来と大きく変わらない理解ですが、技術革新のスピードが速く事業者間競争が活発な電気通信市場においては、常に新たなサービスやビジネスが移ろう状況にあるため、業務範囲を逸脱した業務・逸脱する可能性のある業務（NTNを活用した新たな業務等）が存在しないか等、NTT東西殿の業務が本来業務の範囲におさまっているか否かの定期的な確認が必要です。</p> <p>仮に、業務範囲の逸脱があれば、旧公社から承継した我が国の特別な資産（線路敷設基盤や光ファイバ等）の保有に伴う市場支配的位置付けに鑑みればその影響は多大と考えられるため、速やかに課題を特定するとともに必要な措置を検討することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>公正競争の確保に支障が生じるおそれのある業務の範囲は、技術革新等により、新たに検討が必要な業務が生じることも想定されるため、総務省においては、NTT東西の業務の実態や公正競争に与える影響の有無も含め、市場環境の変化等を注視し、今後、適時適切に検討を行うことが適当と考えます。</p>
169	<p>NTT東西殿が長距離固定市場に参入した結果、公正競争に与える影響の有無について検証の場を設定することが必要と考えます。</p> <p>特に、特別な資産に該当する線路敷設基盤や電気通信設備を有したまま、長距離固定市場に参入し、公正な競争を歪めることがなかったかについて検証していただくことが必要と考えております。</p>	

	【アルテリア・ネットワークス株式会社】		
	意見3-3-6 NTT東西が県間設備を自ら設置した場合においても、県レベル以下の相互接続が可能となる接続点を設置するなど、公正な競争ルールを整備すべき。	考え方3-3-6	
170	<ul style="list-style-type: none"> 本内容について概ね賛同いたしますが、NTT東西が「特別な資産」であるアクセス回線網と県間を含む中継伝送路設備を一体としたサービスを提供した場合、「特別な資産」であるアクセス回線の開放がおろそかにされ、NTT東西による独占回帰となり、競争環境が歪められる可能性を懸念します。 よって、NTT東西が県間設備を自ら設置した場合においても県レベル以下の相互接続が可能となるよう、相互接続点を適切な場所に設置し、NTT東西以外の事業者も公平な競争ができるようなルールが整備されることを望みます。 <p style="text-align: right;">【株式会社JPIX】</p>	<p>NTT東西の本来業務における県域業務規制の撤廃に賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、NTT東西が県間業務について自己設備を設置して行うか否かは経営判断となります。いずれにしても、他の事業者にとってその利用が不可欠なため適正・公平な利用の確保が必要な設備が新たに認められる場合は、総務省において、速やかに当該設備について第一種指定電気通信設備の指定の要否を検討するなど、適時適切に必要な対応を行うことが適当と考えます。</p>	無

第2節 NTT東西の本来業務以外の業務の在り方

(1) 活用業務の実施要件の確認に係る事後検証スキームの導入

	意見3-3-7 NTT東西の活用業務を事後検証スキームに見直すことに賛同。仮に移動通信業務とISP業務の実施を認めないことを法令上明確化する場合は、真に公正競争の確保に支障が生じる場合に限定していただくとともに、その条件についても、技術の進展等に応じて継続的に見直していくことが必要。	考え方3-3-7	
171	<ul style="list-style-type: none"> 地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、通信・非通信に関わらず、地域の課題に対しトータルでソリューション提供を行うことが求められており、NTT東西の活用業務について、電気通信業務以外の業務を含めて実施可能となること、その実施要件の確認方法が業務ごとの事前届出制から事後検証スキームに見直されることに賛同します。 また、NTT東西として、引き続き、移動通信業務・ISP業務に進出する考えはありませんが、仮に移動通信業務とISP業務の実施を認めないことを法令上明確化する場合は、真に公正競争の確保に支障が生じる場合に限定していただくとともに、その条件についても、技術の進展や市場環境の変化等に応じて継続的に見直していくことが必要と考えます。 <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	<p>活用業務を事前届出から事後検証とすることに賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、本答申(案)のとおり、NTT東西の活用業務等の在り方は、経営自由度の向上と公正競争の確保等を併せ確保する観点から、引き続き検討することが適当と考えます。</p>	無
	意見3-3-8 本来業務と同様に、活用業務についても、移動通信業務・ISP業務の実施を認め	考え方3-3-8	

ない方向性に賛同。			
172	<p>NTT東西の活用業務の事前認可制から事後検証への移行においても、移動通信業務やISP業務の実施については認めないと本答申案の考え方には賛同いたします。</p> <p>移動通信業務やISP業務への参入の規制は、公正競争の確保の懸念に基づく規律であり、本来業務のみならず活用業務においてこれら業務への参入は規制されることが相当であると考えます。</p>	賛同の御意見として承ります。	無
<p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p> <p>意見3-3-9 活用業務について、事後検証を適切に行うためには、事後検証の基準の策定や透明性確保が必要。関係事業者の意見も聴いて検証すべき。</p>		考え方3-3-9	
173	<p>NTT東西が「特別な資産」を保有し続ける限りにおいては、公正競争を確保する観点から、NTT法で規律するNTT東西の事業領域規制は維持されるべきと考えます。その上で、活用業務の実施要件(本来業務や電気通信事業の公正競争に支障がないこと)の維持や実施基準に則った活用業務の実施の方向性に賛同いたします。</p> <p>仮に、実施基準に則って活用業務を行う限り、従来のような個別業務ごとの届出を不要とし、実施基準の遵守状況を総務省において事後検証とするならば、実施基準の策定および事後検証についても透明性を確保するために関係者の意見も踏まえるなど、当該検証プロセスに法律上の位置付けを与えることが必要と考えます。</p> <p>加えて、このような事後検証の枠組みに変更する場合は、その事後検証を総務省組織令等に基づく情報通信審議会等、法的に位置付けられた公開の場で行い、その結果、公正競争を阻害していると認められる場合は、行政指導や業務改善命令等の措置が必要と考えます。</p>	<p>本答申(案)では、活用業務の実施要件の確認方法を事前届出から事後検証に見直すことに伴い、検証の透明性の確保や、検証及びその結果を踏まえた措置の実効性等を確保することが重要となるため、検証のプロセスについては、法律上の位置付けを与えることが適当としています。</p> <p>また、事後検証の具体的なスキームについては、関係者の意見を踏まえながら、総務省において、検討を進めていくことが適当と考えます。</p>	無
174	<p>NTT東西殿の活用業務は、本来業務(地域電気通信業務)を営むために保有する設備・技術・職員を活用して行う業務である以上、本来、個々の実施業務に関して認可による厳正な審査が必要な認識です。</p> <p>仮に、実施要件の確認の簡素化・効率化を行う場合、その担保措置として「実施基準の遵守状況の事後検証、検証プロセスの法定化(本答申案p.69)」に加え「定期的な活用業務実施状況の確認・把握」を行うことを、事後検証の枠組みにおいて明確に項目立て、継続的に</p>		

	<p>検証を行うことが必要と考えます。</p> <p>また、規律の実効性を担保するために、NTT東西殿が作成する実施基準については、その妥当性・適正性について事前に公の場において議論・確認の上で届出を求めることが最低限必要と考えます。</p>	
175	<p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> 『NTT東西が、活用業務として行う業務の実施要件を遵守して業務を営むための基準(実施基準)の作成・届出を行った上で、実施基準に則って活用業務を行う限り、従来のような個別業務ごとの届出を不要とし、実施基準の遵守状況を総務省において事後検証すること等が考えられる。』 <p>上記内容を遂行するにあたり、NTT東西が実施要件を確実に遵守して業務を遂行することについて賛同いたしますが、事後検証の基準や運用ルールの明確化を望みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後のトラヒックの増加やIOWNによるAPNの導入など、次世代のネットワークによる新サービス構築が想定される中で、NTT東西の活用業務の事前登録を不要とすることに懸念を感じております。今後、新サービスが導入される時点で「網機能提供計画」などを活用し、相互接続事業者が、公正な競争が可能かを事前かつオープンに確認ができるルールの整備が行われることを望みます。 <p>また、今後の設備調達にてNTTグループによる設備調達が優位に進み、NTTグループ以外の事業者に不利な調達環境となることを懸念しております。そのため、グループ内外の企業を問わず公平に調達できる環境を整備されることを強く望みます。</p>	
176	<p style="text-align: center;">【株式会社JPIX】</p> <p>NTT東西の活用業務に関しては、従来のような個別業務ごとの事前届出制を維持すべきと考えますが、これを不要とし、その実施要件に係る基準の遵守状況を貴省において事後検証するスキームを導入する場合にあっても、NTTの巨大性・独占性の弊害等を排除し、電気通信市場における事業者間競争を維持・促進するため、十分な検討を重ね、そのプロセスを明確化すべきと考えます。</p> <p>また、同様の理由から、「活用業務についても、本来業務と同様に、移動通信業務やISP業務など、公正競争の確保に支障が生じるおそれのある業務(略)の実施を認めないこと」(P67)を明確化するだけではなく、十分な検討を重ねた上で、当該業務をNTT東西の業務と</p>	

	すること自体を認めないことも明確化すべきと考えます。	
	【楽天モバイル株式会社】	
177	<p>活用業務の事後検証スキームへの移行においては、地域の電気通信事業者の事業や経営に与える負のインパクトや、固定系と移動系の枠を超えた市場支配力の濫用が生じないかなど、様々な公正競争上の弊害が懸念されます。</p> <p>これらの懸念について、セーフガード措置に関する今後の議論の中で十分に議論が尽くされること、及び制度整備の後でもこれらの懸念に係る事後検証が適切に行われることを要望いたします。</p>	
	【一般社団法人テレコムサービス協会】	
	意見3-3-10 公正競争に支障のない範囲については、具体的な事例に沿って検討し、ガイドラインなどで明確化すべき。また、適時適切に見直しを行うべき。	考え方3-3-10
178	<p>また、NTTの本来業務と同様に、活用業務であっても、移動通信業務やISP業務など、公正競争の確保に支障が生じるおそれのある業務については、実施を認めないことを明確化する方向性に賛同いたします。</p> <p>なお、「NTT東西の活用業務に関する『地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内』についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」は、「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方その他の活用業務に関するNTT法の運用方針を事前に明確化するものであり、この考え方は維持されるとともに、今般の活用業務の見直しに基づき、今後更新されるものと理解しています。</p>	<p>本答申(案)では、活用業務の実施要件(本来業務や電気通信事業の公正競争に支障がないこと)を緩和した場合、本来業務の円滑な遂行や公正競争の確保に支障が生じる懸念があることから、実施要件は引き続き維持することが適当としており、総務省においては、関係者の意見を踏まえながら、その考え方を明確化することが適当と考えます。</p>
179	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西の活用業務は、本来業務の円滑な遂行と電気通信事業の公正競争の確保に支障を及ぼさない範囲で認められており、今後も当該範囲の中で認められるべきであると考えます。 この点、NTT東西による地域電気通信業務以外の業務について、本来業務の円滑な遂行と公正競争の確保に支障のないものを「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」等において具体事例等を記載することは、当該活用業務の範囲の明確化や適正性確認の厳格化に資するものと考えます。 	無

	【株式会社オプテージ】	
180	<p>NTT東西の活用業務に関し、実施基準に基づく事後検証スキームに移行する方向性については、通信サービスに対する地域のニーズの変化等を鑑みると、妥当な方向性であると考えますが、具体的に制度設計を行うにあたっては、ステークホルダとなりうる通信事業者等へのヒアリングを改めて実施するなど、出来るだけ具体事例に沿い予見性をもった検討が行われるべきと考えます。</p> <p>従来、NTT東西の業務として認められない事例として、移動通信事業やISP事業が挙げられてきましたが、この点についても、制度創設以来、議論としての硬直化がみられるため、上述した検討の中で、公正な市場競争を損なう要因とならないよう、これらの業務以外でも実施を認めない業務の領域について網羅的に整理しておくことが必要と考えます。</p>	
	【株式会社JTOWER】	
181	<p>NTT東西殿の活用業務の実施要件(本来業務や電気通信事業の公正競争に支障がないこと)について、引き続き維持することが適当とされたことに賛同いたします。</p> <p>他方、活用業務の実施要件の確認方法の簡素化・効率化について、検証のプロセスとして法律上の位置付けを与えることに関しては、その内容としてNTT東西殿に対する事後的な是正措置を設けることが必要と考えます。</p> <p>なお、活用業務についても、移動通信業務やISP業務など、NTT東西殿が行った場合に公正競争の確保に支障が生じるおそれがある業務の実施を認めないこととし、その実効性を確保するため、法令上明確化が必要と考えます。</p> <p>また、公正競争の確保に支障が生じるおそれのある業務は、今後の市場や技術の動向等に応じ、移動通信業務やISP業務に限定されるものではないと考えられることから、当該業務の範囲については、公正競争を確保する観点から、適時適切に見直しを行うことが必要と考えます。</p>	
	【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】	
意見3-3-11 活用業務について、事後検証の結果、公正競争の確保に支障があると認められる場合には、制度の見直しを含めて検討すべき。		考え方3-3-11
182	地域事業者は経営基盤が脆弱であり、強大な営業力・ブランド力を有するNTT東西殿のトータルソリューション等により、地域事業者の人材流出など事後検証の前に経営が行き詰つ	活用業務は、引き続き本来業務や電気通信事業の公正な競争に支障がない範囲内において行われることが必要であり、事後検
		無

	<p>てしまっては公正競争が成り立ちません。</p> <p>競争事業者は活用業務による影響を即座に把握しづらいケースも想定され、実施判断においてはより丁寧な事前の実情の把握、および地域事業者への影響を勘案した検証方法が検討されるべきと考えます。</p> <p>検証の結果、公正競争が維持されていないと判断される場合には今般緩和の方針を見直す必要性もあると考えます。</p>	<p>証の結果、御意見のように、公正競争の確保に支障があると認められる場合は、総務省において必要な是正措置を速やかに講ずることが適当と考えます。</p>	
183	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西が活用業務を届出した後、総務省殿において、本来業務の円滑な遂行や電気通信事業の公正競争の確保に支障がない範囲内で営まれるものであることを確認されているところ、事後検証へ変更するにあたり、本来業務や公正競争への影響有無に関する評価の透明性や適正性等の確保がますます重要になるものと考えます。 この点、NTT東西が新たな活用業務を実施する場合には、実施基準の作成・届出とともに業務内容について総務省殿へ報告した上で、関係事業者等が事前に当該業務の内容を把握できるようNTT東西から総務省殿への報告内容等を公開することや、事後検証において関係事業者等の意見を確認することで市場の変化を迅速に把握いただくこと等が必要であると考えます。 また、活用業務の実施にあたって、本来業務の円滑な遂行や公正競争の確保に支障があると認められる場合には、制度の見直し等を含めて、早急に必要な措置を講じていただくことを要望します。 	<p>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	
	<p>意見3-3-12 現状において、活用業務を事後検証に移行することは適切ではない。仮に移行する場合は、総務省が実施基準を明確化し、有識者・事業者の意見を取り入れて検証することで、活用業務の範囲が無制限に拡大しないようにすべき。</p>	<p>考え方3-3-12</p>	
184	<p>活用業務に係る実施要件の事後検証制の導入については、NTTから、地域の課題にワンストップでソリューションを提供するため電気通信業務以外の業務が柔軟に可能となるよう見直すべきとの意見が示されたことが契機と承知しております。</p> <p>答申案では、活用業務の一定の類型化の進捗等に鑑み、実施要件の確認方法の簡素化・効率化を図ることでより迅速かつ柔軟な活用業務の実施を可能とし、経営自由度の向上</p>	<p>本答申(案)のとおり、活用業務については、制度の運用実態等を踏まえ、より迅速かつ柔軟な実施を可能とし、経営自由度の向上を図る観点から、事後検証に見直すことが適当と考えますが、その場合は、事後検証のプロセスに法律上の位置付けを与えるとともに、御指摘の点等も踏まえ、事後検証を適切に運用す</p>	無

を図るという観点で事後検証制が提唱されています。しかしながら、電気通信技術の進歩が急激でありどのようなサービスが今後発現するかを見通せない現状において、活用業務そのものを届出制からすべて事後検証制に移行することは、公正競争を確保する観点では適切ではないと考えております。

仮に事後検証制に移行するのであれば、活用業務の範囲が無制限に広がることを防ぐ意味でも以下のような方策がとられるべきと考えております。

1. NTT東西が作成する実施基準に盛り込まれる実施要件を満たすために必要となる措置等が、具体性および実現可能性を持ったものとなるよう、総務省が予め実施基準作成に当たっての基本的考え方(以下「基本的考え方」という。)を示しておくことが望ましいと考えております。

答申案では、実施基準については「NTT東西が、活用業務として行う業務の実施要件を遵守して業務を営むための基準」とされており、NTT東西が自ら基準を定めるものであるため、記載内容はNTT東西による裁量が非常に大きくなる点が懸念されます。

従前より総務省では「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」を策定しています。ここで示されているNTT再編成の趣旨や「関係事業者等の予見可能性を高め、もって電気通信事業の公正な競争の確保等」は、事後検証制になったとしても保持されるべき重要な要素と考えております。

従って、NTT東西が適切な実施基準を作成し総務省がこれを事後検証するというプロセスが公正競争を担保する観点から効力を有するためには、総務省の「基本的考え方」が予め示され、その範囲内でNTT東西の実施基準が作成されることを要望いたします。

2. 事後検証プロセスの策定に当たっては、有識者のみならず他の電気通信事業者等の意見を適切に反映する検証となるような制度となることを要望いたします。また、電気通信市場検証会議等の他の競争評価の制度と同様に、年一回程度の年次レビューを行い、公正な競争の確保のため必要となる措置等を検討することが望ましいと考えております。その他の事項についても、有識者、事業者等の意見を取り入れつつ行っていただくことが望ましいと考えております。

3. 答申案では「NTT東西の活用業務を事後検証に見直し、より機動的な実施を可能とす

ることによって、公正競争の確保を図っていく必要があると考えます。

なお、NTT東西の合併等の認可の緩和に関する御意見は、考え方6-4のとおりです。

	<p>る」背景を踏まえ、「NTT東西の合併等の認可については(中略)小規模な非電気通信事業者との合併等を対象外とする」とされております。この点について、「小規模な非電気通信事業者」と定義される事業者の条件を明らかにすべきと考えております。一般的に小規模な事業者とは、資本金や従業員等の会社規模で定義されると考えられますが、当該事業者が特定セグメントにおけるトップランナーあるいは強い競争力をもった知的財産等を保有する者であった場合、たとえ会社規模が小規模であっても「公正競争に影響せず、本来業務への支障も少ない」とは必ずしも判断出来ないと考えております。</p> <p>このため、認可対象外とされる「小規模な非電気通信事業者」の定義については上記懸念を生まないよう明確化されると共に対象については慎重な議論を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM株式会社】</p>	
--	---	--

(2) 目的達成業務等の在り方

意見3-3-13 NTT東西の目的達成業務を事後届出制に緩和する方向性に賛同。		考え方3-3-13	
185	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西の目的達成業務および目的業務区域外の地域電気通信業務について、事前届出制から事後届出制に緩和されることは、NTT東西の機動的な業務運営につながるものであり、賛同します。 NTT東西の業務範囲規制については、技術の進展や市場環境の変化等を踏まえつつ、今後も継続的に検討を行う必要があると考えます。 <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
意見3-3-14 目的達成業務等について事後届出制とする場合には、実施基準を作成するとともに、事後検証の枠組みを設けるべき。		考え方3-3-14	
186	<p>目的達成業務をNTT東西が実施可能な業務として維持することに賛同いたします。また、活用業務や目的達成業務等について、その在り方を引き続き検討する方向性に賛同いたします。</p> <p>仮に、事後届出制とする場合は、活用業務と同様に、実施基準を策定し、当該実施基準に則って目的達成業務を行う場合に限定し、当該事後検証プロセスに法律上の位置付けを与えることが必要と考えます。</p> <p>加えて、このような事後検証の枠組みに変更する場合は、その事後検証を総務省組織令等に基づく情報通信審議会等、法的に位置付けられた公開の場で行い、その結果、公正競</p>	<p>本答申(案)では、活用業務は、一定の類型化が進む状況等を踏まえ、実施基準に則って行う限り個別業務ごとの届出を不要とし、実施基準の遵守状況を事後検証することが適当とする一方、目的達成業務等は、実施件数が少なく類型化が進んでいない状況にあること等から、引き続き個別業務ごとを前提とした事後届出に見直すことが適当としています。</p> <p>このような差異から、目的達成業務等では、活用業務のような実施基準を作成すること自体は不要ですが、総務省においては、</p>	無

	<p>争の確保に支障が生じていると認められる場合は、行政指導や業務改善命令等の措置が必要と考えます。</p> <p>なお、NTT東西が「特別な資産」を保有し続ける限りにおいては、公正競争を確保する観点から、NTT東西への事業領域規制は、これまでと同様にNTT法で維持されるべきと考えます。</p>	<p>目的達成業務等が事後届出された場合は、その業務が本来業務の実施に必要な業務であるかどうか等について適切にチェックすることが当然必要になると考えます。</p>	
187	<p>NTT東西の目的達成業務等に関しても、活用業務と同様に引き続き事前届出制を維持すべきと考えますが、事後届出制に緩和される場合にあっても、届出プロセスや事後検証等の在り方について明確にすべきであり、対象の目的達成業務に関しても、十分な検討を重ねた上で、業務自体を明確化することも重要であると考えます。</p>	<p>【KDDI株式会社】</p> <p>【楽天モバイル株式会社】</p>	

第3節 NTT持株による事業の実施の在り方

	意見3-3-15 NTT持株が基盤的技術の研究成果の実用化業務を実施することについては、引き続き検討することが適當とする答申(案)に賛同。	考え方3-3-15	
188	<p>NTT持株は、株式の保有を通じてドミナント事業者であるNTT東西(固定通信)やNTTドコモ(移動通信)、NTTデータ(ソリューション市場)に対し影響力を行使できる立場にあり、本答申案において、NTT持株による事業実施については早急な結論を出さず、引き続き検討することが適當であるとの考え方を示されたことに賛同いたします。</p>	<p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	賛同の御意見として承ります。 無
189	<p>NTT持株による基盤的技術の研究成果の実用化業務の実施について、公正競争の確保に支障が生じる懸念等が想定されるところ、NTT持株の在り方や公正競争との関係を含め、引き続き検討することが適當とされたことに賛同いたします。</p>	<p>【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	
	意見3-3-16 NTT持株による研究成果の実用化業務の実施は、公正競争に与える影響を事前に評価できること、多くの子会社を有しており必要性がないこと等から、認めるべきでない。	考え方3-3-16	
190	NTT持株による事業については、NTT持株による研究成果の実用化業務の形態をあらかじめ類型化して想定することは困難であり、公正競争に与える影響について事前に検証し、適切に評価することはできないと考えるため、NTTの役務の安定的な提供責務を担保するた	本答申(案)のとおり、基盤的技術の研究を行いその内容を熟知するNTT持株自身が、研究成果の実用化業務に取り組むことが必要かつ効果的である場合があると考えられますが、NTT持株	無

	<p>めには、基礎研究や実証実験までとする等、現行の範囲であるべきと考えます。</p> <p>また、「特別な資産」を含むボトルネック設備の不可欠性とその競争優位性を持つNTTに対して、公正競争条件を担保するとともに役務の安定的な提供を確保するためにも、NTT東西だけでなくNTT持株への事業領域規制は、これまでと同様にNTT法で維持されるべきと考えます。</p> <p>なお、研究成果の実用化業務については、事業会社の新設又はNTTグループ内の既存事業会社による実施で、その目的は十分に達せられ、NTT持株が実施する必要性は無いと考えます。</p> <p>仮に、NTT持株が研究成果の実用化業務を実施すると以下の懸念があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半導体など投資リスクがある事業を実施した場合、当該事業の損失補填のための「特別な資産」の譲渡等による本来業務への影響やNTT持株の目的である適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保に対する懸念 ・NTT持株の研究成果の事業化は、競合事業者との差別化につながる応用研究との境界が曖昧であるため公正競争に影響を及ぼす懸念 	<p>が研究成果の実用化業務を行うことは、本来業務の円滑な遂行や公正競争の確保への支障等が懸念されるため、引き続き検討することが適当と考えます。</p>	
191	<p>NTT持株殿による事業の実施については、以下の理由から認められるべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT持株殿は967社(※1)もの子会社を抱えており、NTT持株殿自身で事業を行う必要性がないこと。 ・我が国における公共の役割を担う特殊会社として位置付けられている以上、その本来業務以外への傾倒・事業拡大により過大なリスクを負うこと等で、NTT持株殿・NTT東西殿の本来業務に支障があつてはならないこと。 <p>(※1)出典:NTT持株殿公式HP</p>	<p>【KDDI株式会社】</p>	
意見3-3-17 NTT持株自らが研究成果の事業化を行い、社会実装していくことも可能となるよう、引き続き検討いただきたい。		考え方3-3-17	
192	<p>・当社は、引き続き基盤的研究開発を積極的に推進していく考えですが、新産業の創出や産業力強化に向けては、研究開発成果をいかに社会実装していくかも重要であり、さらな</p>	<p>本答申(案)のとおり、NTT持株による研究成果の実用化業務については、IOWN等の研究開発の動向、実用化業務の具体的ニ</p>	無

る社会実装の実現に向け、これまでの子会社設立やパートナーとの連携といった手段だけではなく、当社自らが事業化を行い、社会実装していくことも可能となるよう、引き続き検討いただきたいと考えます。

【日本電信電話株式会社】

ーズ等を踏まえつつ、NTT持株の在り方や公正競争との関係を含め、引き続き検討することが適当であると考えます。

III. 公正競争の確保の在り方

□ 第4章 NTTグループに関する公正競争の確保の在り方

No.	意 見	考え方	案の修正
第1節 NTTに対する累次の公正競争条件の在り方			
	意見3-4-1 NTTに対する累次の公正競争条件のうち必要なものを法律上明確化することに賛同。	考え方3-4-1	
193	NTTに係る累次の公正競争条件について、一部の現行化を進めつつも、セーフガード措置や各種取引条件の公平性確保、在籍出向及び役員兼任の禁止など重要なものについて、法律により明確化するとの考え方に対する賛同いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	賛同の御意見として承ります。	無
194	NTT持株殿とNTT東西殿に対して、「累次の公正競争条件」を現在構成する条件を課すことが基本的に必要とされたことに賛同いたします。現行化が必要な条件について必要な見直しを行うに当たっては、公正競争の確保への影響と併せ、メタル回線から光回線への移行等の状況変化の観点を考慮した検討を行うことが必要と考えます。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】		
	意見3-4-2 累次の公正競争条件に反するような行為が認められた場合における是正措置等を設けることが必要。	考え方3-4-2	
195	累次の公正競争条件を法定化すること、また、累次の公正競争条件の遵守状況を総務省殿において検証を行うことについて適切とされたことに賛同いたします。累次の公正競争条件の法定化に当たっては、総務省殿における検証に加えて、累次の公正競争条件に反するような行為が認められた場合における是正措置等を設けることが必要であると考えます。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】	累次の公正競争条件を法定化することに賛同の御意見として承ります。 また、是正措置等に関する御意見は、総務省において具体的な検討を行う際の参考とすることが適切と考えます。	無
	意見3-4-3 NTTに対する累次の公正競争条件を法定化すること、遵守状況の検証や検証プロセスに法律上の位置付けを与えることに賛同。累次の公正競争条件の遵守状況の検証については、法的に位置付けられた公開の場で行うことが必要であり、検証の結果、公正競争を阻害していると認められる場合には、業務改善命令等の措置が必要。	考え方3-4-3	
196	NTTに対する累次の公正競争条件をその経営自由度向上に伴うセーフガード措置として	累次の公正競争条件を法定化することや、その遵守状況の検	無

	<p>法定化すること、遵守状況の検証や検証プロセスに法律上の位置付けを与えることに賛同いたします。</p> <p>「NTT東西の活用業務について事前届出から事後検証に見直すなど、経営自由度の向上を図る措置を講ずる」前提として、特殊会社法であるNTT法によってNTT東西の業務領域を規律しているのは、「特別な資産」を含むボトルネック設備の不可欠性とその競争優位性を持つが故に、「経営の自由」という私権を制限しているためであり、この法的制限を一部緩和するセーフガード措置の法定化と検証プロセスも、NTT法による規律が必要であると考えます。</p> <p>なお、累次の公正競争条件の遵守状況の検証については、総務省組織令等に基づく情報通信審議会等、法的に位置付けられた公開の場で行うことが必要と考えます。加えて、その検証の結果、公正競争を阻害していると認められる場合は、行政指導や業務改善命令等の措置が必要と考えます。</p>	<p>証や検証プロセスに法律上の位置付けを与えることについて賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、業務改善命令等の措置に関する御意見については、考え方3-4-2のとおりです。</p>	
意見3-4-4 累次の公正競争条件のうち「①ネットワークの公平な提供」の廃止は十分に適否の検討を重ねるべき。仮に廃止する場合は、公平なネットワークの提供の事後検証プロセス等を法定化すべき。また、累次の公正競争条件の遵守状況の検証も同様に法定化すべき。	考え方3-4-4		
197	<p>通信サービスは、国民生活や経済活動の基幹インフラであるところ、NTTが所有・提供する、線路敷設基盤をはじめとする基幹通信インフラや、固定通信だけではなくモバイルを中心とした移動通信を含む全ての電気通信サービスは、今なお我が国における通信の根幹であることから、「①ネットワークの公平な提供」の廃止については十分に適否の検討を重ねるべきと考えます。</p> <p>これを廃止する場合にあっては、NTTの巨大性・独占性の弊害等の排除、電気通信市場における事業者間競争の維持・促進の観点から、公平なネットワークの提供が着実に行われているかの確認を仕組み化するなど事後検証プロセス等を明確にし、法定化すべきと考えます。</p> <p>また、「総務省において引き続き検証を行うことが適當」(P75)とされている累次の公正競争条件の遵守状況の検証についても、十分な検討を重ね、そのプロセス等を明確にした上で、法定化すべきと考えます。</p>	<p>本答申(案)のとおり、累次の公正競争条件は、御指摘の「ネットワークの公平な提供」を含め、個別にその要否・適否を検討し必要な見直し・法定化を行うとともに、遵守状況の検証プロセスについても法律上の位置付けを与えることが適當と考えます。</p>	無

	【楽天モバイル株式会社】	
	<p>意見3-4-5 累次の公正競争条件のうち「⑦研究開発成果の公平な開示等」の廃止には賛同だが、その他の項目等の廃止には慎重な議論が必要。また、累次の公正競争条件に、NTTデータへの「出資比率引き下げ」の追加等も検討すべき。</p>	<p>考え方3-4-5</p>
198	<p>NTT持株とNTT東西 に対して、「累次の公正競争条件」を現在構成する条件を課すことに賛同いたします。また、個別の条件ごとにその要否・適否を検討し、必要な見直しを行う方向性に賛同いたします。</p> <p>具体的には、「⑦研究開発成果の公平な開示等」の廃止には賛同いたしますが、その他の項目の廃止や規制対象者の見直しについては、慎重な議論が必要と考えます。</p> <p>また、以下の理由により、累次の公正競争条件に「出資比率引き下げ」を盛り込むべきと考えます。</p> <p>「出資比率引き下げ」については、NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化にあたって「公正競争確保の在り方に関する検討会議報告書(2021年10月)」において「出資比率の引き下げ」の方向性が示され、「日本電信電話株式会社及びNTTグループ各社における公正競争の確保に向けて講ずべき措置について(要請)(2021年10月)」のなかで累次の公正競争条件から除外されました。その理由としては、「1990 年代後半以降の電気通信事業法改正等により制度整備が図られてきていることや、平成4年の移動体業務の分離以降の電気通信市場における環境変化の進展等を踏まえ、その維持の必要性は薄れたと考えられる」とされています。しかしながら、従来存在していたNTTデータへの「出資比率引き下げ」の条件については、上記検討会においても必要な制度整備や環境変化の進展等の確認はされておらず、NTTデータの市場価値や競争優位性は一層に高まっている状況を踏まえると、NTTデータへの「出資比率引き下げ」の条件の必要性は高まっていると考えられることから、条件への追加を再検討すべきと考えます。</p>	<p>本答申(案)のとおり、累次の公正競争条件は、市場環境や競争環境が変化し、NTTグループ会社間の関係や事業内容等も変化していることに鑑み、個別の条件ごとにその要否・適否や規制対象者の見直し等を検討することが適当であり、御意見は、総務省において、その検討を行う際の参考とすることが適当と考えます。</p>
199	<p>累次の公正競争条件に関して、現時点の条件維持・時代に即した見直し・セーフガード措置としての法定化を行うとする本答申案に賛同します。</p> <p>特に、過去、累次の公正競争条件が法的に担保されたものではなかったことに伴い、NTT殿によって「NTT 持株殿による株式会社 NTT ドコモ(以下、NTT ドコモ)殿への出資比率の</p>	<p>【KDDI株式会社】</p>

低下の要件」が一方的に反故にされた結果、NTT 持株殿による NTT ドコモ殿の完全子会社化が行われたことを踏まえれば、現状、電気通信事業法等の他法で担保されていない条件については全て法定化することが適当と考えます(※1)。

なお、累次の公正競争要件が定められた 1990 年代の旧 NTT からの分離再編から、NTT 持株殿による NTT ドコモ殿の完全子会社化等、新たな再編による再統合が進んでいる状況にありますが、「NTT の巨大性・独占性の弊害等を排除し、分離されるグループ内事業者と他事業者との間の公平性等を確保する観点」で定められた背景に鑑みれば、時代に即した見直しの一環として当然条件の追加もあり得るとの理解であり、その旨本答申案においても明確化が必要と考えます。

したがって、以下のとおり追記が必要と考えます。

【修正案】

(前略)NTT グループ内の組織再編によりグループ内の会社間の関係や事業内容等も変化していること等に鑑みると、時代に即して現行化が必要な条件があると想定されることから、個別の条件ごとにその要否・適否を検討し、必要な見直し・追加を行うことが適当である。

(※1) 通信政策特別委員会(第 17 回)当社説明資料

公正競争ワーキンググループ

分離時の政府方針である「累次の公正競争条件」

項目	規律の内容
(1) NTT東西によるネットワークの公平な提供	<ul style="list-style-type: none">東西とドコモは別個に伝送路を構築する 要法定化東西とドコモ・コム・データ間の接続条件を他事業者と同等とする (※既に事業法で担保)
(2) 各種取引条件等の公平性の担保	<ul style="list-style-type: none">持株・東西とドコモ・データ間の取引を通じた補助の禁止 要法定化東西とドコモ・コム・データ間での取引を他事業者と同等とする 要法定化
(3) 在籍出向及び役員兼任の禁止	<ul style="list-style-type: none">持株・東西とドコモ・データ間、東西とコムウェア間の在籍出向の禁止 要法定化東西とドコモ・コム間の役員兼任の禁止 (※既に事業法で担保)
(4) 独立した営業部門の設置	<ul style="list-style-type: none">コムは東西との間で独立した営業部門を設置 (共同営業の禁止) 要法定化東西がコムの業務を受託する場合の条件は他事業者と同等とする (※既に事業法で担保)
(5) 顧客情報その他の情報の提供の公平な提供	<ul style="list-style-type: none">東西とコムの間で提供される顧客情報等の情報は、他の事業者と同一とする 要法定化
(6) 共同資材調達の扱い	<ul style="list-style-type: none">共同調達は原則禁止、例外的に実施する場合はガイドラインを遵守 要法定化
(7) 研究開発成果の公平な開示等	<ul style="list-style-type: none">持株・東西がドコモ・コム・データ・コムウェアに対して行う研究成果の情報の開示の条件は他事業者と同等とする (※東西は既に事業法で担保、持株は責務廃止に伴い不要)
(8) 分離会社への出資比率の低下	<ul style="list-style-type: none">持株・東西とドコモ・データへの出資比率は低下させる (※NTTによる一方的なドコモの完全子会社化に伴い、解除を事後に容認)

	意見3-4-6 NTT東西の局舎をMECとして活用する場合など、新たな事業機会においては、グループ外事業者にも同等な条件が与えられるべき。また、活用業務の規制が緩和されることにより、公正な競争が損なわれないよう累次の公正競争条件を法的に担保することが必要。	考え方3-4-6	
200	<p>累次の公正競争条件については、公正競争を構造的に維持していくべく、法的な位置付けを与え、検証の場等で各条件について公平性が保たれているか確認して行くことが必要と考えます。</p> <p>今後データトラフィックの変化や5Gの進展といった環境変化により、例えば活用業務においてNTT東西殿の局舎のMECとしての事業機会や線路敷設基盤等を活用した新たな事業機会においては、グループ外事業者にも同等な事業機会および条件が与えられるべきと考えます。</p> <p>活用業務の実施が事前届出から事後的なチェックに緩和された場合、公正な競争が損なわれることが無いよう、累次の競争条件を法的に担保する必要性があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>本答申(案)では、今回、NTT東西の活用業務の規制緩和等により公正競争上の弊害が懸念されていること等に鑑み、累次の公正競争条件については、「各種取引条件等の公平性の確保」等のうち必要なものを法定化することが適当としており、御意見にある公正な競争が損なわれないようにする観点から、総務省においては、その遵守状況の検証に法律上の位置付けを与えた上で、引き続き検証することが適当と考えます。</p>	無
	意見3-4-7 累次の公正競争条件のうち、事業法や各種ガイドライン等に規定されている条件や、市場・競争環境の変化等によって維持する必要性が低下している条件は、撤廃すべきであり、存続させる条件も法定化は不要。仮に法定化する場合は、必要最低限の規制にすべき。	考え方3-4-7	
201	<ul style="list-style-type: none"> 累次の公正競争条件については、市場や競争環境の変化を踏まえ、時代に即した見直しを行う必要があると考えます。 累次の公正競争条件のうち、電気通信事業法や各種ガイドライン等に規定されている条件や、現在までの市場・競争環境の変化等によって維持する必要性が低下している条件については、撤廃すべきと考えます。 また、累次の公正競争条件として存続させるものについては、当社としてこれまでと同様、引き続き遵守していく考えであり、法定化の必要性まではないと考えます。 仮に法定化する場合であっても、規制対応に要する行政・事業者双方の運用コストにも配慮しつつ、当社および当社グループの機動的・効率的な経営が阻害されることのないよう、必要最低限の規制にすべきと考えます。 <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社／株式会社NTTドコモ】</p>	<p>本答申(案)では、累次の公正競争条件は、個別の条件ごとにその要否・適否を検討し必要な見直しを行うことが適当としており、個別条件の取扱いに関する御意見は、その検討を行う際の参考とすることが適当と考えます。</p> <p>また、本答申(案)のとおり、今回、NTT東西の活用業務の規制緩和等により公正競争上の弊害が懸念されていること等に鑑みると、累次の公正競争条件のうち必要なものは、法的安定性や実効性を高める観点から法定化することが適当と考えます。</p>	無
	意見3-4-8 NTTドコモ及びNTT東西は、NTT持株の管理の下で事業運営が行われており完全	考え方3-4-8	

な分離には至っていないため、公正競争の確保に関する検証の仕組みも継続的に必要。			
202	<p>NTTドコモ及びNTT東西については、NTT持株の資本・人事管理の下で事業運営が行われており、各子会社間の業務の完全な分離には至っておらず、独占的シェアを有する光ファイバーと他の商品のセットにした営業、割引等の行為は、他社との競争上圧倒的に優位に立つことから公正競争の確保に関する検証(グループ企業の優遇、不当な一体営業など)の仕組みも継続して必要です。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>本答申(案)のとおり、累次の公正競争条件については、時代に即して現行化が必要な条件があると想定されることから、個別の条件ごとにその要否・適否を検討し必要な見直しを行った上で、その遵守状況は、総務省において、引き続き検証を行うことが適当と考えます。</p>	無
第2節 電気通信事業者のグループに対する公正競争条件の在り方			
	意見3-4-9 市場支配的事業者について、グループ内合併を審査できるようにする方針に賛同。	考え方3-4-9	
203	<p>左記方針に賛同します。</p> <p>NTT東西殿とドコモ殿の合併、およびNTT東西殿が実質的にISP事業に参入できるような合併等は禁止されるべきと考えます。</p> <p>また、通信市場において大きな市場支配力を有する企業による合併等はグループ内での不当な優遇等につながる懸念が高まると共に、市場シェアが独占的な状態に近づけば相対的に他事業者の経営弱体化、事業撤退にもつながり、利用者が多様なサービスを選択する事が困難になるなど、市場の健全性を損なう事につながると考えます。</p> <p>(※事務局注)「左記」は以下の記載部分を指します。</p> <p>他方、電気通信事業法においては、市場支配力が濫用された場合の弊害が大きいことから、市場支配的事業者には、グループ内会社の不当な優遇等を禁止していること等に鑑みると、競争政策の観点からは、禁止行為規制が、グループ内会社との合併等を通じて潜脱されることを防止することも必要となる。</p> <p>加えて、現在、グループ内会社との合併等は、独占禁止法の企業結合審査の対象外であること等を踏まえると、禁止行為規制の潜脱による弊害が懸念される場合には、公正競争の確保に必要な条件を付すこと等ができるよう、市場支配的事業者については、登録の更新制の対象を見直し、グループ内会社との合併等を審査できるようにすることが適当である。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無

	意見3-4-10 市場支配的事業者について、登録の更新制の対象を見直し、グループ内会社との合併等を審査できるようにすることが適当とされたことに賛同。ただし、登録の更新制の対象の見直しは、NTT持株も含まれるようにする必要がある。また、合併等審査に関しては幅広い観点から評価を行うことが適当。	考え方3-4-10	
204	<p>禁止行為規制の潜脱による弊害が懸念される場合に、公正競争の確保に必要な条件を付すこと等ができるように、市場支配的事業者について、登録の更新制の対象を見直し、グループ内会社との合併等を審査できるようにすることが適当とされたことに賛同いたします。</p> <p>ただし、登録の更新制の対象の見直しには、電気通信事業者ではないNTT持株殿は含まれないと考えられるところ、NTT持株殿も含まれるようにする必要と考えます。また、合併等の審査の対象について、公正競争に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限定することが適当とされたところ、仮に公正競争が損なわれた場合にはその回復は困難であると考えられることから、公正競争に与える影響については、幅広い観点から評価を行うことが適当と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>登録の更新制の対象に、グループ内合併等を追加することに賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、グループ内合併等の審査の対象は、本答申(案)では、できるだけ限り規制コストを最小化し、自由な経営判断に基づく組織再編を阻害しない観点から、公正競争に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限定することが適当としており、御意見は、総務省において、その具体的な検討を行う際の参考にすることが適当と考えます。</p>	無
	意見3-4-11 登録の更新制の対象は、十分な検討を重ね、グループ内会社との合併等を審査の対象とできるようにするとともに、その審査基準を明確化すべき。	考え方3-4-11	
205	<p>公正競争の確保のためにも、グループ内会社との合併等を通じた市場支配的事業者による禁止行為規制の潜脱を抑止すべく、登録の更新制の対象について十分な検討を重ね、グループ内会社との合併等を審査の対象とできるようにするとともに、その審査基準を明確化すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>御意見は、総務省において、登録の更新の対象等を具体的に検討する際の参考にすることが適当と考えます。</p>	無
	意見3-4-12 グループ内合併を審査可能とする答申(案)に賛同。加えて、特定関係法人同士の合併等や子会社の株式取得等の審査対象とするほか、グループ内再編の是非について事前に審査可能とする必要がある。	考え方3-4-12	
206	<p>NTTが競争力強化を図る組織再編を進める中で、今回、NTT東西及びNTTドコモが、グループ会社の合併等を通じて禁止行為規制を潜脱することを防止する観点から、登録の更新制の対象を見直し、グループ内会社との合併等を審査できるようにすることは、大変重要な取組と考えており、賛同いたします。</p>	<p>登録の更新制の対象に、グループ内合併等を追加することに賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、審査対象となる事業者や合併、事業譲渡等の行為に関する御意見については、総務省において、登録の更新の対象を</p>	無

他方、グループ会社の合併等を通じて禁止行為規制が潜脱されることのみならず、グループ内の組織再編自体が公正競争に大きな影響をもたらすことも強く懸念されます。こうした懸念を踏まえ、電気通信市場検証会議では、「電気通信事業分野における市場検証(令和3年度)年次レポート」(以下「令和3年度年次レポート」という。)の「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」に基づき、公正競争への影響が懸念される組織再編については、検証を実施しています。

今回の登録の更新制の見直しを機に、公正競争への影響が懸念される組織再編についても対象とし、市場支配力の観点からも審査をする必要があると考えています。

社会・経済のデジタル化・DXが進展する中、法人向けサービス市場は、通信回線単体のビジネスから、ソリューション(SI,コンサルティング等)をフックに回線契約を獲得するビジネスへと変わりつつあります。

このような市場環境がある中で、WANサービス市場でNTTグループを牽引し「NTTドコモ」の法人事業を担うNTTコミュニケーションズが、ITサービス市場で第1位のNTTデータと合併等を行っても今般の登録の更新制の対象になりません。

仮に、NTTデータのソリューションとNTTコミュニケーションズのネットワークが排他的に一體提供されることとなれば、回線市場への影響は甚大となることが想定されます。

(参考)NTTデータと他社法人事業との売上高比較

(参考)国内企業の法人市場における比較

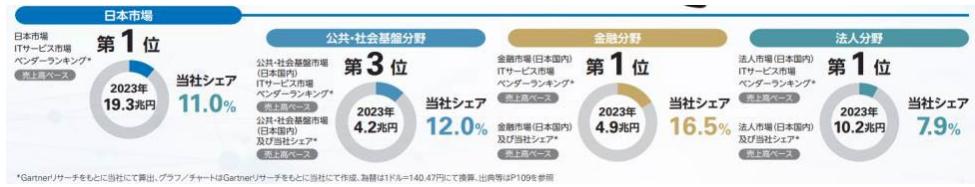
9



(参考)NTTデータの市場ランキングとシェア

具体的に検討する際の参考にすることが適当と考えます。

そして、NTTドコモによるその特定関係法人の吸収合併、旧NTT(NTT持株・NTT東西)と旧NTTからの分離会社との合併については、引き続き、「電気通信事業分野における市場検証(令和3年度)年次レポート」における「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」の記載に基づき、総務省において、必要に応じ、検証の取組を行うことが必要と考えます。



*Gartnerリサーチをもとに当社にて算出、グラフ/チャートはGartnerリサーチをもとに当社にて作成。為替は1ドル=140.47円にて換算。出典等はP109を参照

https://www.nttdata.com/global/ja/-/media/nttdataglobal-ja/files/investors/library/ar/ar24_j_all_p_01.pdf?rev=2d27e668dfc5497bb043efc9e30818bf

「NTTデータ統合レポート2024」

特に、NTTコミュニケーションズは、NTTドコモによる完全子会社化後、事実上、親会社の「NTTドコモ」の法人部門として機能しています。

NTTコミュニケーションズは媒介等業務委託(代理)を受けNTTドコモの代理人として、NTTドコモのモバイルサービスの販売や、自らのサービスとの組合せで法人ユーザにサービスのワンストップ提供等を行っているほか、「ビジネスdアカウント」「ドコモビジネスメンバーズ」等の提供も行っています。

会計決算上も、NTTドコモ単体での数字は公表しておらず、NTTコミュニケーションズを含めたNTTドコモグループ全体を「NTTドコモ」と位置付けています。

禁止行為規制は、市場支配的事業者とその特定関係法人が別法人である限り適用されることになりますが、市場支配的事業者(NTTドコモ)が、その特定関係法人(NTTコミュニケーションズ)を子会社化したうえで、吸収分割により、市場支配的事業者(NTTドコモ)の機能(法人部門)をその子会社(NTTコミュニケーションズ)に移管することにより、実質的に禁止行為規制を潜脱することが可能となっています。

これにより、例えば、NTTコミュニケーションズは、媒介等業務委託(代理)を通じて、NTTドコモの法人部門として、NTTドコモのモバイルサービスの販売やNTTドコモとの一体営業を行っていますが、他社が戦略上取り得ない業務委託内容であっても、不当な優遇等に該当しないと判断されています。

このように、NTTコミュニケーションズとNTTドコモが競争することを回避することにより、競争単位が減少し、さらに、法人分野で強いNTTコミュニケーションズの顧客基盤を基に、NTTドコモとの実質的な排他的一体営業も可能となるため、さらなる「NTTドコモ」の法人市場シェア増加が懸念されますが、競争排除的に「NTTドコモ」の市場支配力が強化された後において

ても、NTTドコモの法人部門(NTTコミュニケーションズ)とNTTドコモの他の特定関係法人(NTTデータ等)との合併等を阻止することができません。

したがって、NTTグループ内の組織再編に対して、登録の更新制の対象を見直すにあたっては以下についても審査対象となるよう法的措置を講ずる必要があると考えます。

①取るべき措置：審査対象となる事業者

市場支配的事業者が、その特定関係法人と、合併と同じ効果を有する子会社化を通じて事实上一体化しているにもかかわらず、当該特定関係法人が、別法人であることを理由に、他の特定関係法人と合併等することについて審査不要と扱われるのは、市場支配力の濫用を未然に防止する禁止行為規制の趣旨にも反することになることから、特定関係法人であるNTTコミュニケーションズをNTTドコモとしてみなして審査対象とすべきと考えます。

②取るべき措置：審査対象となる合併、事業譲渡等の行為

公正競争上の影響は、グループ内の別会社との合併や事業譲渡等だけでなく、株式取得であっても、利益相反的な行為により、電気通信事業者間の公正な競争等を含めた電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が大きくなることが想定されることから、株式取得についても審査の対象とすべきと考えます。

例えば、NTTドコモがNTTデータを完全子会社化した場合、NTTデータのITサービス市場での競争力を梃子に、親会社であるNTTドコモの法人モバイル回線獲得が進み、通信市場における市場支配力が更に強化される懸念に加え、理論上は、親会社であるNTTドコモが、NTTデータの利益を利用してNTTドコモの法人モバイル料金を他社が追随できないような略奪的な料金設定を行うことや、NTTドコモの競合他社に対するNTTデータの取引料金を引き上げ、実質的にNTTドコモとNTTデータが一体となった排他的な営業を行うことができる等、公正競争への影響が懸念されます。

なお、NTT法では、NTTの公益性や、巨大性・独占性に着目して、NTT持株やNTT東西の業務範囲等を制限する「構造規制」を定めていますが、社会・経済のデジタル化・DXが進展する市場環境変化がある中で、ソリューション市場で有力なNTTデータを持つNTTが、グループ内で法人向け事業を統合するような組織再編等を行った場合、公正競争への影響は甚大となることが想定されることから、そのようなNTTグループ内の組織再編の是非については、NTT法における事業計画や合併等の認可においても事前に確認する必要があると考えます。

	<p>最後に、今般、禁止行為規制を軸とする登録の更新制の見直しが行われますが、公正競争への影響が懸念される組織再編については、法的制約がない場合であっても、令和3年度次レポートに定められる「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」に基づき、引き続き検証されるものと理解しています。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	
207	<p>グループ内会社との合併等を審査できるようにすることが適当とする、本答申案に賛同します。</p> <p>ただし、通信政策特別委員会(第18回)にて構成員からコメントがなされている(※1)ことや、以下の観点から、本答申案に示されている「登録の更新制の対象の見直し」を行う場合には、対象行為としてグループ内会社の子会社化等の株式取得・事業譲渡の追加、対象事業者として市場支配的事業者と資本的な結合関係が存在する事業者の追加が適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制の潜脱や市場支配力の濫用が起こり得る企業結合形態には、合併だけでなく、株式取得や事業譲渡等の様々な形態が考えられること。 子会社化等の再編行為を通じて、規制対象事業者と実質的に同一の事業体として機能している場合は、当該事業者も規制対象事業者とみなして審査対象とすることが規制に対する抜け道防止の観点から必要と考えられること。 独占禁止法の企業結合審査では「従来から結合関係にあった者(株式取得20%、50%以上)の合併等」は審査の対象外とされているが、惰性的経営等を排し 経営を刷新し自立的かつ創意に富む経営を目指す旧公社からの分離趣旨を踏まえれば、少なくとも旧公社からの分離会社については企業結合規制を課すべきであると考えられること。 <p>また、NTT持株殿によるNTTドコモ殿の完全子会社化の際は、総務省殿における担保措置等の検討に先行してTOBが行われてしまったため、事後的に「公正競争確保の在り方にに関する検討会議」を開催し、再編の影響に伴う担保措置等が検討されました。このような経緯を踏まえれば、市場検証会議における「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」では、組織再編の実行前に事業法またはNTT法の各条に基づく要請・行政指導の実施やNTT法第16条に基づく監督命令等を行うこと(※2)が規定されていることに鑑み、規制の実</p>	

効性確保のためには、登録の更新制による再編後の事後的な審査では不十分であり、再編実行前の審査を設けることが最低限必須と考えます。具体的には、例えば、「グループ内会社との合併等は、独占禁止法の企業結合審査の対象外であること等を踏まえ(本答申案p.77)」て、実効性確保のために当該市場における人的・物的・金銭的影響を確認する独占禁止法の企業結合審査(様式8:合併に関する計画届出書の届出)を参考に審査を行うことが考えられます。

(※1)通信政策特別委員会(第18回)議事録より 林委員コメント部分を抜粋

今回、審査の対象として、グループ内会社との「合併等」の形態が示されているが、企業結合の形態には、合併や分割による事業承継、事業譲渡や株式取得など様々な形態がある。

禁止行為規制が潜脱される形態としては、前述のように、規制対象事業者が禁止行為規制で規律された特定関係法人と合併し、又は、特定関係法人を完全子会社化等することにより、当該特定関係法人が行う業務が統合され、当該特定関係法人との取引が消滅すること等が考えられる。

このように、潜脱し得る企業結合形態には、合併だけでなく、株式取得や事業譲渡等、様々な形態が考えられるため、予めあらゆる形態について、当該特定関係法人との取引が消滅するか否かを検討したうえで、審査対象となる企業結合の範囲を今後検討することが重要である。

特に、完全子会社化を通じて、親会社である規制対象事業者の事業が子会社に移管され、実質的に同一の事業体として機能している場合等には、禁止行為規制を回避しているとも捉えられるため、当該子会社も規制対象事業者とみなして審査対象とすること等の検討も必要である。

また、市場支配力の観点で言えば、親子会社間での事業統合等により、競争単位が減少する場合があるため、株式取得であっても、市場の集中度、市場シェアが高まる可能性があることに留意が必要である。

(中略)

事業を行わないNTT持株であっても、前述のように、完全子会社化等を通じてグループ配下の事業統合を図ることにより、統合先の事業会社の市場支配力が強化される可能性があることから、合併だけでなく、株式取得等を認可対象にすることも含め、検討することが求め

	<p>られる。なお、合併以外の組織再編については、その内容を省令で具体化するということも選択肢として考えられよう。</p> <p>(※2)電気通信事業分野における市場検証(令和3年度)市場検証の取組における組織再編に係る対応等</p> <p>今後、当該組織再編が発生する場合には、必要に応じて、市場検証の取組においても、以下のような対応等が行われることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省に対し、組織再編の内容について説明することが NTT グループには求められる。 ・ 総務省は、市場検証会議の意見や競争事業者における懸念の有無等も勘案し、その組織再編が公正競争上の問題をもたらす可能性があると認める場合には、組織再編の影響等の説明を NTT グループに求めつつ、組織再編が公正競争に与える影響を検討する。なお、公正競争上の問題をもたらす可能性があると認めるかどうかの判断や公正競争に与える影響の度合いについては、個別の事例に応じて、その都度検討されることになる。 <p>検討の結果、公正競争を担保するための対応が必要と判断された場合、その対応内容については、個別の事例に応じて、その都度検討されることになる。例えば、市場検証会議における事後的な検証の実施のほか、公正競争上の具体的な問題があれば、実行後における公正競争上の具体的な問題への対応のため、組織再編の実行前に、事業法又はNTT法の各条に基づく要請・行政指導の実施やNTT法第16条に基づく監督命令などを行うことも想定される。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	
	<p>意見3-4-13 グループ内会社の組織再編に対する審査制度の導入は、企業の経営の自由を阻害するため、禁止行為規制の逸脱に繋がる場合に限定して実施することが必要。</p>	<p>考え方3-4-13</p>
208	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ内会社の組織再編については、各社の経営判断によって行われるものであり、審査制度を導入することは、企業の経営の自由を阻害することに繋がると考えます。 ・ 仮にグループ内会社との合併等について審査制度を導入する場合であっても、本答申(案)に記載のとおり、禁止行為規制の潜脱につながる場合に限定して実施いただくことが 	<p>本答申(案)において、登録の更新制の対象を見直し、グループ内会社との合併等を審査できるようにすることが適当としたのは、グループ内会社との合併等を通じて禁止行為規制が潜脱されることを防止する観点からであり、合併等の審査の対象は、こ</p>

	<p>必要とれます。</p> <p>【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社／株式会社NTTドコモ】</p> <p>意見3－4－14 禁止行為規制の対象ではない二種指定事業者についてもグループ内会社との合併について審査できるようにすべき。</p>	<p>の趣旨に鑑み、総務省において、具体的に検討することが適当と考えます。</p> <p>考え方3－4－14</p>	
209	<p>禁止行為規制の潜脱による弊害が懸念される場合には、グループ内会社との合併において、新たに登録の更新制の対象とし、審査できるようにすべきとの本答申案の考え方は、必ずしも十分なものではないと考えます。</p> <p>禁止行為規制の対象となる事業者(NTT東西・NTTドコモ)に加え、そのシェアの高さによる交渉上の優位性と公正競争に与える影響の大きさを鑑み、二種指定事業者各社(KDDI・ソフトバンク等)についても登録の更新制の対象となっていますが、これら二種指定事業者のグループ内の再編が、規律の潜脱などを通じ通信市場の公正競争に重大な影響を与えることは明白であり、公正競争に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、公正競争の確保に必要な条件を付すこと等ができるよう、禁止行為規制の対象ではない二種指定事業者についてもグループ内会社との合併について審査できるようにすべきと考えます。</p>	<p>本答申(案)において、登録の更新制の対象を見直し、グループ内会社との合併等を審査できるようにすることが適当としたのは、グループ内会社との合併等を通じて禁止行為規制が潜脱されることを防止する観点からであり、禁止行為規制の対象でない二種指定事業者を対象とすることはその趣旨に沿わないことから、原案のとおりとさせていただきます。</p>	無

■ III. 公正競争の確保の在り方

□ 第5章 ネットワークの開放の促進等の在り方

No.	意 見	考え方	案の修正
第1節 メタル固定電話の接続ルールの在り方			
	意見3－5－1 メタル固定電話の接続ルールの在り方について適時適切に検討する方向性に賛同。	考え方3－5－1	
210	<p>メタル固定電話の接続ルールの在り方について、適時適切に検討する方向性に賛同いたします。</p> <p>なお、メタル固定電話の接続ルールの在り方を検討するために、NTTによるメタル固定電話の具体的な移行計画を踏まえることが必要であり、NTTにおいては早期の移行計画の策定・公表を行い、関連する事業者による移行計画の評価等が必要と考えます。</p> <p>また、今後は、全事業者へのビル＆キープ方式の導入等、環境変化に応じた制度整備の検討も必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
211	<p>メタル固定電話の接続料については、メタル回線から光回線への移行という大きな状況変化の中にある現状を踏まえ、NTT殿の移行計画に対する総務省殿による検証等を踏まえ、適時適切に検討されることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>		
	意見3－5－2 メタル固定電話の接続料及びユニバーサルサービス交付金の算定には、引き続きLRIC方式を用いることで低廉な接続料を維持する必要がある。また、ひかり電話の接続料についてもLRIC方式の導入を検討すべき。	考え方3－5－2	
212	<p>メタル回線設備が 2035 年頃の維持限界に向け縮退していく一方で、本答申案 p.19 に記載のとおり、メタル固定電話の利用者は当面は相当数残存する見通し(2030 年:約 730 万、2035 年:約 500 万)であることから接続料の上昇影響は大きく、引き続き LRIC 方式により低廉な接続料を維持する必要があると考えます。</p> <p>LRIC 方式は、接続料算定において実際費用方式では排除できない非効率性の排除とと</p>	<p>メタル固定電話の接続料算定に関する御意見については、考え方3－5－3のとおりです。</p> <p>また、ユニバーサルサービスの交付金やひかり電話の接続料に関する御意見は、今後、これらに関する制度を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>もに、透明性、公平性の確保が可能であることから、今後もメタル固定電話の接続料及びユニバーサルサービス交付金の算定において、同方式を用いることが適切と考えます。</p> <p>またメタル固定電話のほか、OABJ-IP 電話の利用者は約 3,600 万(そのうち NTT 東西殿のシェアは 51.6%(*1))となっています。「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申 p.20 令和 3 年 9 月 1 日)」において、NGN を用いて提供される機能部分について以下のとおり整理されたことを踏まえ、この条件に該当する場合にはメタル固定電話に限らず、ひかり電話に係る接続料についても LRIC 方式による算定を速やかに検討し適用すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当面は実際費用方式による原価算定を行うこととしつつも、毎年度、実際の加入者回線の種別に対応した IP-LRIC モデル等により適切に算定されたベンチマーク値との比較を行うこと。 非効率性の排除等接続料の一層の適正化が必要となった場合には、LRIC 方式による接続料原価の算定について検討を行うことも必要であること。 <p>(*1) 総務省殿公表の電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(令和6年度第1四半期(6月末))より</p>	
	【ソフトバンク株式会社】	
意見3-5-3 長期増分費用方式による固定電話の接続料算定は廃止すべき。また、NTT東西がモバイル網固定電話を提供する場合、サービスを卸受ける形での提供になると想定されるため、接続料算定に関して考慮すべき影響は生じない。	考え方3-5-3	
213	<ul style="list-style-type: none"> 固定電話市場全体が、サービスをコストミニマムかつ安定的に提供していく維持・縮退フェーズに移行しており、さらにメタル回線設備は2035年頃に縮退をせざるを得ない状況の中で、これまで行ってきた効率化も限界に近付いていることを踏まえれば、「最新の技術や需要に応じて、毎年、設備を構築し直す」といった長期増分費用方式の仮定は、メタル設備の現状・見通しからさらに乖離していくことから、ユニバーサルサービス制度との関係等について留意しつつ、長期増分費用方式による固定電話の接続料算定は廃止すべきと考えます。 また、NTT東西がモバイル網固定電話を提供する場合、サービスを卸受ける形での提供になると想定され、その場合には、接続料算定に関して考慮すべき影響は生じないと考え 	<p>本答申(案)のとおり、2021年の情報通信審議会答申等で整理された2025年1月からの3年間のメタル固定電話固有の設備に係る接続料原価はLRIC方式(長期増分費用方式)で算定するとの考え方は、その後の事情に鑑みても変更する必要はないと考えられますが、2035年頃を目途にメタル回線設備は縮退する見込みであるなど、今後、メタル固定電話を取り巻く環境は大きく変化することが想定されるため、総務省では、メタル固定電話の接続ルールの在り方について適時適切に検討することが適当と考えます。</p>

	<p>ます。</p> <p>【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>		
第2節 利用拡大に対応した卸役務に関するルールの在り方			
意見3－5－4 卸電気通信役務について、約款規制は課さずに、相対契約を基本とすることが適當とした答申(案)に賛同。			考え方3－5－4
214	<ul style="list-style-type: none"> 卸電気通信役務について、多様な事業者の創意工夫によるサービスの柔軟性・多様性を担保する観点から、これまでと同様に、引き続き、約款規制は課さずに、相対契約を基本とすることが適當とした本答申(案)に賛同します。 NTT東西およびNTTドコモは、卸電気通信役務の提供にあたって、これからも適正性・公平性を確保し、必要な検証にも協力していく考えです。 <p>【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
215	<ul style="list-style-type: none"> 光卸については、上記のような卸の制度趣旨に加え、パートナーである光コラボ事業者の皆様との「共創」によって多種多様なサービスを提供することで市場を開拓していくというコラボレーションモデルの目的を踏まえれば、光コラボ事業者と当社の利害は相反するものではない(“競争”ではなく“共創”する)ため、光コラボレーションモデルに対して新たな規制・検証を行う必要はないと考えます。 <p>【東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>		
216	<p>本来、卸役務はビジネスベースの自由な契約により、多様なプレイヤーとの協業や価値創造等を促進し、市場の活性化に寄与するものであることから、規制は必要最小限であるべきと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>		
意見3－5－5 答申(案)に賛同。引き続き、MVNOが実現したいサービスの円滑な提供に向け、必要な情報提供を行いつつ、真摯に向き合い事業者間協議を進展させていく考え。			考え方3－5－5
217	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、卸電気通信役務について、多様な事業者の創意工夫によるサービスの柔軟性・多様性を担保する観点から、これまでと同様に、引き続き、約款規制は課さずに、相対契約を基本とすることが適當とされた本答申(案)に賛同します。 当社は、卸電気通信役務の提供にあたって、これからも適正性・公平性を確保し、必要な検証にも協力していく考えです。 	賛同の御意見として承ります。	無

	<ul style="list-style-type: none"> モバイル音声サービスに関しては、モバイル音声卸と設備の利用形態が同等であり代替手段の一つとなるIMS接続について、複数のMVNOと積極的に事業者間協議を実施しており、一部のMVNOからはIMS接続に係る接続申込を受諾して提供に向けて検討を進めています。なお、当該事業者間協議の状況について、「接続料の算定等に関する研究会」において定期的に報告を実施しております。 また、特定卸電気通信役務に係る情報開示は、事業者間協議の円滑化に資するよう、事業法に則り、当社卸約款に規定を整備し運用しております。 引き続き、当社は、「接続」・「卸電気通信役務」にかかわらず、MVNOが実現したいサービスの円滑な提供に向け、必要な情報提供を行いつつ、真摯に向き合い事業者間協議を進展させていく考えです。 <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	
	意見3-5-6 課題が生じていると認められた際は、卸役務に関するルールの在り方を適時適切に検討することが適当とした答申(案)に賛同。	考え方3-5-6
218	<p>卸交渉に際する一種指定事業者・二種指定事業者の交渉力の優位性に鑑み、事業者間協議の状況を注視しつつ、検証によって課題が認められた際は、卸役務に関するルールの在り方を適時適切に検討することが適当との本答申案の考え方賛同いたします。</p> <p>当協会は、これまで、移動・固定の両面で「接続料の算定等に関する研究会」における卸役務に関するルールの在り方の検討に積極的に参加してまいりましたが、引き続き、市場環境の変化に対応した公正な卸市場を実現すべく、これらの検討に主体的に参加、議論に寄与してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	賛同の御意見として承ります。
219	<p>卸役務の適正性等に課題が生じていると認められる場合は、卸役務に関するルールの在り方を適時適切に検討することが適当とされたことに賛同いたします。例えば、特定卸電気通信役務に係る更なる競争を促進するには、事業者間協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図ることが必要であり、卸料金の適正性・予見性を高める観点から、営業費に関連する情報も含めて、情報開示の在り方について早急に見直しを行うことが適当であると考えます。</p> <p>また、中長期的なネットワークの仮想化・クラウド化等の進展を踏まえ、ネットワークの開放</p>	無

	<p>ルールの在り方を適時適切に検討することが適當とされたことに賛同いたします。ネットワークの開放ルールの在り方については、競争の活性化に資するものとするため、接続事業者や卸役務事業者に対して低廉で使いやすく速やかに開放されるよう検討いただくことが重要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	
	<p>意見3-5-7 NTT東西のコスト算定に係る説明が不十分であり、卸料金の適正性の確認・判断ができないため、総務省はNTT東西に対し更なる説明を求め、光サービス卸料金の更なる透明性の向上及び適正性の確認を可能にすべき。</p>	考え方3-5-7
220	<p>NTT 東西殿の提供する光サービス卸については、指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインに基づく接続との代替性の検証(以下、「代替性検証」といいます。)において、接続との「代替性が不十分」と評価されており、接続料の算定等に関する研究会(以下、「算定等研究会」といいます。)でこれまで計 4 回の卸料金の検証が実施されています。</p> <p>「接続料の算定等に関する研究会 第八次報告書(案)」に対する意見及びその考え方」の考え方 46において、「他方で、本報告書案のとおり NTT 東日本・西日本による光サービス卸の卸料金検証については、説明が十分でない旨の意見が継続して寄せられているところ、卸料金と接続料相当額の関係について、卸元事業者による説明が不十分である場合には、「その他の検証」の目的である適正な交渉を促進する為の透明性が十分に確保できていないとの疑惑が生じ、結果として前提となる代替性に関する評価にも影響を及ぼし得ることから、NTT 東日本・西日本においては、単なる時点更新に留まらず、本研究会の指摘や関係事業者のニーズを真摯に受け止めて、その内容を十分に踏まえて検証を実施することが必要と考えます。」との総務省殿の考え方が示されているところ、次の点についての説明が不十分であり卸料金の適正性の確認・判断ができないため、総務省殿は NTT 東西殿に対し要請を出す等により更なる説明を求め、光サービス卸料金の更なる透明性の向上及び適正性の確認を可能にすべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 第 81 回算定等研究会(2024 年 2 月 21 日開催)の NTT 東西殿説明資料(資料 81-2)の p.7 の「料金は現在のコストのみならず、市場環境や競争環境を総合的に勘案して設定しており、将来の光サービスの需要動向、設備の老朽化・技術革新(高速化・高度化) 	<p>本答申(案)では、総務省において、卸検証ガイドラインに基づき、NTT東西の光回線の卸料金の検証を行った上で、卸役務の適正性等に課題が生じていると認められる場合は、卸役務に関するルールの在り方を適時適切に検討することが適當としており、総務省においては、本答申(案)に沿って、必要な対応を行うことが適當と考えます。</p>

	<p>に対応して必要となる設備投資(将来的なコスト上昇要因)などを踏まえたものになっていきます。」との説明について、市場環境・競争環境をどのように勘案しているのか、また、将来的にどのような費用についてどれくらいの金額規模を見込んでいるのかの説明がなく、卸先事業者側でNTT東西殿の卸料金の適正性の確認・判断ができないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> • NTT東西殿間で卸料金が均一であることについては、コストが高い事業者が設定する卸料金に合わせることが想定され、東西何れからのエリアで本来よりも高額な卸料金設定がされている懸念があるところ、NTT東西殿からは現状どのように卸料金を均一化しているかについての説明がなされておらず、結果として料金の妥当性が不透明であること。 • 光サービス卸の料金改定時期が光サービス卸原価の大半を占める加入光ファイバ接続料の料金改定時期と異なる点について、料金改定時期を同一にできない理由の説明が不十分であり、卸先事業者においてその適正性の確認・判断ができないこと。 <p>接続料と異なり期中の卸料金変更となる場合、卸先事業者側でのコスト負担が大きくなり、また、基本的には事業年度毎に事業計画や予算を立てるところ、卸先事業者の事業計画や予算見直し等の事業影響が生じるため、期中の変更となる合理的説明がない限りは、接続料と改定時期を合わせるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	
--	---	--

意見3-5-8 光サービス卸の卸料金の適正性の検証が適切になされたためには、十分な情報の開示と接続との代替性の評価及び規律の強化が必要。

221 光サービス卸は「接続料算定等に関する研究会」にてNTT東西殿の自己検証を基に卸料金の適正性の検証が行われておりますが、適切に検証がなされるためには十分な情報の開示が必要です。接続との代替性の評価、および規律の強化が必要と考えます。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】

第3節 5Gにおけるネットワーク開放の在り方

意見3-5-9 引き続き、5G(SA方式)の各機能開放形態を含め、MVNOの希望等を確認し、適時適切に情報提供などを行いながら事業者間協議を進展させていくため、まずは事業者間の協議状況を注視することが適当。

222 当社は、5G(SA方式)L2接続相当の提供に向けて、中継事業者を介した接続方式

考え方3-5-8

考え方3-5-7のとおりです。

無

考え方3-5-9

無

	<p>(Rel.18)の国際ローミング標準化が確定したことを受け、引き続きMVNOとの事業者間協議を積極的に実施しております。なお、当該事業者間協議の状況は、「5G(SA方式)におけるL2接続相当の機能開放の促進について(要請)」(令和6年4月22日付、総基料第78号)に基づき、定期的に総務省に報告を実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、5G(SA方式)の各機能開放形態を含め、MVNOが実現したいサービス提供のイメージを具体化した上で、MVNOが希望する提供時期や接続方式を確認しながら、MVNOからの接続申込の時期等について認識合わせを行う等、事業者間協議を進展させていく考えです。 	<p>省において、事業者間の協議が適切に行われているか否か等について引き続き注視し、必要に応じて適切な対応を検討することが適当としており、賛同の御意見として承ります。</p>	
223	<p>5G(SA方式)の主な開放形態である4種類については、総務省の「接続料の算定等に関する研究会」で定期的に議論が行われており、当該研究会の報告書を踏まえつつ、今後においても、MVNOサービスの円滑な提供に向け、MVNOと相互理解を深めながら、適時適切に情報提供などを行い真摯に協議に応じていく考えです。</p> <p>したがって、まずは、当該研究会において事業者間の協議状況を注視することが適当と考えます。</p> <p>なお、「④ フルVMNO(RANシェアリング。コアネットワーク構築による機能開放)」については、広範な技術的課題が多くあり、その実現可能性から慎重な検討が必要と考えます。</p>	<p>【株式会社NTTドコモ】</p>	
意見3-5-10 「ライトVMNO」や「フルVMNO」構想が国際電気通信連合（ITU）の発行した技術文書に盛り込まれたことから、この技術文書のURLを本答申案に追加するなど、最新の外的状況を本答申案に反映することを要望。	考え方3-5-10		
224	<p>当協会は、これまで「③ライトVMNO」や「④フルVMNO」を総務省の研究会等の場で提唱してきましたが、今般、これらの構想が国際電気通信連合（ITU）の発行した技術文書（※）に盛り込まれたことから、当協会としてこれらのVMNO構想に係る更なる国際標準化や事業者間協議の進展を期待するものです。</p> <p>この技術文書は、公正競争ワーキンググループにおいて当該の議論が行われた後に発行されたものですが、この技術文書のURLを本答申案に追加するなど、最新の外的状況を本答申案に反映することを要望します。</p>	<p>御意見を踏まえ、国際電気通信連合（ITU）の発行した技術文書のURLを本答申（案）の脚注に追記することとします。</p>	有

第4節 禁止行為規制の在り方

(1) 目的外利用等の禁止対象への卸役務に関する情報の追加

意見3－5－11 目的外利用等を禁止する情報に、卸役務に関する情報を追加する方向性に賛同。

225 市場支配的事業者による目的外利用・提供を禁止する情報に、卸役務に関する情報を追加する方向性に賛同いたします。

【KDDI株式会社】

意見3－5－12 卸役務に関する情報の目的外利用の禁止について、現行ガイドラインにおける規定だけでは不十分であれば、MVNOに対する影響力という観点から、少なくとも二種指定電気通信事業者までを対象とすることが適当。

226 【卸役務に関する情報の目的外利用】

- 卸役務に関する情報の目的外利用の禁止については、NTT東西においては「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」、NTTドコモにおいては「MVNOに係る電気通信事業法および電波法の適用関係に関するガイドライン」を遵守してきたところであり、今後とも引き続き遵守していく考えです。
- 一方で、本答申(案)において、「市場支配的事業者による目的外利用・提供を禁止する情報に、卸役務に関する情報を追加することが適当」との方向性が示されていますが、現行のガイドラインにおける規定だけでは不十分ということであれば、MVNOに対する影響力という観点から、少なくとも二種指定電気通信事業者までを対象とすることが適当と考えます。

【日本電信電話株式会社】

227 【卸役務に関する情報の目的外利用】

- 卸役務に関する情報の目的外利用の禁止については、当社においては「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」、を遵守してきたところであり、今後とも引き続き遵守していく考えです。

考え方3－5－11

賛同の御意見として承ります。

無

考え方3－5－12

本答申(案)では、移動通信分野の禁止行為規制(卸役務に関する情報の目的外利用の禁止等)の対象について、現時点ではNTTドコモのみが指定されることには合理性があるが、NTTドコモ以外のMNOが適正な競争関係を阻害する行為を行った場合の競争上の弊害は大きいと考えられることから、今後のMNOの収益の推移、モバイル市場の競争状況等を注視しつつ、引き続き検討を行うことが適当としており、総務省においては、本答申(案)に則って必要な対応を行うことが適当と考えます。

	【東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】		
228	<ul style="list-style-type: none"> 卸電気通信役務に関する情報の目的外利用の禁止については、当社においては、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を遵守してきたところであります、今後も引き続き遵守していく考えです。 一方で、本答申(案)において、「市場支配的事業者による目的外利用・提供を禁止する情報に、卸役務に関する情報を追加することが適当」との方向性が示されていますが、現行のガイドラインにおける規定だけでは不十分ということであれば、MVNOに対する影響力という観点から、少なくとも二種指定電気通信事業者までを対象とすることが適当と考えます。 当社の携帯電話等の契約数シェアは4割以下(2024年6月末時点35.0% ※MVNOを除く)に減少する等、他の事業者と規制に差を設けるほどの状況ではなくなってきている状況であることを踏まえ、当社だけに禁止行為規制を課すことは適当ではないと考えます。 	【株式会社NTTドコモ】	
(2) 移動通信分野における禁止行為規制の対象事業者			
意見3-5-13	移動通信分野における禁止行為規制の対象としてNTTドコモのみが指定される ことに合理性があるとの方向性に賛同。	考え方3-5-13	
229	<p>移動通信分野における禁止行為規制の対象としてNTTドコモのみが指定されることに合理性があるとの方向性に賛同いたします。</p> <p>なお、移動通信分野における禁止行為規制の対象事業者を指定する基準は、収益シェアのみならず、総合的な事業能力(事業規模(資本金、収益、従業員数)やブランド力等)を勘案するものと理解しています。</p> <p>また、現時点では、対象事業者の見直しが必要な電気通信市場や競争環境の変化は生じておらず、NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化(2020年12月)、NTTドコモによるNTTコミュニケーションズとNTTコムウェアの子会社化(2022年1月)等のNTTグループ再編等により、むしろ、総合的な事業能力や市場支配力が強化されていると認識しています。</p>	【KDDI株式会社】	賛同の御意見として承ります。 無
意見3-5-14	NTTドコモの携帯電話等の契約数シェアを踏まえれば、同社だけに禁止行為規制を課すことは適当ではない。NTTドコモに加えKDDI、ソフトバンク、沖縄セルラーにも拡大すべ	考え方3-5-14	

	き。	
230	<p>当協会に多く参加しているMVNOの視点からは、NTTドコモ以外の二種指定事業者(特にKDDI、ソフトバンク、沖縄セルラー)の持つ市場支配力は、禁止行為規制の対象となるNTTドコモとの間で決して劣るものではなく、NTTドコモのみが禁止行為規制の対象であることの合理的な説明は難しいものと考えます。本答申案において、禁止行為規制の潜脱による弊害が懸念される場合には、公正競争の確保に必要な条件を付すこと等ができるように、市場支配的事業者については、登録の更新制の対象を見直し、グループ内会社との合併等を審査できるようにすることが適当とする考え方が示されていることについては、別途、不十分ではないかとの当協会意見を本意見書の中で提出していますが、禁止行為規制対象の事業者にのみ新たな規律が導入され、その他二種指定事業者との規律の差が拡大していくことは、本答申案でも言及されている、NTTドコモに対し他の二種指定事業者(KDDI&沖縄セルラー、ソフトバンク)がシェアの差を詰めている現状と必ずしも整合しないと考えます。</p> <p>当協会は、以前より、禁止行為規制の対象事業者を、NTTドコモに加えKDDI、ソフトバンク、沖縄セルラーに拡大することを提言しており、重ねて、対象事業者の拡大を要望するものです。</p>	<p>考え方3-5-12のとおりです。</p>
	【一般社団法人テレコムサービス協会】	無
231	<p>【移動通信分野における禁止行為規制の対象事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> NTTドコモの契約数シェアは4割以下に減少する等、規制に差を設けるほどの状況ではなくなってきていることを踏まえ、NTTドコモだけに禁止行為規制を課すことは適当ではないと考えます。 	<p>【日本電信電話株式会社】</p>
232	<ul style="list-style-type: none"> 当社の携帯電話等の契約数シェアは4割以下(2024年6月末時点35.0% ※MVNOを除く)に減少する等、他の事業者と規制に差を設けるほどの状況ではなくなってきている状況であることを踏まえ、当社だけに禁止行為規制を課すことは適当ではないと考えます。 	<p>【株式会社NTTドコモ】</p>

■ III. 公正競争の確保の在り方

□ 第6章 線路敷設基盤の開放の促進等の在り方

No.	意 見	考え方	案の修正
第1節 線路敷設基盤の開放の促進の在り方			
意見3－6－1 NTT東西の線路敷設基盤について、自己利用と他者利用の間で同等性が確保されていないと考えられる事例の実態の検証及び必要な措置を講ずる方向性に賛同。		考え方3－6－1	
233	NTT東西の線路敷設基盤について、自己利用と他者利用との間で同等性が確保されていないと考えられる事例の実態(当該事例の有無や内容等)を検証し、その検証の結果、必要と認められる場合は、「公益事業者の電柱・管路等 使用に関するガイドライン」の見直しを含めて、必要な措置を講ずる方向性に賛同いたします。 【KDDI株式会社】	賛同の御意見として承ります。	無
234	NTT東西殿の線路敷設基盤については、公正競争を確保する観点から、総務省殿における検証及び必要な措置を講ずるとされたことに賛同いたします。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】		
意見3－6－2 今後、NTT東西の線路敷設基盤の貸出しについて、同等性の確保、整備計画・審査基準の情報開示、審査期間短縮等も検証すべき。		考え方3－6－2	
235	地域に不可欠な情報インフラの確保のために線路敷設基盤の貸出しは、無差別・公平・透明にすべきであり、現状「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」は公平競争の担保に一定の役割を果たしていますが、今後、NTT東西における電柱申請手続に要する期間や利用拒否の実態、審査手続きなどの NTT東西の線路敷設基盤の貸出しに関する検証が必要と考えます。 NTT東西の線路敷設基盤の貸出しに関する検証には、自己利用と他者利用との間の同等性の確保に加え、整備計画・審査基準の情報開示、審査期間短縮なども検証項目として必要と考えます。 また、合わせて、線路敷設基盤の貸出しに関し、無差別・公平性・透明性を担保できるよう、罰則の設置を含めて制度化が必要と考えます。	電柱・管路等の線路敷設基盤の開放を図り、公平な利用を確保することは、回線設置事業者の参入等により設備競争を促進する観点から重要であるため、本答申(案)では、自己利用と他者利用の同等性確保の実態の検証等を行い、必要な措置を講ずることが適当としており、総務省においては、御指摘の点も踏まえ、本答申(案)に沿って、必要な検証等を行うことが適当と考えます。	無

	【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】	
236	<p>本論点は、これまで通信政策特別委員会で当社やケーブルテレビ連盟が主張していた課題を取り上げていただいたものと認識しており、NTT東西が保有する電柱について、自己利用と他者利用の間での同等性の確保に関する実態把握が行われ、その結果によっては「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が改正されることも念頭に置かれていることに賛同いたします。</p> <p>ケーブルネットワークの構築には電柱が必要となります、ケーブルテレビ事業者自らが電柱を建設することは、建設に必要な許可の取得が困難である等の理由から現実的ではなく、ケーブルテレビ事業者は、NTT東西から電柱を借り受けてネットワークを構築しております。当社は令和6年4月23日の第5回公正競争WG等でNTT東西からの電柱貸与の運用に関して下記のような課題が存在している旨を説明させていただきました。</p> <p>＜電柱利用における主な課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則としてNTT東西が提供するWEBシステムを介して利用申請を行う運用となっているが、新たに電柱が建設された際、当該システムに登録されるまでに時間を要する(当社の経験上、建設を確認してから約1か月～3か月後にシステム登録されている) 利用申請に対し強度不足を理由に当該申請が不承諾とされた場合、強度に関する詳細情報が提供されないため、再申請を繰り返す運用となっている。 <p>こうした課題のため、ケーブルテレビ事業者のサービスの提供がNTT東西より遅れることから、課題を解決するため、下記の方策を取っていただくよう強く要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT東西が新たに電柱を建設した際には、極力迅速にWEBシステムにも反映いただくこと。その実現を通じ、借り手事業者の迅速なネットワーク構築を可能にすることでNTT東西とのサービス開始時期の差を短縮させること。 NTT東西から強度の計算方法や、添架に必要な強度を開示いただくこと。電柱利用上必要な条件が不明なため借り手事業者が再申請を繰り返すという、双方にとって手間のかかる非効率な現状の運用の改善を図っていただくこと。 <p>NTT東西にこれらの対応をとっていただくことが、NTT東西が他社に比して自身を優遇していないことを示すことに繋がり、利用の同等性の確保の一助となるものと考えております。</p>	

	意見3-6-3 今後の線路敷設基盤の開放に関する検証に当たっては、検証に要する行政・事業者双方の運用コストにも配慮し、過度な負担とならないようにしていただきたい。	考え方3-6-3	
237	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西は、電気通信事業法や公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインに則り、管路・電柱等の線路敷設基盤を公平に提供してきたところであり、今後も、引き続き公平に提供していく考えです。 ・ なお、総務省において対応予定の検証については、可能な限り協力させていただく考えですが、検証にあたっては、検証に要する行政・事業者双方の運用コストにも配慮しつつ、事業者の過度な負担とならないように配慮いただきたいと考えます。 <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	御意見は、総務省において、線路敷設基盤の利用の公平性等の検証を行う際の参考とすることが適当と考えます。	無
第2節 インフラシェアリング事業の促進の在り方			
	意見3-6-4 インフラシェアリング事業者に対しても、公益事業特権を付与する方向性に賛同。	考え方3-6-4	
238	<p>本答申案にあるとおり、インフラシェアリング事業者に対しても、公益事業特権を付与する方向性に賛同します。</p> <p>この制度整備を行うことは、以下の点において有益であると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 将来的な技術の進展に伴い、高周波数帯域の活用も見込まれており、稠密な基地局の設置を実現する必要があること ✓ 携帯電話市場においては、インフラ整備のための設備投資を効率的に行うことに加えて、設備投資を分散させる必要があること ✓ インフラシェアリング事業者においては、今後シェアリングに供する設備の形態も多岐に渡ることが推測されることから、電気通信回線設備の敷設自体がシェアリング市場への参入障壁となる可能性があること <p style="text-align: center;">【株式会社JTOWER】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
239	<p>携帯電話等の移動通信サービスの導入において、効率的に基地局を設置しエリアカバーを図るため、他者用鉄塔等のインフラシェアリング事業者（鉄塔等を設置し他の回線設置事業の用に供する事業を行う者）に一定の条件の下で公益事業特権を付与することが適当とされたことに賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>		
	意見3-6-5 公益事業特権を付与するに当たり、インフラシェアリング事業者の鉄塔等を利用	考え方3-6-5	

する場合の事業者間の公平性や利用料金の低廉性の確保が必要。		
240	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の所有者がインフラシェアリング事業を兼ねる場合等、特に鉄道の駅や集客力のある建物等の公共的な施設については、利用者の利便性が極めて高いことから、回線設置事業者であるMNOは当該インフラシェアリング事業者から設備等を借り受けてサービス提供することが実質的に不可避であると考えられます。 ・ 従って、インフラシェアリング事業者に認定電気通信事業者と同様の公益事業特権を付与するあたり、回線設置事業者が適切かつ安定的に役務提供できるよう、鉄塔等を利用する場合の適正性や公平性、安定性等を担保するとされたことに賛同します。 <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社／株式会社NTTドコモ】</p>	<p>本答申(案)では、インフラシェアリング事業者に公益事業特権を付与する際には、回線設置事業者が鉄塔等を利用する場合の適正性や公平性、安定性等を担保すること等を要件として付すことが適当としており、賛同の御意見として承ります。</p> <p style="text-align: right;">無</p>
241	<p>他者用鉄塔等のインフラシェアリング事業者にも公益事業特権を付与することによって、今後シェアリングの利活用の拡大が見込まれるところ、他者用鉄塔等のインフラシェアリング事業者を利用したシェアリングの拡大を図るために、インフラシェアリング事業者が事業者間公平性を確保することはもちろんのこと、同事業者の利用料金が低廉であることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	
<p>意見3-6-6 インフラシェアリング事業に関する制度の在り方について、適時適切に検討する方向性に賛同。公正競争だけでなく、安全保障の観点からも丁寧に議論を尽くすべき。</p>		考え方3-6-6
242	<p>インフラシェアリング事業に関する制度の在り方については、総務省において、今後のインフラシェアリングの進展状況や諸外国の動向等を踏まえつつ、適時適切に検討する方向性に賛同いたします。検討にあたっては、公正競争だけでなく、安全保障の観点からも、丁寧に議論を尽くすべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>通信インフラは、我が国の国民生活や経済活動の基盤として、安全保障面でもその重要性を高めている状況に鑑みると、御意見は、総務省において、その具体的な検討を行う際の参考とすることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">無</p>

■ III. 公正競争の確保の在り方

□ 第7章 市場環境の変化を踏まえた電気通信事業に関する制度の在り方

No.	意 見	考え方	案の修正
第1節 電報事業の規律の在り方			
意見3－7－1 電報について、信書便法に基づく特定信書便事業の規律を課すことを基本とするとの見直しの方向性に賛同。			考え方3－7－1
243	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電報については、EメールやSNS、電話や他社の電報類似サービスといった代替手段の普及等により、大幅に利用が減少している状況であることから、信書便法に基づく特定信書便事業の規律を課すことを基本とするとの見直しの方向性に賛同します。 ・ また、NTT東西の電報事業について、信書便法に基づく特定信書便事業の規律に見直された後も、業務区域や料金・提供条件の変更等を行う場合には、既存利用者への影響を考慮し、十分な期間を設けて事前周知を行う等、丁寧に対応を実施していく考えです。 <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
244	電報事業については、市場環境の変化に対応し、より柔軟な事業運営を可能とする観点から、電気通信事業法に基づく特別な規律ではなく、他の電報類似サービスと同様に、信書便法に基づく特定信書便事業の規律を課すことを基本とする方向性に賛同いたします。 【KDDI株式会社】		
意見3－7－2 電報は、引き続き電気通信事業法で規制し、事業の休廃止に係る許可等の規制を維持すべき。			考え方3－7－2
245	電報は慶弔利用中心に変化してきたとはいえ、長年にわたり提供され国民生活に定着してきたサービスです。引き続き電気通信事業法で規制し、事業の休廃止に係る許可、業務区域の変更許可、料金について契約約款の変更認可(総括原価制)等の規制を維持すべきと考えます。 【JMITU通信産業本部】	電報は利用が大幅に減少していること等に鑑み、電気通信事業法に基づく特別な規律を課す必要性が低下しているため、本答申(案)のとおり、より柔軟な事業運営を可能とする観点から、当該規律ではなく、他の電報類似サービスと同様に、信書便法に基づく特定信書便事業の規律を課すことを基本とすることが適当と考えます。	無
意見3－7－3 電報については、代替サービスがあるため、NTT、KDDIが提供する必要はない			考え方3－7－3

が、仮に事業廃止した場合に「115番号(国内電報の申込み)」の接続先の検討の余地がある。			
246	<p>電報については代替サービスがあることからNTT、KDDIが手掛ける必要はないと思います。ただ、auの携帯電話から115番にかけるとグループ会社の電報サービスに繋がりますが、もしNTTが事業廃止した場合、115番をどこに繋げるかについては検討の余地があると思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御指摘の115番号については、電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)において、電報の受付に利用する旨定められていますが、その接続先の選定は、115番号の指定を受けた事業者が自身の判断で行うことが可能になっているものと考えます。</p>	無
第2節 メタル固定電話の料金規制の在り方			
	意見3-7-4 NTT東西のメタル固定電話をプライスキャップ規制の対象外とする答申(案)に賛同。	考え方3-7-4	
247	<ul style="list-style-type: none"> ・ プライスキャップ規制については、固定電話を中心であった時代に制定された規制であり、市場環境や利用者の利用実態は大きく変化していること、また、今後メタル回線設備が2035年頃に縮退する見込みであること等を踏まえて、NTT東西のメタル固定電話をプライスキャップ規制の対象外とすることに賛同します。 ・ なお、今後も市場環境や利用者の利用実態の変化に伴い時代に合わなくなつた規制については、隨時見直していただきたいと考えます。 <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
248	<p>NTT東西殿のメタル固定電話について、プライスキャップ規制が料金低廉化に実質的に機能しているとはいえない状況にあることに鑑みれば、特定電気通信役務の指定対象から除外し、当該規制の対象外とすることは適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>		
249	<p>特定電気通信役務のプライスキャップ規制を廃止し、料金の低廉性を確保する仕組みを設ける方向性に賛同いたします。ただし、制度の具体的な設計にあたっては、不採算地域における料金規律により交付金が肥大化し、国民負担が過度に増大することのないよう、適切なバランスを確保することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社(再掲) ※ユニバ第6章第1節】</p>		
	意見3-7-5 NTT東西のメタル固定電話や公衆電話の料金規制をプライスキャップ規制の対象外とすることに反対。	考え方3-7-5	
250	II.ユニバーサルサービスの確保の在り方の第6章 ユニバーサルサービスの料金の低廉	本答申(案)のとおり、NTT東西のメタル固定電話の実際の料	無

<p>性の確保等で述べたとおりです。</p> <p>(※事務局:再掲)</p> <p>NTT東西のメタル固定電話や公衆電話の料金規制をプライスキャップ規制の対象外とすることに反対します。仮に、プライスキャップ規制が廃止される場合は、電話やブロードバンドのユニバーサルサービスの低廉性、全国均一性を確保するため、都市部以外の地域での都市料金を上回る料金の設定を認めない規律を課すことが不可欠です。</p> <p style="text-align: right;">【JMITU通信産業本部】</p>	<p>金は、プライスキャップ規制による料金水準の上限を大きく下回る状況が相当期間継続し、料金低廉化に実質的に機能していない状況にあること、料金水準の上限設定に用いる生産性向上見込 rate の算定が限界にあることから、プライスキャップ規制の対象外とすることが適当と考えます。</p> <p>なお、本答申(案)では、プライスキャップ規制の見直し後も、ユニバーサルサービスについては、都市部以外の地域では、都市部の料金を上回る料金の設定を原則として認めない規律を課し、料金の低廉性を確保することが適当としています。</p>	
---	---	--

第3節 ネットワークの仮想化・クラウド化等の進展を踏まえた規律の在り方

意見3-7-6 ネットワークの仮想化・クラウド化等の進展に対応し、時代に即した規律の体系の在り方を検討することが適当との方向性に賛同。

考え方3-7-6

251	<p>電気通信事業法の規律の体系を見直し、その対象となる電気通信事業や規制内容等の在り方を検討する場合は、「公正競争の促進」だけでなく、「ユニバーサルサービス」、「経済安全保障」、「利用者保護」や「サービスの安定的な提供の確保」などの観点から、時代に即した規律の体系の在り方を検討することが必要との方向性に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
252	<p>技術革新のスピードが速い電気通信市場を規律する電気通信事業法の果たすべき役割の重要性に鑑み、必要な場合には、時機を逸すことなく、時代に即した規律の体系の在り方について慎重かつ丁寧な検討を行うことが適当とされたことに賛同いたします。</p> <p>また、規律の体系の見直しに当たっては、事業者にとって過度の負担とならないようになること、利用者にとって分かりやすいものとすることが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>		

■ IV. 我が国情報通信産業の国際競争力強化の在り方

□ 第2章 研究開発・国際標準化・社会実装・海外展開の総合的な推進等

No.	意 見	考え方	案の修正
	意見4-2-1 研究開発及び国際標準化において、NICTに産官学の取組の中核としての役割を期待するとの考え方方に賛同。	考え方4-2-1	
253	<p>研究開発及び国際標準化において、NICTに産官学の取組の中核としての役割を期待するとの本答申案の考え方方に賛同いたします。この取組においては、単に技術ありきではなく、様々な通信事業者が利用しやすく、また様々な通信事業者による新しい価値創造に繋がることが重要であると考えます。NICTのもとに、より多くの通信事業者の意見が集められるようになることを期待いたしますし、当協会としても取組に最大限協力してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
	意見4-2-2 今後、我が国国際競争力の強化に向けては、NTTだけでなく、他事業者や国の研究機関、研究開発法人、大学等を含めた産官学それぞれの研究開発力の強化・連携が重要であり、国として積極的に支援することを要望。	考え方4-2-2	
254	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、引き続き研究開発に積極的に取り組むとともに、今後、国内外の様々なパートナーの皆さまと機動的な連携も図りつつ、研究開発のさらなる推進と、IOWNやNTT版LLM「tsuzumi」等の社会実装を進め、国内の産業基盤の強化、国際競争力の強化等に貢献していく考えです。 今後、我が国国際競争力の強化に向けては、当社だけでなく、他の電気通信事業者や国の研究機関、研究開発法人、大学等も含めた産官学それぞれの研究開発力の強化・連携が重要と考えており、国として、先進的技術の開発・社会実装・海外展開に向けて、国自らも研究開発を推進するとともに、民間事業者や大学に対して積極的に支援いただきたいと考えます。 <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>本答申(案)のとおり、我が国情報通信産業全体の国際競争力強化において、NTTが担う役割は大きく、今後の一層の取組が期待されます。</p> <p>また、総務省においては、我が国国際競争力強化の強化に向けて、引き続き、革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業等を通じて、民間事業者等の後押しをしていくことが必要と考えます。</p>	無
	意見4-2-3 研究開発、国際標準化、社会実装・海外展開を総合的に推進していく方向性に賛同するが、NTTの研究開発の推進責務の撤廃の効果に関する定期的・継続的な検証や、IOWN	考え方4-2-3	

構想等の研究成果の展開におけるNTTグループの一体運営による市場支配力の濫用防止の観点からの検証等が必要。		
255	<p>我が国情報通信産業の国際競争力強化について、研究開発、国際標準化、社会実装・海外展開を総合的に推進していく方向性に賛同いたしますが、以下の3つの点について留意が必要と考えます。</p> <p>第一に、NTT法改正による研究開発の推進責務撤廃の効果について、定期的・継続的なレビューと検証が必要と考えます。具体的には、NTTにおける研究成果(論文発表数、特許出願数、引用数等)の変化、基礎・基盤的研究への投資額や資源配分の変化、商品化された技術・サービス数や収益の変化、国際標準化への貢献度、他社との共同研究・パートナリングの状況等を確認・評価し、懸念の顕在化等が認められる場合には、基盤的研究開発を確実に維持する制度的措置の必要性も生じうる考えます。なお、電電公社以来の特殊法人として電気通信の健全な発展のために実施してきたNTTの研究の特殊性・公益性に着目し、その成果がどのように活用されているのかを、グローバルな通信事業者やネットワーク機器ベンダー等と比較検証することが重要と考えます。</p> <p>第二に、国際競争力強化と公正競争環境確保の両立が重要であり、IOWN構想等の研究開発成果の展開にあたっては、NTTグループの一体運営による市場支配力の濫用を防止する観点から、NTTグループ内の優遇がないか等について検証する等、適切な規律の維持や強化が必要と考えます。</p> <p>第三に、我が国全体の積極的な設備投資・研究開発を推進する政策が重要であり、Beyond 5G等の重要技術の研究開発支援については、多様な事業者による基礎・基盤的な研究開発への支援も含め、産学官の適切な役割分担のもと、戦略的に進めていくべきと考えます。NICTをはじめとする公的研究機関の機能強化も重要であり、研究者の育成・確保を含めた総合的な研究開発力の強化が必要と考えます。</p> <p>これらの取組により、2024年のNTT法改正の本来の目的である我が国情報通信産業の国際競争力強化に資する適切な制度設計と運用が実現されると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和6年度)において、研究開発競争の状況の把握として、NTTの研究に係る責務撤廃後のNTTの基礎・基盤的研究の取組状況等に関する今後の検証方針を検討することとしており、御指摘の点は、その際の参考にすべきと考えます。</p> <p>その上で、総務省において、本答申(案)のとおり、研究開発、国際標準化、社会実装・海外展開に向けた総合的かつ連動した形での支援に取り組むことで、我が国情報通信産業の国際競争力強化を図ることが必要と考えます。</p>
意見4-2-4 5Gのユースケースの創出にMVNOが全く寄与できていない轍を踏まないようにすることが重要であり、「社会実装」についても、設備を活用し利用者にサービスを提供する多くの		考え方4-2-4

通信事業者が、技術普及初期からユースケース創出に寄与できることの重要性に言及いただくことを要望。		
256	<p>現在、普及が進む5Gにおいては、総務省殿の過去の研究会等において、5Gの機能を最大限に発揮できるキラーアプリ・キラーコンテンツの欠如が有識者より重ねて言及されている状況であると認識しており、この指摘は、即ちユースケースの創出(社会実装)に本邦内での更なる取組が求められているものと認識しています。</p> <p>この状況において、本答申案に、当該の章タイトルにある「研究開発」「国際標準化」「社会実装」「海外展開」の4つの検討要素のうち、「社会実装」に係る検討内容や取組の方向性を個別に取り上げず、「各種取組を有機的に連携」「総合的かつ連動した形で支援に取り組むべき」「覚悟を持って取り組む民間事業者の後押しをしていく」などの、点在し、かつ具体性に欠く記載に止めていることは、ユースケース創出の重要性を十分に認識しているものとは言い難いものです。また、検討要素として取り上げている個別の項目の検討内容や方向性を具体的に記載できていないことは、答申案として完全であるとは言えず、不十分であると考えます。</p> <p>9月10日の通信政策特別委員会第16回会合で当協会より説明したように、特に5G(SA方式)においてはMVNOによる利用実現が未だ目途立たず、5Gのユースケースの創出にMVNOが全く寄与できていない状況であり、Beyond5GやIOWNにおいてはこの轍を踏まないようにすることが重要であると考えます。</p> <p>本答申案に「研究開発」「国際標準化」「海外展開」の3項目と並び、「社会実装」についても「2.取組の方向性」の中に章立てし、過去の総務省殿の研究会等の報告書を踏まえつつ、設備を活用し利用者にサービスを提供する多くの通信事業者が、技術普及初期からユースケース創出に寄与できることの重要性に言及いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>御意見を踏まえ、本答申(案)P100の『(3)海外展開に関する取組』を『(3)社会実装及び海外展開に関する取組』に修正した上で、以下の記述を追加することといたします。</p> <p>(2)で述べた研究開発の成果をビジネスとして成立させ、社会実装・海外展開を進めるためには、民間事業者においては、潜在的なユーザを発掘し、これらとともにユーザ価値を起点とした実証等を行うことで、新たなビジネスモデルを提供側とユーザ側が共に創りあげていく取組を強化することが求められる。</p> <p>総務省においては、こうした民間事業者の取組を後押しすべく、オール光ネットワークについて、開発成果の確認・検証、相互接続性の検証、ユースケース開発等を実施することのできる実証基盤環境の整備に着手したところであり、引き続き整備を着実に進めるとともに、順次運用を開始及び機能を拡張しつつ、国内の通信事業者や大手通信機器ベンダーに加えて、ベンチャーやスタートアップ、アカデミア、海外事業者等、多様な関係者に対して積極的に参画を呼びかけていくことが重要である。</p> <p>また、データセンターや海底ケーブル等のデジタルインフラの整備に当たっては、強靭化、電力の安定供給・脱炭素化の実現及び地方創生のため、東京圏・大阪圏への集中から、地域分散を進めるとともに、我が国の国際的なデータ流通のハブとしての機能強化に向けた取組を促進する必要がある。オール光ネットワークは、その低遅延性等により、デジタルインフラ立地制約(通信遅延に由来する需要地からの距離)の緩和を可能とする</p>

	<p>ため、デジタルインフラ整備の一環として、データセンターや海底ケーブル等とともに、官民の連携・協調により、必要な政策的支援を通じて整備を推進することが重要である。</p> <p>なお、5G(SA方式)の機能開放については、本答申(案)のとおり、MNO側の技術的な対応可能性とMVNO側のサービスニーズ等を踏まえつつ、技術的発展性があり、柔軟なサービスが提供できるようにすること、また、MVNOがMNOと同時期に同等のサービスが提供できるようにすること等を確保することが重要であり、MVNOにおいては、機能開放により実現したいサービスの明確化を行い、MNO・MVNO双方で相互理解を深めるように努めるとともに、MNOにおいて料金等の提供条件に関して必要な情報提供を適切に行うことが適当と考えます。</p>	
意見4－2－5 第一次答申での規制緩和の目的である「ゲームチェンジ」に関し、法改正による効果、今後の国内通信業界への影響などが共有されるべき。	考え方4－2－5	
257 第一次答申での緩和の目的である「ゲームチェンジ」に関し、法改正による効果、また今後の国内通信業界への影響などが今後共有されるべきと考えます。 【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】	電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和6年度)において、研究開発競争の状況の把握として、NTTの研究に係る責務撤廃後のNTTの基礎・基盤的研究の取組状況等に関する今後の検証方針を検討することとしており、御指摘の点は、その際の参考にすべきと考えます。	無
意見4－2－6 我が国の中堅的・基盤的研究におけるNTTの役割は重要であり、NTTの研究推進責務及び研究成果の普及責務規定の復活を要望。	考え方4－2－6	
258 第一次答申により、NTTの研究推進責務及び研究成果の普及責務がNTT法から撤廃されましたが、同答申でも、その後の取組状況の継続的な検証が求められています。本答申案でも「我が国企業による研究開発や、それに基づく新たな事業やサービスの創出が低迷すれば」「我が国の経済・社会活動が、海外事業者が提供するサービス等に大きく依存することとなり、経済安全保障上や競争上の問題も生じ得る」と指摘されているところです。基礎的・基盤的な研究の中核を担ってきた情報通信研究機構(NICT)が当審議会のヒアリングで	NTTの研究に関する責務については、第一次答申(2024年2月)において、国際競争力の強化や経済安全保障等に留意した上でNTTが自らの経営判断に基づき定めた方法により研究開発等を行う方が柔軟性が高いこと等から撤廃することが適当と提言したことに基づき、2024年のNTT法改正で撤廃されたものであり、まずは、総務省において、当該責務の撤廃後のNTTの基礎・基盤	無

	<p>「NICTとNTTが相互に補完し、あるいは互いに切磋琢磨や共創することで、我が国が世界と伍していくための研究力、競争力を強化する必要がある」と意見提起したように、我が国の基礎的・基盤的研究におけるNTTの役割は重要です。改めて、NTTの研究推進責務及び研究成果の普及責務規定の復活を求める。</p> <p style="text-align: center;">【JMITU通信産業本部】</p>	<p>的研究の取組状況について検証を行うことが適当と考えます。</p>	
	<p>意見4-2-7 国内事業者の育成・支援の強化、国内における国産技術の普及拡大等が必要。</p>	<p>考え方4-2-7</p>	
259	<p>「3. 国際競争力の強化の在り方」についてコメントいたします。</p> <p>＜技術採用における障害の撤廃＞</p> <p>取組の方向性では、国産技術による海外市場の開拓が解決策として挙げられていますが、国産技術の社会実装の初手として国内での社会実装無くしては政策として不十分であると考えます。</p> <p>国内事業者が外資系ベンダへの依存度を高める中で国産技術を開発しても、グローバル市場を優先し自社技術を標準に売り込む外資系ベンダが日本国内向けにカスタム化を容認する可能性は低く、結果として国内での採用が見送られることが容易に想定されます。従って国産技術を搭載したベンダをどのように育成・支援していくかまでを考える必要があります。</p> <p>＜規模の経済のための支援＞</p> <p>海外市場で競争するためには規模の経済が不可欠であり、特に寡占化された市場において対抗するには多くの市場での採用が求められる一方で、価格を重視する市場構造においては国内市场であっても事業者の国産技術の採用に二の足を踏むことが予想されます。従って海外市場で競争するためには国内市场における普及拡大が重要な事業基盤になると考えられ、そのための施策が求められます。</p> <p>＜デジタル貿易収支赤字対策＞</p> <p>拡大の一途を辿るデジタル貿易収支赤字の改善には、輸出拡大と輸入削減の両輪で考えることが重要ですが、残念ながら輸入削減のための策が十分に検討されているとは言えません。従って如何にして国内事業者に対し開発した技術を積極的に採用させるためのインセンティブを与えることが重要と思います。</p>	<p>御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本答申(案)に記載の研究開発・国際標準化・社会実装・海外展開の総合的な推進等については、国内事業者による国産技術の普及拡大にも資するものと考えます。</p>	無

<事業者目線への違和感>

海外展開を図る必要があるにも関わらず、政策目線が国内中心に事業を営む事業者に偏つており、実際に技術を採用して国内外で事業を展開しデジタル貿易収支赤字に取り組むべきベンダの目線が欠如していると感じており、このままでは「技術で勝てても商売で勝てない」を繰り返すのではないかと危惧します。

<米国の保護主義政策>

自由経済が象徴的な米国がBABA法・輸入関税強化など国内製造を奨励し国産化を積極的に推進する政策を探っています。こうした米国の輸入削減と米国産・米国系企業の優遇採用が進められる中で、我が国においても国産技術への支援を強化しないと、政府支援を受けた新たな競合との更なる競争や国内工場の空洞化など日本のデジタル貿易赤字が更に拡大することになりかねないと懸念されます。

【個人】

■ IV. 我が国情報通信産業の国際競争力強化の在り方

□ 第3章 外国法人等が電気通信事業を営む場合の法執行の実効性強化等

No.	意 見	考え方	案の修正
	<p>意見4-3-1 技術革新の速さや新規参入の状況を踏まえると、運用面での更なる改善が必要。国内外の関係省庁や関係者との意見交換等を含めた連携強化や、電気通信事業者としての登録・届出を行っていない外国法人等に対し必要な指導等を行うための取組の検討を進めることが必要。</p>	考え方4-3-1	
260	<p>外国法人等が提供するプラットフォームサービス等の重要性が増す中、利用者保護と公正競争確保の観点から、電気通信事業法における外国法人と国内法人間のイコールフッティング確保は重要であり、2020年の法改正により導入された国内代表者等の指定義務や法令違反時の公表制度等の措置は、法執行の実効性確保に一定の効果を上げていると考えます。</p> <p>一方で、技術革新の速さや新規参入の状況を踏まえると、モニタリングの強化や登録・届出を行っていない外国法人等への対応等、運用面での更なる改善が必要と考えられることから、以下の2つの点について更なる取組の強化が求められると考えます。</p> <p>第一に、外国法人等との連携やモニタリングに関する課題については、国内外の関係省庁や関係者との意見交換等を含めた連携強化が重要と考えます。特に、国内に拠点等が存在しない場合でも実効性のあるモニタリングが行えるよう、具体的な方策の検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>第二に、国内向けに電気通信事業を営んでいるにも関わらず、電気通信事業者としての登録・届出を行っていない外国法人等については、モニタリングの対象から漏れている可能性が高いと想定されることから、このような課題があることを念頭に、適切に捕捉し、必要な指導を行うための取組について検討を進めが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>電気通信事業法の適用において電気通信事業者間のイコールフッティングを確保することは重要であるため、総務省においては、関係者との意見交換等を通じて、外国法人等の継続的なモニタリングを適切に行い、必要な届出等を行っていない外国法人等への対応も含め、適切な法執行を図ることが必要と考えます。</p>	無

■ V. 経済安全保障の確保の在り方

□ 第1章 外資等規制の現状と課題

No.	意 見	考え方	案の修正
	意見5－1－1 経済安全保障を確保するためには、NTTだけでなく、通信に関連する会社及び設備も含めた広い意味での外資との関係を注視していくための規則が必要。	考え方5－1－1	
261	<p>経済安全保障の確保の在り方について意見させて頂く。</p> <p>この件は主にNTTに対する外資規制が語られているものと存じている。それはそれで必要だがもっと視野を広げることが必要ではないか。</p> <p>例えばJTOWERでは通信鉄塔を管理しているがこれが外資傘下になった。</p> <p>例えば楽天モバイルでは通信設備を外資にリースしたり一部の5G基地局に中国資本の会社の通信設備を導入している。</p> <p>それらの事例を踏まえると経済安全保障を確保する上で重要なことはNTTの株式の外資規制だけではなく、通信に関連する会社及び設備も含めた広い意味での「外資との関係」を注視していくための規則が必要ではないか。</p> <p>以上が私の意見である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本答申(案)では、通信サービスが、国民生活や経済活動を支える基盤としての重要性を飛躍的に高めている状況等を踏まえNTT以外の主要通信事業者に対する外資等規制の在り方も検討するとともに、今後も、対日直接投資政策や国際約束との関係、国際的な規制動向等を踏まえ、引き続き検討することが適当としており、御意見は、その検討を行う際の参考とすることが適当と考えます。</p>	無
262	<p>意見5－1－2 外資規制の緩和はグローバルな視点等から理解できる面もあるが、最近は、国内事業者は外資企業の製品の使用が増え、国内メーカーは次々撤退している状況にある。通信の世界でこのような状況は大きなリスクである点を考慮すべき。</p> <p>外資規制についてはグローバルな視点やSDGsの観点から緩和する必要は理解できる面もある。しかしながら過去のガラパゴスアレルギーが強く現れ過ぎていないであろうか</p> <p>国際的な環境において優位性を持ち戦えるだけの能力を有しているのであれば外資規制の緩和も大いに認められると思うのですが、トランプ大統領の言動を見ても自己に都合が悪い点については閉鎖的な保護政策をとっています。</p> <p>現状、AWSを多用しSalesforceに依存し見える化だDXだと言いながら多くのデータを海外勢に譲り渡しています。</p>	<p>本答申(案)では、外資規制については、通信サービスが果たす国民生活や経済活動を支える基盤かつ経済成長のけん引役としての役割、事業活動・投資の自由とのバランスからみた外資規制の妥当性などを踏まえ、経済安全保障の確保を図る観点から必要な整理を行ったものと考えています。</p> <p>また、国際競争力強化については、我が国の経済・社会活動が海外事業者の提供するサービス等に大きく依存し、経済安全</p>	無

本来であればサービスを提供する側がユーザーに寄り添い、自社の都合、ルールを押し付けるのではなくユーザーが求めているサービスを提供すべきなのにそこは人が学ぶ領域と勝手に位置づけサービスを改善しない現状にもあります。これは本来のSDGsから逆行し、自分の都合の良いようにルールを変えています。

このような中、最近では国内事業者が経済性を口実に儲かる箇所のみ抱え込み国の発展を全く無視してきた電気通信事業者業界では外国人を経営陣に迎え基幹通信網やエントラシス回線にコストがかかるからと安易にSpaceX社のサービスを導入し端末はiPhoneを中心に外資企業の製品ばかりとなってきた。

国内のメーカーは次々撤退し、疲弊していく中通信の国内自給はもはや夢と化してしまいました。

国防・公安をはじめとする全ての通信環境は、外国資本の物、サービスが無ければ使えない状況。これは国土強靭化の観点でも大いにリスクであると言えます。その批判をかわす目的で「同盟国製」「共産圏サービスでない」等と言い訳してきましたがイーロン・マスク氏を見て一目瞭然、同盟国日本より金になる中国を優先します。

海外投資家は我が国の様々な企業を資金力で支配し、育てるこどもできず百貨店やスーパー・マーケット・チェーン企業のように強引に買収しやすやすと手放し混乱を招いています。それらの多くは同盟国であるはずの米国企業。にもかかわらずUSスチールのようにリスク排除として政治介入して自由経済すらも否定してきています。この事はいずれ通信の世界でも引き起こされます。

グローバルだ世界競争力だと言う一見公平性のありそうな実は単に一方的な状況このリスクは立ち止まつても、後ろへ下がることも許されません。

以上のような観点を無視しているのか欠落している本答申には懐疑的にならざるを得ません。

今一度検討をいただけますと幸いです。

保障上や競争上の問題も生じ得る事態を解消するためには、ICT分野における国際競争力の強化が喫緊の課題であり、官民が戦略的に取り組んでいくことが求められるとしており、本答申(案)で示した各種の取組を着実に推進することが重要と考えます。

【個人】

■ V. 経済安全保障の確保の在り方

□ 第2章 外資総量規制の在り方

No.	意 見	考え方	案の修正
第1節 NTTの外資総量規制			
意見5－2－1 NTT持株に対する外資総量規制は維持することが適当との方向性に賛同。	考え方5－2－1		
263 「NTTの経営から外国の影響力を排除することは、NTTだけでなく我が国の通信事業者全体の通信サービスの安定的な提供を確保する上で重要」との指摘に賛同し、引き続きNTT持株に外資総量規制を課すことを求めます。 【JMITU通信産業本部】	賛同の御意見として承ります。 なお、本答申(案)のとおり、NTT持株に対する外資総量規制の在り方については、個別投資審査や外資等規制以外の制度の対応状況、今後の国際的な規制動向や安全保障に係る状況等を踏まえつつ、不斷の検討が必要と考えます。	無	
264 NTT東西の線路敷設基盤や電気通信設備は、我が国の通信インフラ全体を支える公共的な役割を担っており、NTTだけでなく我が国の通信事業者全体の通信サービスの安定的な提供に非常に重要であることから、NTT持株に対する外資総量規制は、維持することが適当との方向性に賛同します。 【KDDI株式会社】			
意見5－2－2 NTT持株に対する外資総量規制を維持し、主要通信事業者に対する規制は必要性に差異があるとする答申(案)に賛同。国内企業の海外進出等による我が国の国際競争力の強化を図ることが望ましいが、NTT東西が保有する線路敷設基盤等は、経済安全保障等の観点から外国の影響力を排除し、通信全体の安定的な提供を確保することが必要。	考え方5－2－2		
265 NTT 持株殿に対し外資総量規制を課すことが引き続き適当である一方、その他の主要通信事業者に対する規制追加は必要性に差異があるとする本答申案に賛同します。 一般的に、企業に対する外資規制は、相手国からの同種の規制を招くことに加え、国内企業の国際展開に支障をきたすことから国益を損なう懸念があると考えられるため、外為法や経済安全保障推進法等で一定の担保をしつつも、可能な限り自由な競争を促進することで、国内企業の海外進出等による我が国の国際競争力の強化を図ることが望ましいと考えます。 他方、NTT 東西殿が旧公社から継承した線路敷設基盤とその上に設置された電気通信設備は、我が国の通信インフラとその上のサービスの全てを支える基盤であることを踏まえれ	賛同の御意見として承ります。		無

	ば、経済安全保障の観点等で個別の規制を課し外国の影響力を排除することで、我が国の通信全体の安定的な提供を確保することは自然でありかつ必要な措置と考えます。 【ソフトバンク株式会社】		
	意見5－2－3 NTTの外資総量規制は撤廃すべき。	考え方5－2－3	
266	NTTの外資総量規制は撤廃すべきだと思います。NTTドコモの電波があまりにつながらず、一向に改善される向きもみられないため、官公庁含め、NTTドコモから他のキャリアに乗り換がすすんでいると聞きます。そんなNTTを守る必要性が理解できません。経団連もそうですが、護送船団方式をみながら甘やかされて育ったバブル世代の経営能力が無い社内政治しかできない内弁慶の経営者が、昔のように護送船団方式で自分がせっかく勝ち得た役員の地位を守ってくれと政府に甘えているようにしかみえません。 【個人】	本答申(案)のとおり、NTT東西が保有する線路敷設基盤や電気通信設備は、我が国の通信インフラ全体を支える公共的な役割を担っており、携帯電話事業者を含む通信事業者全体の通信サービスの安定的な提供を確保する上で重要であると考えられること等から、NTT持株に対する外資総量規制は維持することが適当と考えます。	無
第2節 NTT以外の主要通信事業者に対する外資総量規制			
	意見5－2－4 主要通信事業者に対する外資総量規制について慎重に検討することが適當とされたことに賛同。	考え方5－2－4	
267	主要通信事業者に対する外資総量規制については、NTT殿の線路敷設基盤等が我が国の通信インフラ全体を支える公共的な役割を担っていること等に鑑みれば、NTT持株殿とは必要性に差異があること、GATS等国際約束との整合性の問題が生ずる可能性が高いこと等の導入に伴う様々な課題もあること等に鑑み、慎重に検討することが適當とされたことに賛同いたします。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】	賛同の御意見として承ります。	無
	意見5－2－5 既存の国際約束との整合性の問題等により、NTT以外の主要事業者に対する外資総量規制は導入すべきではない。	考え方5－2－5	
268	既存の国際約束との整合性の問題や、規制導入に伴う交渉のハードルが高いと考えられ、また、資金調達面での経営への影響や株主権の侵害、対日直接投資促進政策の阻害のほか、他国で同様の規制の導入を招来し我が国の通信事業者の海外展開を阻害する懸念等があり、NTT以外の主要通信事業者に対する外資総量規制は、導入すべきではないと考えます。 【KDDI株式会社】	本答申(案)では、NTT以外の主要通信事業者に対する外資総量規制については、導入に伴う様々な課題もあること、そのような中で経済安全保障推進法など外資総量規制以外の制度の整備も行われていること等に鑑みれば、その在り方は、それら制度による対応状況や今後の国際的な規制動向等を踏まえつつ、慎重に検討することが適當としており、御意見は、総務省において、そ	無

の検討を行う際の参考とすることが適当と考えます。

■ V. 経済安全保障の確保の在り方

□ 第3章 個別投資審査の在り方

No.	意 見	考え方	案の修正
	<p>意見5－3－1 携帯電話事業者も対象として、個別投資審査を強化していくことが合理的であり、継続議論いただきたい。</p>	考え方5－3－1	
269	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総量規制や個別投資審査等のあり方については、携帯事業者も重要な設備や情報を保有していることから、当該事業者も対象として、個別投資審査を強化していくことが合理的と考えます。 ・ 外為法等における対応状況や今後の国際的な規制動向等も踏まえつつ、主要通信企業に対する外資規制のあり方やNTTのみに対する外資総量規制のあり方について、我が国の重要インフラ全体の安全保障をどのように確保していくかという観点とあわせて、継続議論いただきたいと考えます。 <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>御意見については、本答申(案)に沿って、総務省において、継続検討を行う際の参考とすることが適当と考えます。</p>	無
270	<p>意見5－3－2 外為法の規制強化には海外との交渉が必要であり、実効性に疑問があることから、個別投資審査の規制強化は慎重に検討すべき。</p> <p>海外からの投資促進や日本からの投資を考慮すると、相互性を確保する上で、外為法の規制強化には海外との交渉が必要であり、実現性に疑問があります。これらを踏まえると、個別投資審査の規制強化は慎重に検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>本答申(案)では、個別投資審査の強化は、対日直接投資政策や国際約束との関係で課題があること等に鑑み、外為法における対応状況や今後の国際的な規制動向等も踏まえつつ、引き続き検討することが適当としており、御意見は、賛同の御意見として承ります。</p>	無

■ V. 経済安全保障の確保の在り方

□ 第4章 外国人役員規制の在り方

No.	意 見	考え方	案の修正
	意見5-4-1 外国人役員規制の在り方についても、総量規制等の議論を踏まえつつ、引き続き検討することが必要。	考え方5-4-1	
271	<p>・ また、外国人役員規制のあり方についても、総量規制や個別審査のあり方に係る議論を踏まえつつ、引き続き検討することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>本答申(案)では、NTTの外国人役員規制については、2024年4月のNTT法改正における規制緩和の効果・影響等を検証した上で、引き続き検討することが適当とし、NTT以外の主要通信事業者に対する外国人役員規制については、導入に伴う様々な課題もあること等から、外資規制の検討状況等も踏まえつつ、慎重に検討することが適当としており、御意見は、賛同の御意見として承ります。</p>	無
	意見5-4-2 NTTの外国人役員規制の更なる規制緩和は、2024年4月のNTT法改正における規制緩和の効果・影響等を検証した上で、検討すべき。	考え方5-4-2	
272	<p>NTTの外国人役員規制は、2024年4月のNTT法改正にて、「役員の3分の1以上を占めることは禁止するなど、外国の影響から経営の自主性を確保するための最低限の規律に緩和したところ」であり、当該規制の更なる緩和は、総務省において今回の規制緩和の効果・影響等を検証した上で、検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。	無
	意見5-4-3 NTT以外の主要事業者への外国人役員規制の導入は、既存の国際約束との整合性の問題等を踏まえつつ検討すべき。	考え方5-4-3	
273	<p>既存の国際約束との整合性の問題や、規制導入に伴う交渉に加え、他国で同様の規制の導入を招来し我が国の通信事業者の海外展開を阻害する等、多くの課題が想定されることから、NTT以外の主要通信事業者への外国人役員規制の導入については、これらの点を踏まえつつ、検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>本答申(案)では、NTT以外の主要通信事業者に対する外国人役員規制については、導入に伴う様々な課題もあること等から、今後の国際的な規制動向や、外資規制の検討状況等も踏まえつつ、慎重に検討することが適当としており、御意見は、賛同の御意見として承ります。</p>	無

■ VI. NTTに関する規律の担保措置等の在り方

No.	意 見	考え方	案の修正
(1) 政府の株式保有義務の在り方			
274	<p>意見6-1 政府の株式保有義務は維持することが適当とする答申(案)に賛同。</p> <p>政府の株式保有義務は維持することが適当とする本答申案に賛同します。</p> <p>なお、「NTTの経営の安定と適正な事業運営を確保するため(本答申案p.120)」の措置であることを踏まえれば、当然株式保有比率の1/3の閾値は維持されることを前提とした記載であると理解しています。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>考え方6-1</p> <p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
275	<p>政府の株式保有義務を維持するとの方向性に賛同いたします。以下の観点から、政府の株式保有義務を維持することが適当と考えます。</p> <p>第一に、NTTが保有する電柱・管路・とう道・局舎・土地等の線路敷設基盤は、電電公社時代に国民負担で構築された重要な公共資産です。この基盤的インフラは、固定通信のみならず移動通信を含む我が国の通信サービス全体を支える不可欠な設備となっています。こうした国民の共有財産とも言える「特別な資産」から得られる利益の適正な管理と、将来の通信インフラ整備への再投資を確保するためにも、政府による株式保有を通じた継続的な関与が必要と考えます。</p> <p>第二に、大規模災害時における通信インフラの復旧においては、NTTが保有する線路敷設基盤の物理的な保護・復旧が極めて重要です。東日本大震災等の経験からも明らかのように、基盤的インフラの迅速な復旧には政府機関との緊密な連携が不可欠であり、その観点からも政府の株式保有による関与が必要と考えます。</p> <p>したがって、現行の3分の1以上という政府保有義務は、我が国の通信インフラの安定的な運営を確保する上で必要不可欠な制度として、今後も維持されることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
276	NTTの持つ線路敷設基盤や電気通信設備とNTTの役割は、「我が国の通信インフラ全体を支える公共的な役割を担っており、そのような役割を今後も担い続けることが求められて		

	<p>いること」、「NTTの経営の安定と適正な事業運営を確保することは、NTTだけでなく、我が国の通信事業者全体の通信サービスの安定的な提供を確保する上で重要」との指摘のとおりです。特定の者による経営の支配や株主権の濫用を回避し、NTTの経営の安定と適正な事業運営を確保するためには政府が安定株主となることが不可欠で、政府の株式保有義務の維持に賛同します。</p>	
	【JMITU通信産業本部】	

(2) 各種認可事項等の在り方

意見6-2 NTTに関する各種認可事項等のうち維持すべきとされた事項について賛同。ただし、合併等の認可については、公正競争の確保の観点から株式取得も対象とすべき。また、事業計画の認可においては、NTT持株がグループ会社等と企業結合を行う場合に、競争阻害性の観点からの確認が必要。

考え方6-2

277	<p>NTTに関する定款変更、合併等、新株募集や事業計画等の各種認可事項の維持について賛同いたします。ただし、合併等の認可については、以下の理由により規律の強化が適当と考えます。</p> <p>NTT法では、NTTの公益性や、巨大性・独占性に着目して、NTT持株やNTT東西の業務範囲等を制限する「構造規制」を定めています。1985年の通信自由化以降、電気通信市場においては、固定電話がサービスの中心である中、構造上の問題(独占的分野と競争的分野の一体経営)を解消するため、構造分離により長距離通信市場の公正競争を図ることが目的であったと理解しています。</p> <p>今後の社会・経済のデジタル化・DXが進展する市場環境変化を踏まえると、ソリューション市場で有力なNTTデータを持つNTTが、グループ内で法人向け事業を統合するような組織再編等を行った場合、公正競争への影響は甚大となることが想定されます。そのようなNTTグループ内の組織再編に対して、総務省においては合併等及び事業計画等の認可において公正競争の観点からも審査し、必要に応じて法的措置を講ずる必要があると考えます。</p> <p>この点、通信政策特別委員会(第18回会合)において林委員が指摘したように、「企業結合形態には、合併だけでなく、株式取得や事業譲渡等、様々な形態が考えられる」との見解が示され、「認可する際には、NTT法上の業務・責務を履行するうえで、担保措置の観点だけでなく、公正競争上の配慮も必要」との問題提起がありました。さらに、「事業を行わない</p>	<p>維持すべきとされた各種認可事項に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、合併等については、本答申(案)では、登録の更新制の対象にグループ内合併等を追加することが適当としているため、総務省においては、まずは本答申(案)に沿って制度整備を行うことが適当と考えます。</p>	無
-----	--	--	---

NTT持株であっても、完全子会社化等を通じて、グループ配下の事業統合を図ることにより、統合先の事業会社の市場支配力が強化される可能性があることから、「合併だけでなく、株式取得等を認可対象にすることも含め、検討することが求められる」との示唆がなされたと認識しています。

したがって、現行のNTT法第11条では、特殊会社であるNTT持株及びNTT東西が、旧NTTからの分離会社を含め、他社と合併する場合には、ユニバーサルサービスの安定的な提供等の確保の観点から、総務大臣認可を要する事項とされているところですが、今後は公正競争に影響を及ぼす組織再編についても、合併や分割に限定することなく、株式取得も含めて認可の対象とすべきと考えます。

また、事業計画の認可については、NTT持株によるNTTドコモの完全子会社の際に取り纏められた情報通信行政検証委員会「検証結果最終報告書」(令和3年10月1日)において、NTT持株の子会社による合併等は資産(ストック)の変化であり、損益(フロー)に関するものではないことから、NTTグループの事業統合については事業計画の認可の対象ではないとの見解が示されています。

しかしながら、NTT法第12条は「事業」計画と定めるのみであり、それを「損益」計画に限定して解釈する理由はないと考えます。NTT法第2条は、NTT持株の業務として「地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をすること」を定めており、現に資産に関する事項が事業(業務とは事業の一部である)に含まれることを認めています。

加えて、NTT持株は大会社かつ有価証券報告書提出会社であるため、連結計算書類の作成義務(会社法第444条第3項)があり、当該会社及び子会社からなる企業集団の財産及び損益の状況を示す必要があります。連結計算書類は、企業集団を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態及び経営成績を総合的に報告するために作成するものである観点からすれば、NTT持株においては、他の企業と企業結合を行い、それによつて拡大する損益が事業計画に影響することは明らかであると考えます。

したがって、今後の事業計画の認可の際は、ユニバーサルサービス提供責務の適正な履行を確保し、経営の適正かつ効率的な運営を確保することのみを目的とするだけでなく、NTT持株がグループ会社を含め他の会社と企業結合を行う場合は、競争阻害性の観点からも確認すべきと考えます。

	<p>なお、公正競争への影響が懸念される組織再編については、法的制約がない場合であっても、令和3年度年次レポートに定められる「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」に基づき、引き続き検証されるものと理解しています。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>		
	<p>意見6－3 小規模な非電気通信事業者との合併を対象外とすることや財務諸表の提出義務の撤廃に賛同。NTT持株や東西の業務等の在り方等、継続検討となったものに係る議論を踏まえつつ、継続議論を行っていくことが必要。</p>	考え方6－3	
278	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西の合併等の認可制について、小規模な非電気通信事業者との合併を対象外とすることは、活用業務の見直しとあわせて、M&A等による非電気通信事業者との合併がより機動的に実現可能となることから、賛同します。 また、事業者および行政コストの軽減の観点からも、財務諸表の提出義務の撤廃に賛同します。 <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	<p>本答申(案)では、各種担保措置等の在り方も継続議論することが適当としており、賛同の御意見として承ります。</p>	無
279	<ul style="list-style-type: none"> 各種担保措置等については、NTT持株や東西の業務等の在り方等、継続検討となったものに係る議論を踏まえつつ、継続議論を行っていくことが必要と考えます。 <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>		
	<p>意見6－4 NTT東西の小規模な非電気通信事業者との合併等の認可の除外については、本来業務や公正競争に影響を与えるため、小規模の基準の明確化、事後検証の仕組みの構築など、慎重な制度設計が必要。</p>	考え方6－4	
280	<p>NTT東西の小規模な非電気通信事業者との合併等の認可の除外については、公正な競争環境に影響を与えるものと考えており、通信政策特別委員会においても精緻な分析・議論が行われておりません。したがって、以下の2つの考慮要素を踏まえ、慎重な制度設計が必要と考えます。</p> <p>第一に、小規模な非電気通信事業者との合併であっても、当該事業者の事業内容や市場における位置づけによっては、NTTグループの市場支配力に影響を与える可能性があります。例えば、データセンターやクラウドサービス等、今後の成長が期待される分野の事業者との合併については、将来的な公正競争への影響を慎重に評価する必要があると考えます。</p> <p>第二に、個々の合併が小規模であっても、特定の事業分野における複数の企業買収によ</p>	<p>本答申(案)では、NTT東西が行う合併等の認可は、本来業務や公正競争への支障を確認するためのものであるため、小規模な非電気通信事業者との合併等であれば、公正競争に影響せず、本来業務への支障も少ないと考えられ、認可の対象外とすることが適当としていますが、具体的な制度は、総務省において、本答申(案)に沿って、今後検討することになるため、御意見は、その検討を行う際の参考とすることが適当と考えます。</p>	無

る合併が累積的に行われた場合には、結果として市場構造や公正競争に大きな影響を与える可能性があります。例えば、NTTグループであるNTTデータについては、その公共的性格に鑑みNTT持株の出資比率を段階的に引き下げてきた経緯がありますが、小規模な非電気通信事業者が認可対象から除外された場合、NTTデータを分割して小規模化した上で順次NTTグループ内に統合していくといった形で、これまで担保されてきた公正な競争政策を潜脱する懸念があります。したがって、合併の規模のみならず、対象となる事業分野や市場の特性、他の合併案件との関連性、さらには過去の公正競争政策との整合性等を総合的に考慮することが適当と考えます。

その上で、小規模な非電気通信事業者との合併等について認可対象から除外する場合は、以下のような基準を設けることで、公正競争に与える影響を低減できることから、今後の議論において検討を深めることが適当と考えます。

- ・対象となる「小規模」の具体的な基準(売上高や資産規模等)を明確に定めること
- ・特に重要な事業分野(データセンター、クラウドサービス等)については、規模にかかわらず認可対象とすること
- ・過去にNTTグループから分離・独立した会社及びその関連会社については、規模にかかわらず認可対象とすること
- ・一定期間内における合併等の累積的影響を評価する仕組みを設けること
- ・事後的なモニタリング体制を整備し、必要に応じて追加的な措置を講じることができるようすること

これらの制度的担保なく、小規模な非電気通信事業者との合併等を認可対象から一律に除外することは適当ではないと考えます。

【KDDI株式会社】

- 281 「合併等の認可は、NTT 東西の本来業務や公正競争への支障を確認するためのものであり、小規模な非電気通信事業者との合併等であれば、公正競争に影響せず、本来業務への支障も少ないと考えられる(本答申案 p.121)」とはいって、NTT 東西殿は電電公社から承継した我が国の通信インフラ全体を支え・高度化を通じて設備競争を補完する公共的な役割を果たすことが求められる全国規模の線路敷設基盤を保有し、当該公共的な役割を安定的に確保することが我が国の国民生活や経済活動の維持・発展に重要であることに鑑みると、少

	<p>なくとも、小規模な非電気通信事業者との合併等であっても、事後的に合併等による効果・本来業務や公正競争への影響を検証・把握していくことが必要と考えます。</p> <p>なお、NTTデータグループ殿を細分化し小規模な非電気通信事業者として合併する等のモラルハザードが生じた場合に関しては、現行NTT法第16条に規定される監督規定に則り、総務省殿において適切に対処されるものと理解しています。</p>	
282	<p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p> <p>「NTT東西の合併等の認可については(略)小規模な非電気通信事業者との合併等を対象外とすることが適當」(P121)とされているところ、電気通信市場における事業者間競争の維持・促進、市場支配的事業者による禁止行為規制の潜脱の抑止等の観点から、「小規模な非電気通信事業者」の定義を明確化すべきと考えます。</p>	
283	<p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p> <p>NTT殿に対する各種認可事項等のうち、定款変更、合併等、新株募集や事業計画等の認可について、重要事項であり引き続き維持することが適當とされたことに賛同いたします。</p> <p>ただし、NTT東西殿の合併等の認可に関し、小規模な非電気通信事業者との合併等を対象外とすることについては、公正競争にまったく影響を与えないとは限らないと考えられることから、公正競争を確保するために法的に位置付けることが適當とされている規制のPDCAサイクルによる検証を行うことが適當と考えます。</p>	
<p>(3) 法形式の在り方</p>		
<p>意見6－5 NTT法を廃止する合理的な理由はなく、NTT法は維持・強化することが適當。</p>		<p>考え方6－5</p>
284	<p>現時点において、NTT法を廃止する合理的な理由はなく、NTT法は維持・強化することが適當であり、電気通信事業法への統合には反対いたします。</p> <p>第一に、NTT法と電気通信事業法は、その趣旨・目的において本質的に異なる法体系です。NTT法は、日本電信電話公社という公共企業体を民営化する過程で制定された特殊会社法であり、「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社について定める」(第1条)ことを目的とする組織法です。NTTには日本電信電話公社から承継した「特別な資産」を活用して、採算性にかかわらず国民生活に不可欠な電気通信役務を提供する責務が課されており、このような公益性に基づく規律は、特殊会社法という法</p>	<p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本答申(案)のとおり、NTTに関する規律の法形式については、総務省において、我が国の法体系との整合性など法技術的な面等にも留意した上で、必要な規律を適切かつ確実に担保できる形式を検討することが適當と考えます。</p>

	<p>形式によってのみ実現可能です。</p> <p>これに対し電気通信事業法は、電気通信事業者一般に対して、その事業運営の適正性と合理性を確保するための事業規制法です。特に重要な点として、NTT持株会社は電気通信事業者ではなく、「NTT東西の株式保有等を通じて適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること」を目的とする特殊会社であり(NTT法第1条の2)、林委員が指摘するように「電気通信事業法は電気通信事業に関する規律が念頭にあり、『非』電気通信事業者であるNTT持株に対して、同法で業務範囲、合併等に関する規律を整備することができるのか」という根本的な問題があります。</p> <p>両法は、前者が特殊会社としてのNTTの組織・業務範囲等を規律し、後者が電気通信事業者一般の事業活動を規律するという異なる役割分担の下、電気通信分野における公正競争の確保のための法体系として相互補完的に機能してきたものです。</p> <p>第二に、答申(案)が挙げる法統合のメリットである「規律の一覧性の向上」は、実質的意義を欠く形式的なメリットにすぎないと考えます。日本郵政株式会社法と郵便法、JR会社法と鉄道事業法など、他の公益事業分野においても、特殊会社法と事業規制法は別々の法令として規定することが一般的です。これは、特殊会社に対する組織的規律と、一般的な事業規制では、その規律の性質や目的が本質的に異なることを反映したものと理解しています。放送法のように特殊法人(NHK)に対する規律と一般的な事業規制を一つの法律に規定している例も存在しますが、これは戦後のGHQの意向を反映した極めて特殊な経緯によるものと理解しています。</p> <p>(参考)NHK放送文化研究所HP https://www.nhk.or.jp/bunken/summary/research/report/2008_04/080404.pdf</p> <p>したがって、NTT法は独立の法律として維持・強化されることが適当であり、電気通信事業法への統合は、公正競争の確保という政策目的の達成を著しく困難にするおそれがあると考えます。</p>	
285	<p>【KDDI株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の答申案の内容で一定の方向性を示されている以上、NTT法廃止の議論を検討課題に上げることに反対、現状のNTT法の維持・強化を強く要望します。 <p>【株式会社JPIX】</p>	

意見6-6 NTT法と電気通信事業法は、趣旨や目的が異なること等から、「NTT法に規定されているNTTの目的・業務・責務や担保措置等を電気通信事業法に規定し、結果としてNTT法を廃止する案」は適切ではない。	考え方6-6
<p>286 NTT法に規定されているNTTの目的・業務・責務や担保措置等を規定する法形式として、①引き続きNTT法に規定する案と、②電気通信事業法に規定し、結果としてNTT法を廃止する案の2つが挙げられていますが、以下の観点から、②については適切ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • NTT法と電気通信事業法とでは、その趣旨目的が異なり、NTT法は、電話のユニバーサルサービスとしての提供を責務とするNTT持株殿、NTT東西殿の事業について定め、責務に照らして組織や行為等に制限をかけ、義務を課すことによってその責務の遂行を確保しようとするものであるのに対し、電気通信事業法は、公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保のために、事業毎の公正な競争の確保とその提供される役務内容を規律することにより、利用者が当該サービスの利用に関する利益を享受できるようにすることを主な目的としていること。 • 現行のNTT法の規律を電気通信事業法に統合・移管し、NTTの事業に関する規律を独立の章や節としたとしても、当該規律の条文解釈には電気通信事業法の法目的に照らした影響が生じ、今後NTT持株殿、NTT東西殿の事業の規律に関して予期せぬ解釈変更が生じる可能性が生じる懸念があり、現在の法律の下で保たれる水準を維持できなくなるおそれがあること。 • 現在NTT法にて規律されているNTT持株殿は、電気通信事業者では無いため電気通信事業者を規律する電気通信事業法では規制が出来ないこと。 • 現時点で、NTT法を廃止し他の法律へ統合する前提となる根拠が欠落しており、統合により解決すべき課題が提示されていないこと。 • (例えば、本答申案において政府の株式保有義務の維持の方向性が示されていることからも、NTT法を廃止する論拠を失っていること) • 本答申案の検討を行った通信政策特別委員会においても、構成員よりNTT法を維持すること・慎重な検討が必要であること等の意見がなされていること。 	<p>考え方6-5のとおりです。</p> <p>無</p>

【ソフトバンク株式会社】

	意見6-7 NTTが特別な資産を保有している点や法制度上の継続性・安定性の確保からも、必要な規律は、引き続きNTT法で規定することが必要であり、NTT法は廃止すべきではない。これまでNTT法と電気通信事業法が両輪となって電気通信市場を補完する機能を担ってきたため、必要な規律を適切かつ確実に担保できる形式となるよう慎重な考察を行うべき。	考え方6-7	
287	現在のNTT法の規定の見直しにおける法形式については、NTT殿が電電公社の「特別な資産」を承継した特殊会社であることを踏まえれば、必要な規律を引き続きNTT法において規定することにより、法制度上の継続性・安定性を確保することが必要と考えます。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】	考え方6-5のとおりです。	無
288	通信政策特別委員会、各ワーキンググループでの議論を通じ、最終報告書案において多くの論点につき現行の枠組みを維持する方針が示され、特別な資産を保有するNTT殿の義務を規定した構造規律の重要性が再認識されたところです。 電気通信事業者、地方自治体等181者からも意見表明がなされている通り、NTT法は廃止すべきではありません。今後ともNTT法と電気通信事業法の両輪が機能する前提のもと、イノベーションや地方創生の促進により市場・わが国経済の発展を目指すべきと考えます。 総務省殿のご高配を何卒よろしくお願い申し上げます。 【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】		
289	本答申案における見直しを含め、NTTの目的・業務・責務や担保措置等の規定は極めて重要であり、「継続性・安定性」からも、引き続きNTT法で規定することを強く求めます。 【JMITU通信産業本部】		
290	NTTに関する規律の法形式の検討に際しては、これまでNTT法と電気通信事業法が両輪となって電気通信市場を補完する機能を担ってきたことから、昨年10月29日に開催された通信政策特別委員会(第17回)における林委員からの以下のような意見(公表されている議事録より弊社にて抽出・要約)に特に留意した上で、必要な規律を適切かつ確実に担保できる形式となるよう慎重な考察を行うべきと考えます。 ・NTT法による「構造的措置(構造規制)」と電気通信事業法による「非構造的措置(行為規制)」によって、電気通信分野における適正な競争環境が担保してきた。 ・特殊会社としての業務・責務及びこれらを担保するための措置を規定するNTT法に対し、電気通信事業法は一般的な業規制を規定するという立てつけを維持している。		

	<p>・NTTに厳格なあまねく提供責務が課せられているのは電電公社により構築された「特別な資産」を継承しているからであり、このような義務は「特別な資産」を有しない他の事業者は代替できない。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
意見6-8 答申(案)を踏まえた法令改正に当たっては、事業者の経営の自由度を阻害することのないよう、必要最低限の規制としていただきたい。		考え方6-8	
291	<ul style="list-style-type: none"> ・本答申(案)を踏まえた法令改正にあたっては、事業者の経営の自由度を阻害することのないよう、必要最低限の規制としていただきたいと考えます。 <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	御意見は、今後の参考とさせていただきます。	無

■ 今後総務省において実施すべき事項

No.	意 見	考え方	案の修正
	意見7-1 「総務省において実施すべき事項」には、NTT東西の線路敷設基盤の同等性確保の実態把握等の検証も追加すべき。	考え方7-1	
292	<p>P87 の 「総務省において、以下の対応を行うことが適当である。</p> <p>① NTT東西の線路敷設基盤について、自己利用と他者利用との間で同等性が確保されていないと考えられる事例の実態(当該事例の有無や内容等)を検証すること</p> <p>② その検証の結果、必要と認められる場合は、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の見直しを含めて、必要な措置を講ずること</p> <p>についてもP124の実施事項に追加掲載すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	「今後総務省において実施すべき事項」は、速やかに制度整備が必要な事項を記載しているものであるところ、御指摘の事項は、本答申(案)のとおり、まずは、総務省において、同等性の確保等について検証することが必要な事項としているため、原案のとおりとさせていただきます。	無
	意見7-2 見直しに当たっては、NTTグループの意見等も十分に踏まえて検討いただきたい。特に、電話・ブロードバンドの最終保障提供責務を履行するに当たっての整備費・維持費の補填については、今後の制度化において確実に実現いただけるよう検討・設計することを要望。	考え方7-2	
293	<ul style="list-style-type: none"> 本答申(案)に記載された事項に加え、見直しにあたって必要となる事項については、当社および当社グループ会社の意見等も十分に踏まえたうえで、検討・実施いただきたいと考えます。 特に、第5章(ユニバーサルサービス交付金制度)の当社意見のとおり、NTT東西が最終保障提供責務を履行するにあたっては、電話・ブロードバンドともに、整備費・維持費の双方について、必要十分かつ過大でない補填が不可欠であることから、今後の制度化において確実に実現いただけるよう検討・設計いただきたいと考えます。 <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社】</p>	御意見は、今後の参考とさせていただきます。	無

■ その他

No.	意 見	考え方	案の修正	
	意見8-1 インフラシェアリング事業者に対する公益事業特権を付与する案などが示されている 答申(案)に賛同。	考え方8-1		
294	<p>長年の間企業サイドで通信政策に関与し、現在は企業に属さない自由な一国民として最終答申(案)に賛同いたします。</p> <p>防衛費財源としてのNTT法廃止議論から端を発した通信政策の在り方議論が市場環境の変化に対応した本答申に結実しています。</p> <p>NTTの市場支配力を抑制し、参入企業の育成を重視する考え方を踏襲してきた従来の通信政策からNTTを世界トップレベルの企業として成長させ、日本の経済力向上に寄与させるという新たな視点が打ち出されています。</p> <p>同時に競合各社にとって近い将来の自動運転時代に死活問題となるであろうアクセス系の開放にも、自民党提案の国有化民営化4案からインフラシェアリング会社にも公益事業特権を与える案が新たに示されていて卓見です。</p> <p>鉄塔に重点を置いた報告書案ですが、アクセス系線路設備にも適用可能であることを併記すると一層明示的になると思います。</p> <p>今後もネットワークを取り巻く環境の変化や技術の進展等が想定されるため、線路敷設基盤の譲渡等に関する規律の在り方については、これらの環境変化を踏まえつつ、電気通信設備や線路敷設基盤の効率的な保有・運用とサービスの安定的な提供を併せ確保する観点から、引き続き検討することが適当である。(p59 第2章 NTT東西の通信インフラの在り方 第1節 NTTが果たすべき役割とその線路敷設基盤や電気通信設備の在り方)</p> <p>アクセス部門の分離の趣旨である利用の同等性・公平性の確保について、ネットワークの開放ルール等の見直しを含む他の手段による措置の要否を含め、検討することが適当であること (p61 第2節 NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方)</p> <p>インフラシェアリング事業を行う者から(中略)公益事業特権の付与が受けられるようにする</p>	賛同の御意見として承ります。	無	

	<p>ことを求める意見が示されていること等を踏まえ、インフラシェアリング事業の促進の在り方について検討するものである。（p81 第2節 インフラシェアリング事業の促進の在り方）</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>		
	<p>意見8-2 「民間事業者による信書の送達に関する法律」の法令番号を記載した方がよい。「さらに」と「更に」は、字句を揃えた方がよい。</p>	考え方8-2	
295	<ul style="list-style-type: none"> ・91ページの19行「民間事業者により信書の送達に関する法律」の法令番号を記載したほうがよい。 ・2ページの9行「さらに」と、3ページの7行「更に」とは、どちらかに字句を揃えたほうがよい。 <p style="text-align: center;">【個人】</p>	御意見を踏まえて、修正することとします。	有
	<p>意見8-3 楽天モバイルのプラチナバンドが極端に狭いため、プラチナバンドの再割当てをすべき。NTTがプラチナバンドの再割当てに反対していることも問題。</p>	考え方8-3	
296	<p>楽天モバイルに他社と同程度のプラチナバンドを割り当ててください。 モバイルのカバー率の件だが、楽天モバイルに割り振られているプラチナバンドが極端に狭い。そのせいで楽天は通信環境が劣悪になってしまっている。 楽天モバイルにプラチナバンドを割り当てるべきは総務省の判断。行政の裁量でここまで通信環境に差をつけてしまっていいのかと思う。 電波の割り当てに関して、天下りなどによる強い偏りを感じます。楽天モバイルは新規参入であり、docomoやkddiと比べて天下りなどを通じた付き合いは短いと思います。だからといって天下り歴の長さで判断するのはどうかと思う。 行政として公正な判断を！</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	御意見は、総務省において、今後の施策の参考とされるものと承知しています。	無
297	<p>楽天モバイルへ割り振られているプラチナ帯が非常に狭いから、プラチナ帯を再割り当すべき。 NTTが国営企業として築いた権力で全力でプラチナ帯の再割り当てる反対していく、そのことについて行政指導をしてほしい。元国営企業が寡占市場へ誘導する行為は言語道断だと思う。 総務省もNTTに天下りで支配されていて、それほど期待もしないが。あまりにも露骨過ぎ。</p>		

	【個人】			
298	<p>NTTがプラチナバンドのバンドの再割り当てに反対していて、その意見を総務省が全て鵜呑みにしているのはおかしい。</p> <p>NTTは税金で巨大になった元国営企業だ。その立場を理解せず、プラチナバンドの再割り当てに反対するなど、電波を独占し、市場を停滞させている。あろうとか総務省は楽天モバイルに対して、非常に狭い余りのプラチナバンドしか割り当てていない。NTTの意見は丸呑み、新規参入の楽天には冷遇、そんなことありえない。</p> <p>税金で蓄えたその巨大な資金力で多くの天下り先を用意し、総務省などに圧力をかけ、独占的にふるまうNTT。総務省は厳しく指導するべきなのに、天下りにより逆に支配されている。こんな構図あってはならない。現在、財務省解体などと呼ばれているが、総務省も解体したほうがいい。職員の方々は残業などで大変だと思う。しかし実態は天下り先の確保に奔走しているだけで、国民にとってマイナスに働いてることもお忘れなく。</p>			
【個人】				
意見8-4		考え方8-4		
299	<p>通信インフラは、国防や通信の秘密保持の観点から重要だと思います。しかしながら、半日経過してもディストリビューテッドデニアルオブサービス攻撃に対応できない現状などを踏まえると、過度な公的保護により、特定の通信事業者において、健全な競争原理や人事評価、人材育成などが阻害されているのではないかという疑念を抱いてしまいます。まともな技術者が育つ環境整備に繋がる内容となることを期待します。</p>	【個人】	<p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
意見8-5			考え方8-5	
300	<p>KDDI高橋、ソフトバンク宮川、楽天三木谷。其の方、NTTと対等に競争するだけの力を持ちながら、NTTを御したいと企む自民党そして総務省の反NTT法廃止派達と結託し、過剰に不安を煽り改革を妨害、挙句この混乱に乘じNTTへ更なる規制を画策、競争を停滞させ民に不利益を齎そうとした試み、言語道断。潔く身を引くがよい。</p>	【個人】	<p>御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>	無